

青梅市みどりの基本計画 (案)

令和7（2025）年〇月

青梅市

都市計画審議会・環境審議会の意見による修正	：黄色マーカー
パブリック・コメントによる修正	：水色マーカー
東京都意見照会による修正	：オレンジマーカー
事務局による修正	：赤字

目 次

第1章 みどりの基本計画について	3
1 みどりの基本計画とは	4
2 計画改定の趣旨	4
3 計画の位置付け	4
4 計画の目標年次	4
5 計画の対象区域	4
6 対象とする「みどり」とその機能	5
第2章 みどりを取り巻く現況と課題	7
1 青梅市の概況	8
2 みどりを取り巻く社会情勢	13
3 みどりの特徴	15
4 みどりの現況	17
5 みどりのまちづくりに関する取組実績	30
6 従前計画の目標達成状況	33
7 みどりのまちづくりの課題	35
8 計画改定の視点	37
第3章 みどりの将来像	38
1 基本理念	39
2 みどりの将来像	40
3 基本方針	42
4 計画の目標	43
第4章 将来像実現のための施策	45
1 施策の体系	46
2 個別施策	47

3 重点プロジェクト	58
第5章 地域別のみどりのまちづくり	63
1 東部地域	65
2 西部地域	68
3 北部地域	71
第6章 緑地等保全・管理の方針	74
1 都市公園の整備および管理の方針	75
2 特別緑地保全地区の保全に関する事項	76
3 生産緑地地区の保全に関する事項	80
4 緑化重点地区	81
第7章 計画の推進にあたって	83
1 各主体の役割と取組体制	84
2 進行管理	85
資料編	86
1. 市民アンケート	87
2. 小学生アンケート	96
3. 中学生アンケート	98
4. 青峰学園アンケート	99
5. 高校生アンケート	103
6. 地域別座談会	109
7. オンライン交流会	111
8. パブリック・コメントの意見と対応	113
9. 策定経過	114
10. 用語解説	118

※本文中の注釈「*」について、用語の説明をしています。

第1章 みどりの基本計画について

第1章 みどりの基本計画について

1 みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法*第4条にもとづき、市町村が中長期的な視点から、その区域内における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するために定める計画です。

本市では、平成 11（1999）年に「青梅市緑の基本計画」を策定し、その後平成 21（2009）年に一部見直し、平成 26（2014）年 5 月に計画全体を改定しています。

2 計画改定の趣旨

平成 26（2014）年 5 月に改定した「青梅市緑の基本計画」（以下、「従前計画」という。）から 10 年以上が経過し、令和 5（2023）年度末で目標年次を迎えました。その間、人口減少・少子高齢化の進行や深刻化する地球環境問題、自然災害の激甚化・頻発化等の課題への対応が求められているほか、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として生活様式や働き方が多様化し、Well-being*向上へのニーズが高まるなど、本市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。

こうした中で、本市では、行政運営の最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画*」の策定、「青梅市都市計画マスタープラン*」や「第3次青梅市環境基本計画*」をはじめとする上位・関連計画の改定を行いました。「青梅市みどりの基本計画」（以下、「本計画」という。）においても、社会経済状況や環境問題への対応、上位・関連計画との整合を図るため、改定を行うものです。

3 計画の位置付け

本計画は、「第7次青梅市総合長期計画」や「青梅市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「第3次青梅市環境基本計画」や「青梅市生物多様性地域戦略*」などの関連計画と調和・整合を図ります。

また、広域的な視点として、東京都の関連計画を踏まえた計画とします。

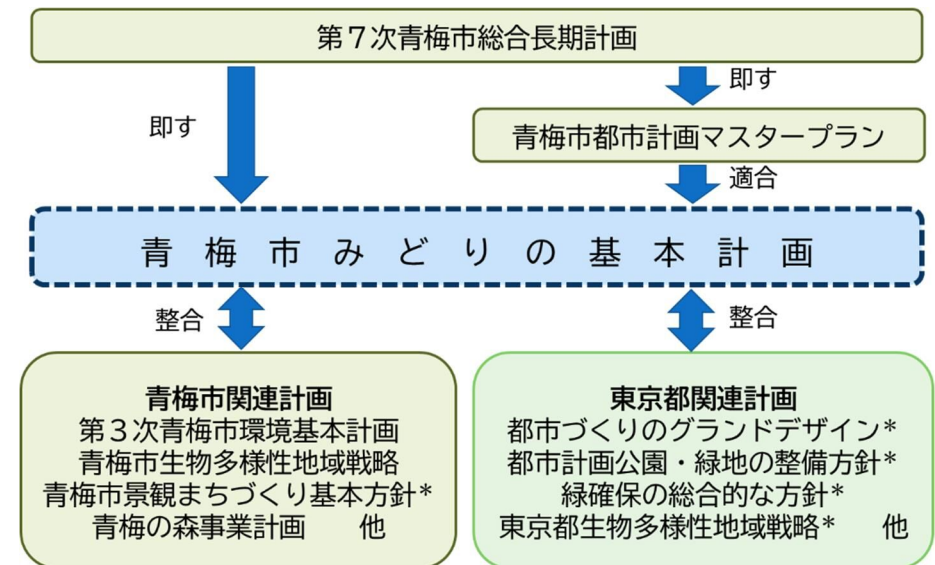


図 1-1 みどりの基本計画の位置付け

4 計画の目標年次

本計画の目標年次は、10 年後の令和 16（2034）年度とします。

5 計画の対象区域

対象区域は、市全域とします。

6 対象とする「みどり」とその機能

(1) 対象とする「みどり」

本計画が対象とする「みどり」は、樹林、樹木、生け垣、草地等のほか、それらを含む公園緑地等のオープンスペース*、農地、水面等で構成される土地や空間とします。

なお、従前計画では、「みどり」は漢字の「緑」を用いていましたが、対象とする「みどり」を広く捉えていることから、本計画では、ひらがなで「みどり」と表現します。

(2) みどりの機能

みどりは多面的機能を有しており、自然環境の形成や快適な生活を営む上で重要な役割を担っています。主な機能は次のとおりです。

ア 環境保全機能

- 樹林や水辺地等のみどりは生き物の生息・生育の空間となり、河川や街路樹などと点在する小さい緑地が連続することで、エコロジカルネットワーク*を形成します。
- 植物は、空気の浄化、騒音や振動を軽減する効果があるほか、二酸化炭素の吸収により脱炭素化に貢献します。
- 公園緑地や街路樹、庭木などの市街地のみどりは、快適で潤いのある生活環境を形成します。

イ 防災・減災機能

- 市街地の河川や農地、街路樹等は、火災時の延焼、災害の拡大を防ぎます。
- 災害発生時には、公園緑地等のオープンスペースは避難場所や応急活動拠点として利用されます。
- 街路樹等や生け垣、庭木などで沿道が緑化された道路は、安全な避難路となります。

- 樹林や農地等は透水性や保水性があり、雨水が河川や雨水管に直接流出することを防ぐことにより、浸水等の水害の発生を抑制します。

ウ 景観形成機能

- 地域に残る史跡や社寺と一体となった樹林、名木・古木などは、地域の歴史風土を伝えるとともに、地域のシンボルやランドマーク*になっています。
- 山地や丘陵地、河川などは、地域固有の風景や自然景観を形成します。
- 市街地の樹木や花壇は、無機質な都市景観を和らげる効果があります。

エ コミュニティ形成機能

- 自然の中での散策等の活動、農業体験などは、自然との親しみやふれあい、健康づくりに寄与します。
- 公園緑地は、こどもや高齢者などあらゆる人々が、安全で快適にレクリエーション*を行える場であり、遊びや運動、休息、環境学習などの場として利用されます。
- 公園緑地の清掃や花壇の管理、森林の保全などのみどりに関する活動は、市民や関係者等のコミュニティ形成に役立ちます。

オ 地域振興機能

- 身近に自然やみどりが多くある住みよい環境は、都市の魅力向上につながります。
- 山地や丘陵地、河川、大規模な公園緑地などは、広域的かつ多様な交流・観光拠点となり、それらを結ぶ道路、ハイキングコース、遊歩道によるネットワークの形成は、相互の利活用に役立ちます。
- 山地は木材、農地は農畜産物の生産の場として、農林業の振興により地域の活性化につながります。

（3）期待されるみどりの機能

世界的に SDGs（持続可能な開発目標）の実現に取り組んでいます。SDGs の17の目標は「経済」、「社会」、「自然資本」に分類されますが、自然資本が基盤となっています。

また、気候変動対策や生物多様性*の確保に向けて、温室効果ガス*の排出量を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル*」や生物多様性の損失を食い止め、回復させる「ネイチャーポジティブ*」の取組が、世界的に進められています。

日本では、環境課題のほか、人口減少という社会課題への対応とともに、価値観の多様化や生活様式の変化による Well-being 向上の高まり、こどもまんなか社会*の実現など、人中心のまちづくりが求められており、都市緑地が持つ多面的機能の活用、脱炭素化の推進の2つの取組からなるまちづくり GX*を推進しています。

このような社会課題の解決に向けて、都市緑地法等が改正されるとともに、社会資本（インフラストラクチャー）*の整備やまちづくりに、多面的機能をもつみどりを持続的に活用する「グリーンインフラ*」の取組が進められています。

第2章 みどりを取り巻く現況と課題

第2章 みどりを取り巻く現況と課題

1 青梅市の概況

(1) 都市特性

本市は、東京都の西北部、都心から40～60km圏に位置し、「秩父多摩甲斐国立公園」の玄関口にある豊かな自然環境に恵まれた都市です。

本市の総面積は、東京都の約5%を占める103.31km²で、その6割以上を森林が占め、その間を東西に多摩川が貫いています。この豊富な森林と多摩川は市民に憩いと潤いを与えるとともに首都圏における観光・レクリエーションの場として賑わっています。

市域西部には御岳山に代表される山地が分布し、それらの山地の樹林地を水源とする多摩川水系や荒川水系の河川が多く流れています。東部の扇状地*には市街地が形成され、その南北には丘陵地*が市街地を包み込むように分布しています。

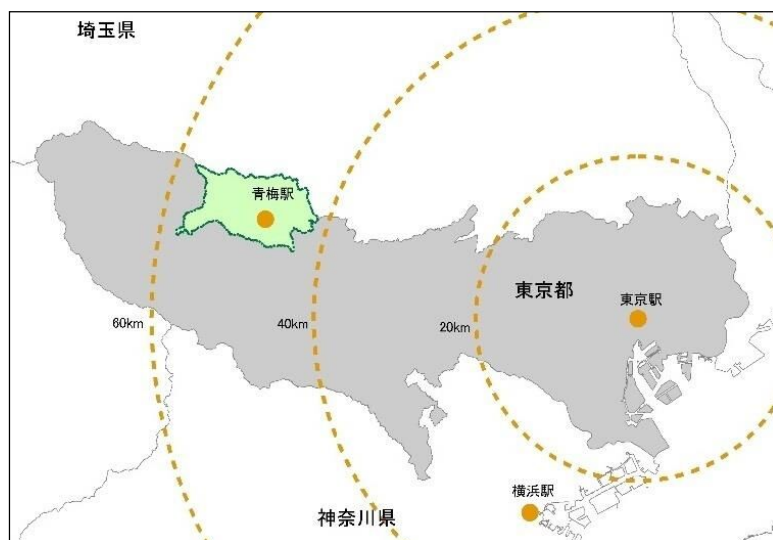


図 2-1 青梅市の位置

資料：国土数値情報

(2) 地形・地質

本市は、関東山地と武蔵野台地が接続するところに位置しています。市域西部の山地は、標高900～1,000mの高地から東に向かい高度を下げて、標高300m付近で、丘陵地となっています。丘陵地は、市街地の北部に加治丘陵、南部に長淵丘陵が位置し、その間を扇状に台地が開けています。台地の中央を西から東へ流下する多摩川の両岸は、浸食が進み、その上に河岸段丘*が形成されています。また、霞川、成木川および黒沢川周辺には低地が分布しています。

市域の海拔最高点は鍋割山の1,084m、最低点は北東に位置する成木川兩郡橋下流の103.5mで、高低差約1,000mと起伏に富んでいます。地質は、山地の大部分が秩父古生層からなっており、丘陵地および台地においては、上部層をいわゆる関東ローム層がおおい、その下に砂れき層が広がっています。

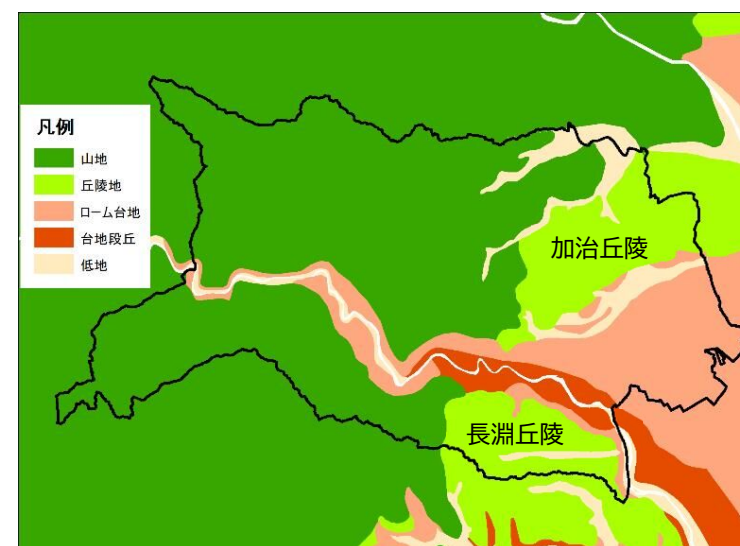


図 2-2 地形区分図

資料：国土数値情報

(3) 水系

本市には、市域中央を流れる多摩川水系、北部を流れる霞川、成木川等の荒川水系の二つの水系があります。このうち多摩川水系では多摩川、大荷田川、鳶巣川の3本、荒川水系では霞川、成木川、黒沢川、直竹川、北小曾木川の5本の計8本が一級河川となっているほか、多くの河川があります。

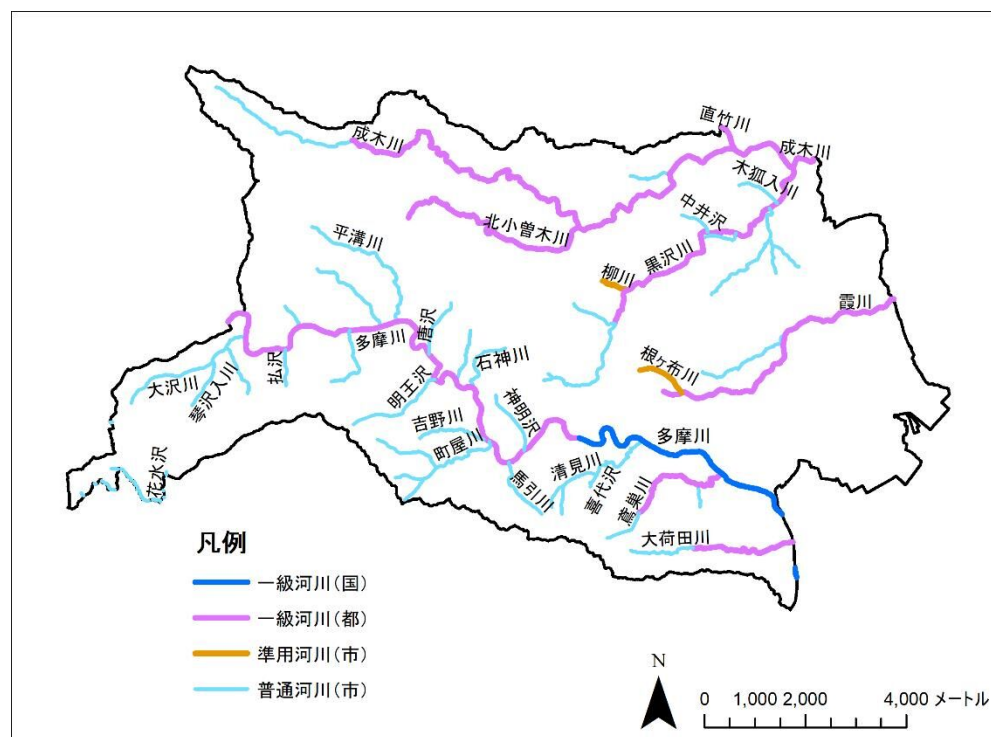


図 2-3 河川分布図

資料：国土数値情報

(4) 気象

アメダス青梅観測所における平成3(1991)年から令和2(2020)年の平年値は、平均気温は8月が最も高く 25.9℃、1月が最も低く 3.2℃、降水量は夏期に多く冬期が少なくなっています。

また、昭和52(1977)年から令和6(2024)年の年平均気温は、上昇傾向であることが分かります。

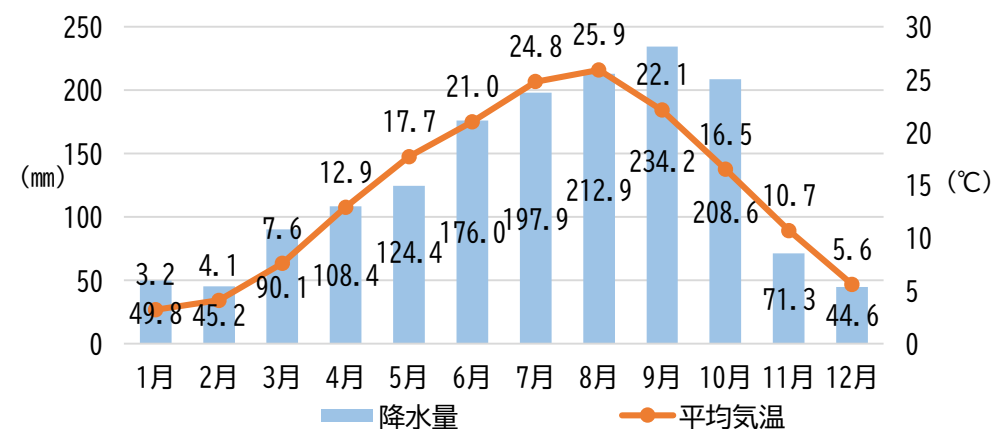


図 2-4 平成3年から令和2年の月別降水量と月別平均気温

資料：気象庁（アメダス青梅観測所）

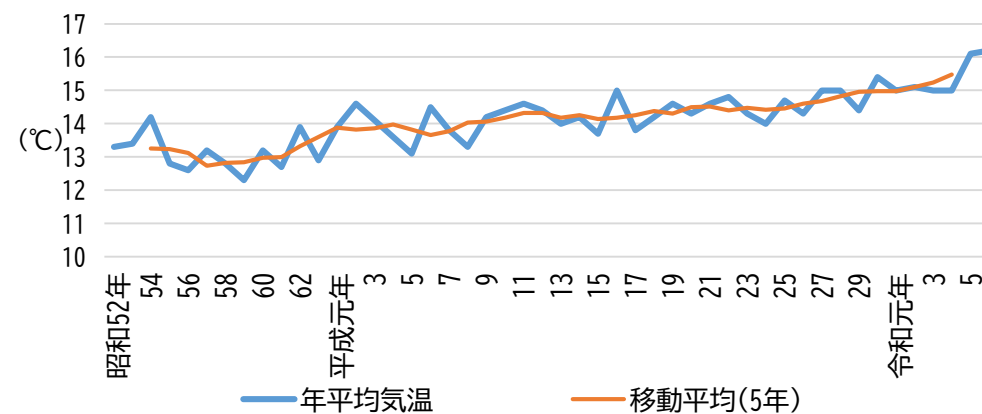


図 2-5 年平均気温の推移

資料：気象庁（アメダス青梅観測所）

(5) 土地利用

本市の土地利用は、森林が市域全体の6割以上を占めています。宅地は多摩川沿いと市東部の扇状地、成木川沿い、黒沢川沿いに形成されており、多摩川沿いと市東部の扇状地などは市街化区域*に指定されています。

また、市街化調整区域*のほとんどが森林ですが、ゴルフ場や採石場が点在しています。

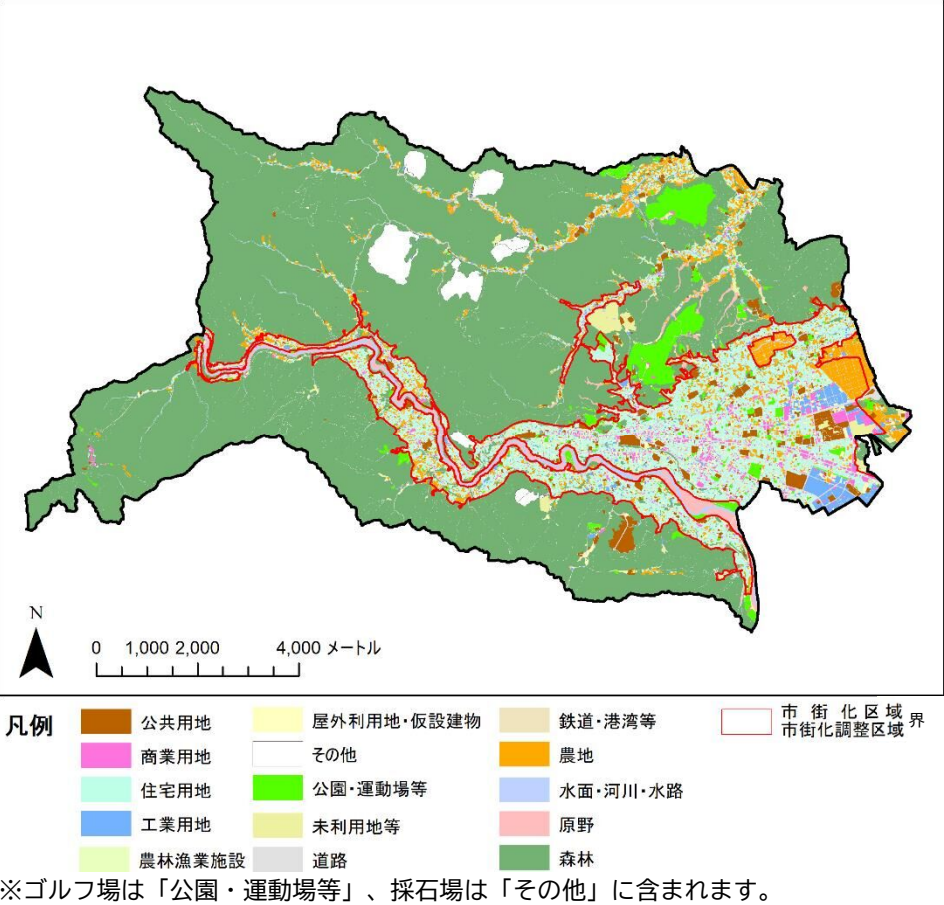


図 2-6 土地利用現況図
資料：令和4年東京都土地利用現況データ

平成24(2012)年から令和4(2022)年の土地利用の変化では、農地が41.0ha、森林が27.1ha減少し、住宅用地が37.6ha、未利用地等が24.9haの増加となっています。

表 2-1 土地利用の変化

分類	平成24年(ha)	令和4年(ha)	増減(ha) H24-R4
公共用地	245.3	246.0	0.8
商業用地	138.9	144.7	5.8
住宅用地	898.7	936.4	37.6
工業用地	171.9	150.9	-21.0
農林漁業施設	13.4	12.9	-0.5
屋外利用地・仮設建物	147.2	147.3	0.1
その他	183.8	199.5	15.7
公園運動場等	312.7	314.2	1.5
未利用地等	121.1	146.0	24.9
道路	521.9	526.0	4.1
鉄道・港湾等	15.7	15.7	0.0
農地	514.4	473.4	-41.0
水面・河川・水路	137.1	136.7	-0.3
原野	151.9	151.4	-0.5
森林	6,756.5	6,729.4	-27.1
計	10,330.6	10,330.6	—

資料：平成24年・令和4年東京都土地利用現況データ

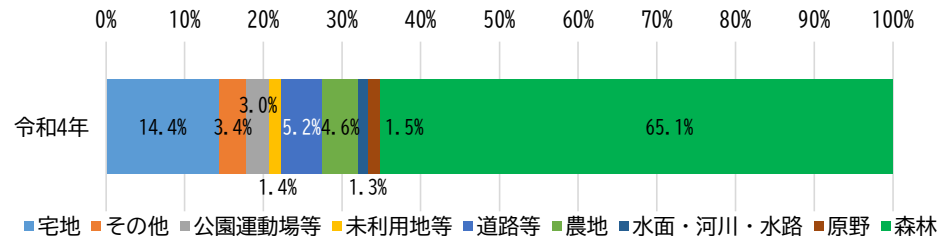


図 2-7 土地利用割合
資料：令和4年東京都土地利用現況データ

(6) 植生

本市の植生は、御岳山を中心とする標高700mを越す区域では、夏緑広葉樹林*帯に属するブナクラス域の代償植生*であるクリ-ミズナラ群集が優占しています。山岳高地から丘陵地へ移行する一帯は、スギ・ヒノキ・サワラ植林が大部分を占めています。丘陵地は、薪炭林*や農用林*として存続してきた二次林で、クリ-コナラ群集が優占しています。東部の台地はほとんどが市街地で、みどりの多い住宅地や畑雑草群落等が見られます。

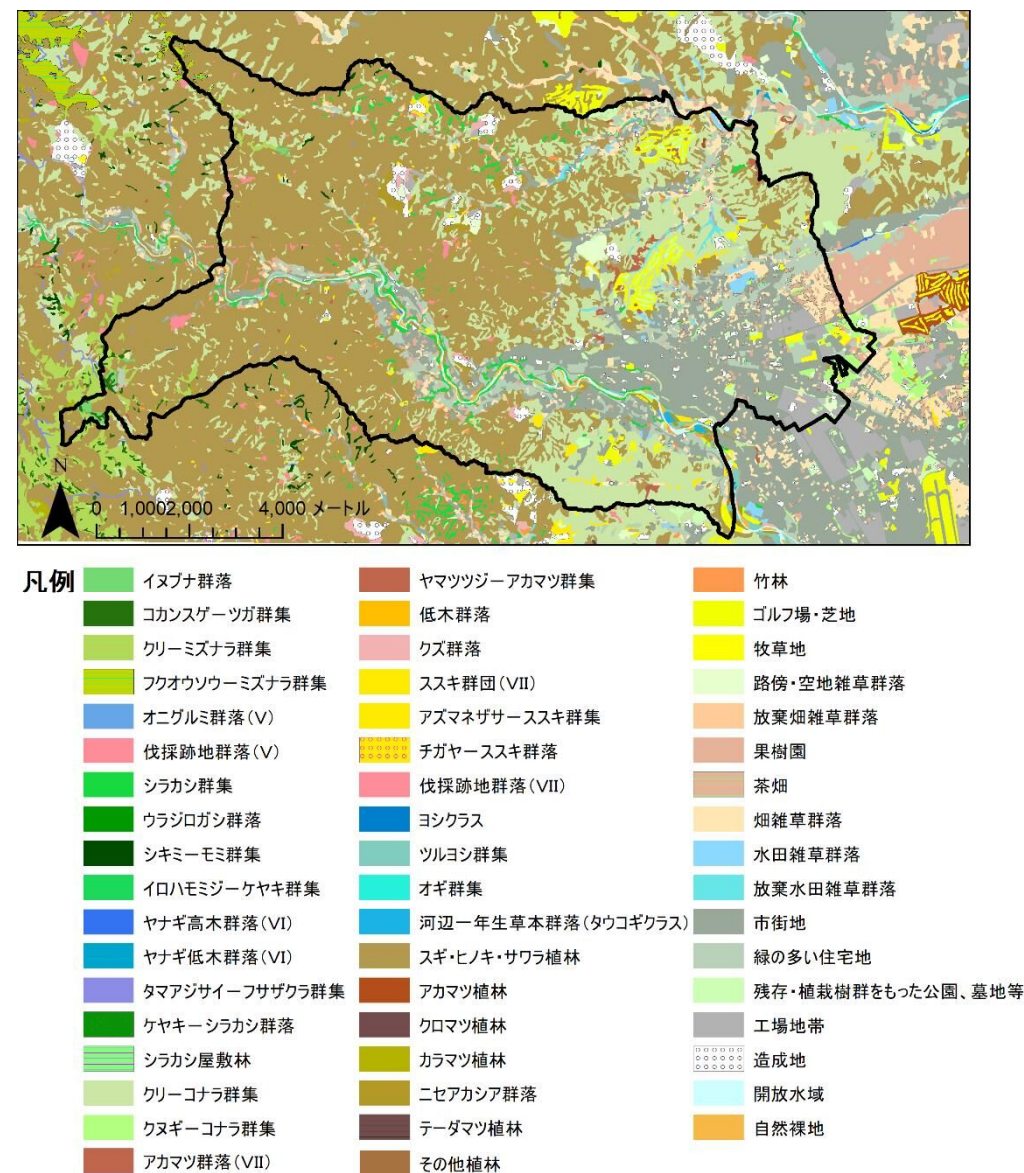


図 2-8 植生図

資料：環境省第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査

(7) 人口構成

令和7（2025）年1月1日時点の人口は129,105人、世帯数は66,053世帯です。人口は昭和30年代の5万人台から増加を続け、平成17年11月には最も多い140,840人となりましたが、平成20年代に入り減少に転じています。

また、年齢別人口は年少人口と生産年齢人口の割合が減少、高齢人口割合が増加し、高齢化が進んでいます。

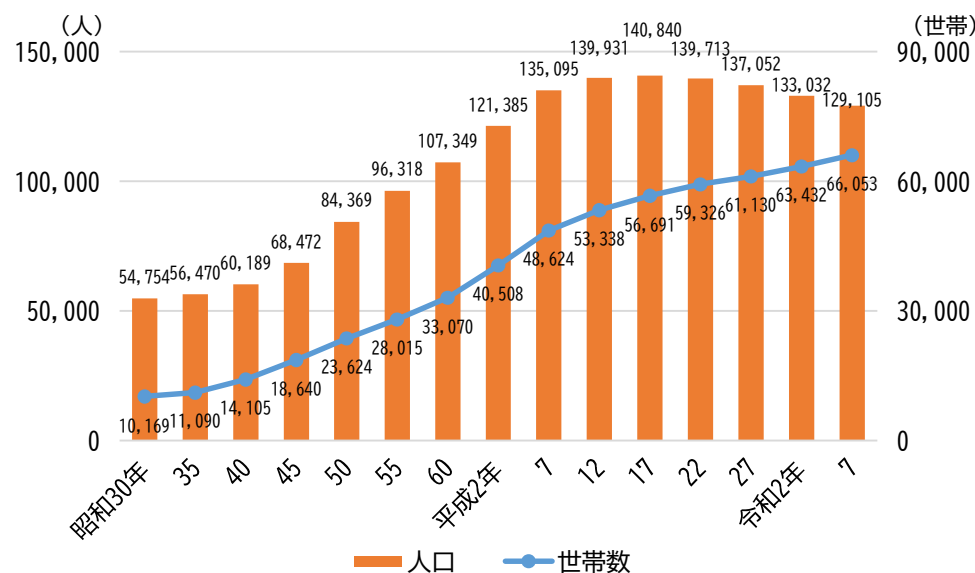


図 2-9 人口と世帯数の推移

資料：青梅市住民基本台帳（各年1月1日現在）

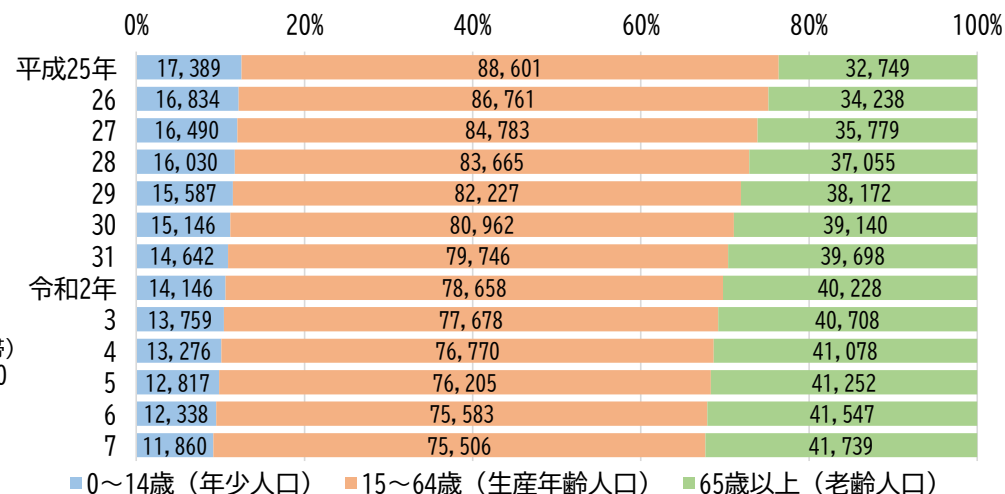


図 2-10 年齢別人口の推移

資料：青梅市住民基本台帳（各年1月1日現在）

また、青梅市人口ビジョン*（令和5（2023）年3月）の将来展望の人口推計では、目標年次である令和16（2034）年の人口は約11万人台と推計されています。

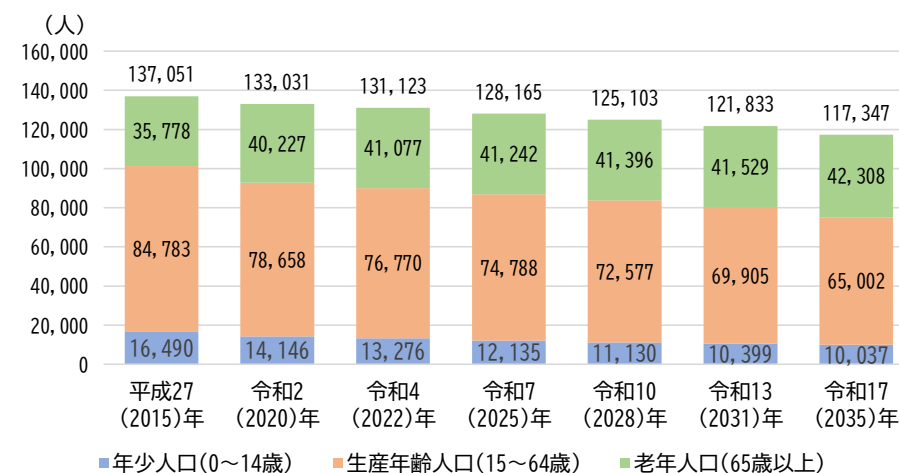


図 2-11 人口の将来展望

資料：青梅市人口ビジョン推計データより作成

2 みどりを取り巻く社会情勢

(1) 環境に関する世界的な潮流

世界における経済活動の拡大等により、気候変動*や生物多様性の損失等の環境関連リスクが深刻化し、地球規模での課題となっています。

気候変動対策の取組では、パリ協定*の1.5℃目標の達成に向け、日本は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和12(2030)年度に温室効果ガス*を平成25(2013)年度比で46%削減することを目標としました。また、東京都は、令和12(2030)年までに温室効果ガス排出量を平成12

(2000)年比で50%削減する「カーボンハーフ」を表明し、令和7

(2025)年3月には「ゼロエミッション東京*戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定するなど、「ゼロエミッション東京戦略」の実現に向けた取組を加速させています。本市では令和4(2022)年2月にゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素化の取組を推進しています。

生物多様性保全の取組では、国が「生物多様性国家戦略2023-2030*」を策定し、2030年のネイチャーポジティブを目指しており、東京都では令和5(2023)年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を改定しています。本市においても、平成30(2018)年に「青梅市生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性とその恵みを未来につなげる取組を進めています。

また、都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境を実現するため、令和6(2024)年に都市緑地法が改正されました。本市においても本計画にもとづき、みどりのまちづくりを推進します。

(2) 自然災害の激甚化・頻発化

近年、異常気象による自然災害が、世界的に発生しています。日本においても、毎年豪雨による風水害や土砂災害が発生しており、気候変動による災害の激甚化・頻発化が懸念されています。

令和元(2019)年の台風では、本市においても浸水被害や土砂災害が発生しました。

みどりには雨水貯留・浸透機能があり、みどりを良好な状態で維持することにより、水害の発生を抑える効果が得られます。

国や自治体では、気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対して、流域に関わるあらゆる関係者が協働で水害対策を行う「流域治水*」を推進しており、雨水貯留・浸透機能を持った広場や植栽空間等の整備を進めています。



図 2-12 流域治水の対策

資料：国土交通省

（３）Well-being の向上

働き方・暮らし方の意識、価値観の変化や多様化により、Well-being の向上が注目されています。SDGs（持続可能な開発目標）の一つにも、「あらゆる年齢の全ての人々の Well-being を促進すること」が位置付けられています。

また、こどもの Well-being を高めるために、こども基本法にもとづくこども施策が推進されています。

みどりがある環境は、ストレス軽減やリラックス効果があり、その中で体を動かすことは心身の健康につながります。さらに、公園緑地、地域の自然は、こどもの成長に不可欠な遊びや教育の場であり、これらを介した交流やイベントは、コミュニティの形成や醸成に寄与します。

（４）デジタル社会の急速な進展

近年のデジタル社会の進展は、人々のライフスタイルに変化をもたらし、IoT*やAI*、ビッグデータ*を活用した付加価値の創出、生産性の向上が推進されています。

公園緑地分野においては、公園台帳*のデータ化や公園管理のデジタル化等の公園DX*の検討や導入が進められており、公園緑地の運営管理の効率化やサービスの向上等が期待されています。東京都では、パークマネジメントマスタープラン*を改定し、デジタル技術を積極的に導入・活用し、管理の効率化と質の向上、多様なニーズに応じたサービス提供に活かすこととしています。本市においても、デジタル技術やビッグデータを活用した住民サービスの向上や課題解決が求められており、「スマートローカル青梅*」をコンセプトにデジタル化を推進しています。

今後のみどりのまちづくりでは、行政が保有するデータをオープンデータ*化し、官民協働による活用を推進するとともに、行政データの活用・分析にもとづく効果的な施策展開につなげることが期待されています。

（５）グリーンインフラへの期待

みどりが有する機能を活用するグリーンインフラの取組によって、社会課題解決に向けた次の効果が期待されます。

- 自然環境が保全または拡充します。
- 地域特有の歴史、生活、文化等を踏まえ、社会資本整備等の効果が自然環境の働きによって拡充します。
- Well-being などにつながる付加価値を生み出します。

東京都では令和5（2023）年に「東京グリーンビズ」を始動し、東京のみどりを「活かす」取組の一つとして、先行的に公共用地でのグリーンインフラの実装を推進しています。

本市の地域課題に対して、みどりを資本として取り入れ、みどりの持つ多面的機能を持続的に活用した取組を多様な主体が協力して進めることで、みどりのまちづくりの実現が求められています。

3 みどりの特徴

(1) きれいな水、空気、豊かな暮らしを届けるみどり

多摩川とその支流、荒川水系の霞川、成木川、黒沢川など、本市には多くの河川が流れており、その源流域の山々の多くは森林となっています。森林には水源かん養*や二酸化炭素の吸収・蓄積などの多面的機能があり、きれいな水と空気をつくりだしています。それらの水と空気は市民だけでなく都民にも供給され、人々の生活を支えています。

市域北西部の御岳山や高水三山（高水山、岩茸石山、惣岳山）をはじめとする山々の一部は、「秩父多摩甲斐国立公園」に指定され、自然環境の保全が図られるとともに、登山道や河川沿いの遊歩道が整備され、ハイキングや森林浴、リバースポーツ等を楽しむため、本市内外から多くの人が訪れています。また、丘陵地や山間地では、サイクリングやトレイルランのフィールドとして活用されるなど、身近で自然にふれあえる環境や資源が豊富にあります。

(2) 里山の面影を残す丘陵地

市街地を包み込むように分布する加治丘陵や長淵丘陵は、かつては薪炭林や畑地のある里山*として人々に利用されてきました。しかし、生活様式の変化や化石燃料の普及等に伴い放置され、荒廃しつつありました。近年、里山の持つ生物多様性や景観などの多面的価値が見直され、里山の維持・保全のための活動を市民、市民活動団体、事業者、行政等が実施しています。

加治丘陵は、「霞丘陵風致地区」に指定され、良好な自然的景観の維持が図られており、さらにその西端にある「青梅の森特別緑地保全地区」では、市民との協働による保全の取組が進められています。また、長淵丘陵の南端は、「都立羽村草花丘陵自然公園」に指定され、優れた自然の風致*として保全が図られています。

(3) 歴史と文化を継承する社寺林と屋敷林

江戸時代中期に開花した建築文化によって、本市の社寺建築は、華々しさ、技巧の複雑さを極めたといわれています。これらの社寺の境内地のみどりは、時代を経て生長し、現在でも社寺林として残されています。また、江戸時代初期には、強い風による家屋の破損を防ぐために屋敷林がつくられてきました。現在でも、民家の敷地内に常緑広葉樹を中心とした屋敷林をみることができます。

それらの社寺林や屋敷林にある古木は、文化財に指定されるなど、当時の歴史と文化を今に伝えています。

(4) 多摩川沿いなどの崖線樹林

「崖線」とは、河川が台地を浸食することでできた崖地の連なりのことです。この崖線の斜面地にある樹林地のことを崖線樹林と呼んでいます。

本市には、多摩川によって形成された河岸段丘に沿って、2段の崖線樹林をみることができます。崖線には湧水地点も多く分布し、市街地の貴重な水とみどりの空間となっています。

なお、崖線樹林の一部は特別緑地保全地区や東京都の保全地域に指定されており、また、東京の名湧水に選定されている湧水もあります。

(5) 多摩産材を産出する森林

市域の森林の70%以上を占めている人工林のほとんどは、スギ・ヒノキの針葉樹林であるとともに、全国と比較してもかなり高い割合が私有林となっています。スギ・ヒノキは、植林後50年程度は二酸化炭素の吸収能力が他の樹種よりも高くなっていますが、樹齢が増すほどにその能力は低下し、さらに大量の花粉が飛散します。そのため、樹木の更新と周辺の良好な生態系を保つため、主伐*や間伐*などの適切な手入れを継続的に行う必要があります。しかし、木材価格の低迷、林業従事者の減少などによる全

国的な林業の衰退から、本市においても手入れが行き届いていない森林が多くなっています。

そのような状況の中で、企業や市民による自然体験や保全活動など、様々な方法による森林の維持・管理が行われています。

また、本市を含めた多摩地域の森林から産出される多摩産材は、木材輸送の環境負荷の低い地場産材として、本市や都内で建築資材や家具などに利用されています。

本市にある貯木場では、東京都の花粉対策の一環で伐採された丸太を一時的に貯蔵し、質による選別と市場の需給に応じた供給量の調整等を行い、木材の安定供給による花粉の削減と林業の活性化を図っています。

（６）歴史ある農の継承

本市の名前の一部ともなっている梅郷のウメのほか、沢井のユズ、二俣尾のモモ、さらにイモ類、茶などが、江戸時代から生産されてきました。現在でも、これらの種の多くは本市を代表する農産物となっており、歴史ある農業を継続しています。しかし、**農地の宅地化や農業従事者の減少など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。**

そのような状況の中で、施設野菜や植木、花卉の栽培、市民農園、観光農園、生産緑地地区の保全と利用、集团的農地の保全の推進など、農地を様々な形態で利用することにより、農の継承が図られています。

（７）四季折々のみどりを愛でる

本市にある公園緑地や社寺では、ウメやツツジ、ハナショウブなどが四季折々に花を咲かせます。開花時期に合わせて開催される行事には、一面に咲き乱れる花々を愛でるため、本市内外から多くの人々が来訪します。

吹上しょうぶ公園等では、行事の期間中、市民によるガイドボランティアが施設や植栽の情報などの案内をしています。また、新緑の季節には、

釜の淵公園で市民が日頃の活動や練習の成果を発表する釜の淵新緑祭が毎年開催されています。

（８）みどりに包まれた文化・芸術

本市は、美しい水とみどりあふれる風景の中で、文豪や芸術家が創作活動に励んだゆかりの地として知られ、本市の美術館等では、彼らの様々な作品を鑑賞することができます。青梅市立美術館や玉堂美術館をはじめとする建物の多くは、みどり豊かな美景に包まれた本市を象徴する景勝地に建てられおり、作品の鑑賞とともに、敷地内の庭園、近隣の樹林地、河川沿いを散策することができます。

また、吉野梅郷では市民の庭等を開放したオープンガーデン*でみどりを楽しむことができます。

（９）もてなすみどり

河辺駅、東青梅駅、青梅駅の駅前周辺などには、ケヤキやウメなどが植栽され、みどり豊かな本市の玄関口となっています。

道路沿いにあるコミュニティ花壇*やシティースポット花壇*では、市民との協働による管理がなされ、色とりどりの草花により、来訪者をもてなすみどりとなっています。

（10）みどりと一体となった親水空間

本市を流れる多摩川や霞川では、河川敷などが公園緑地等として整備されており、多くの人に利用されています。

また、「おうめ水辺の^{がっこう}楽校運営協議会」構成団体との協働などにより、水辺に親しむ事業が開催されています。

4 みどりの現況

(1) みどり率

「みどり率」とはみどりの量の現状および推移を把握するための指標の一つであり、地域における公園緑地、街路樹、草地、宅地等のみどり、河川などの水面の面積が、その地域に占める割合をいいます。

東京都が令和5(2023)年に調査したみどり率データを利用して集計した本市全体のみどり率は79.6%でした。市域全体の6割以上が山林であり、多摩川をはじめとする河川、農地も多いため、高い数値となっています。

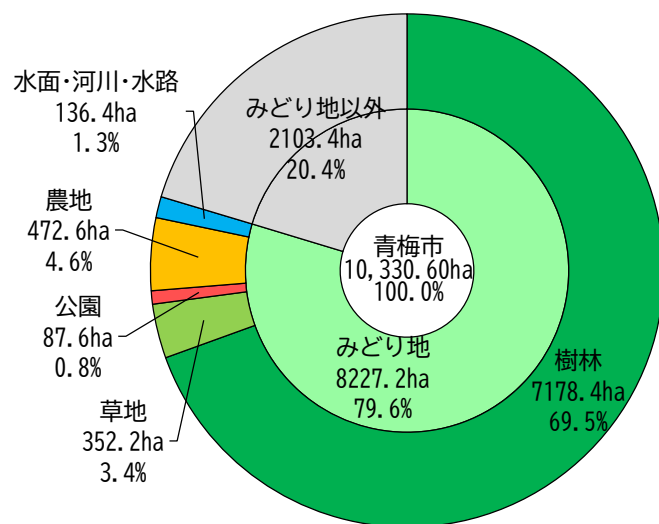


図 2-14 みどり率の構成割合

資料：東京都みどり率データをもとに集計

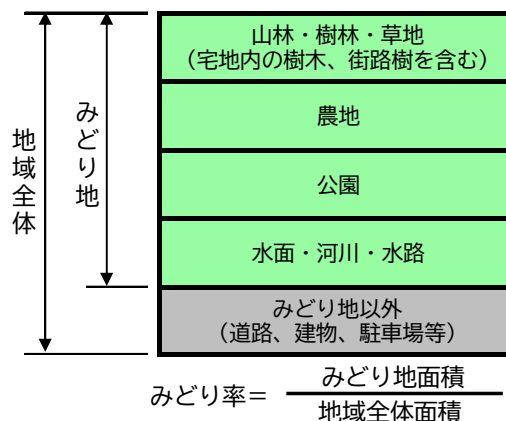


図 2-13 みどり率の概念

平成20(2008)年から令和5(2023)年のみどり率の推移をみると、市全体では0.7ポイントの減少となっており、令和6(2024)年以降も今井土地区画整理事業などの土地利用転換によるみどりの減少が懸念されます。

また、市街化区域のみどり率の推移では、平成20(2008)年31.0%、令和5(2023)年29.7%で、1.3ポイントの減少でした。主な要因は農地の減少で、農地面積は56.1ha減少しています。

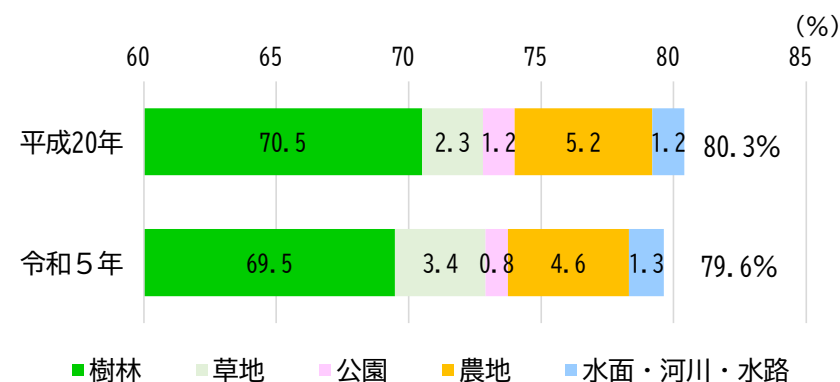


図 2-15 市域全体のみどり率の推移

資料：東京都みどり率データをもとに集計

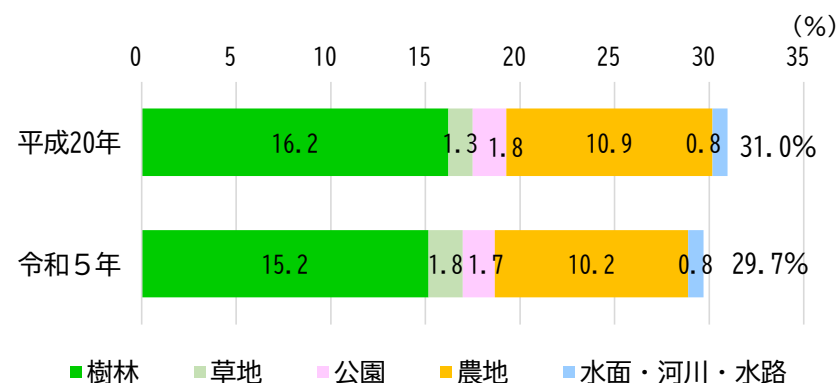


図 2-16 市街化区域のみどり率の推移

資料：東京都みどり率データをもとに集計

地区別のみどり率の推移では、西部の梅郷地区や沢井地区、北部の小曾木地区や成木地区は山林が占める面積が大きく、みどり率は80%を超えています。市街地の広がる東部の各地区のみどり率では、丘陵地や農地の多い地区は比較的高くなっていますが、台地上に位置する新町地区や河辺地区は20～30%台です。

また、平成20（2008）年から令和5（2023）年の地区別のみどり率の推移をみると、多くの地区において大きな変化はありませんが、東部の大門地区や新町地区では、農地の減少が大きく、みどり率全体も減少しています。

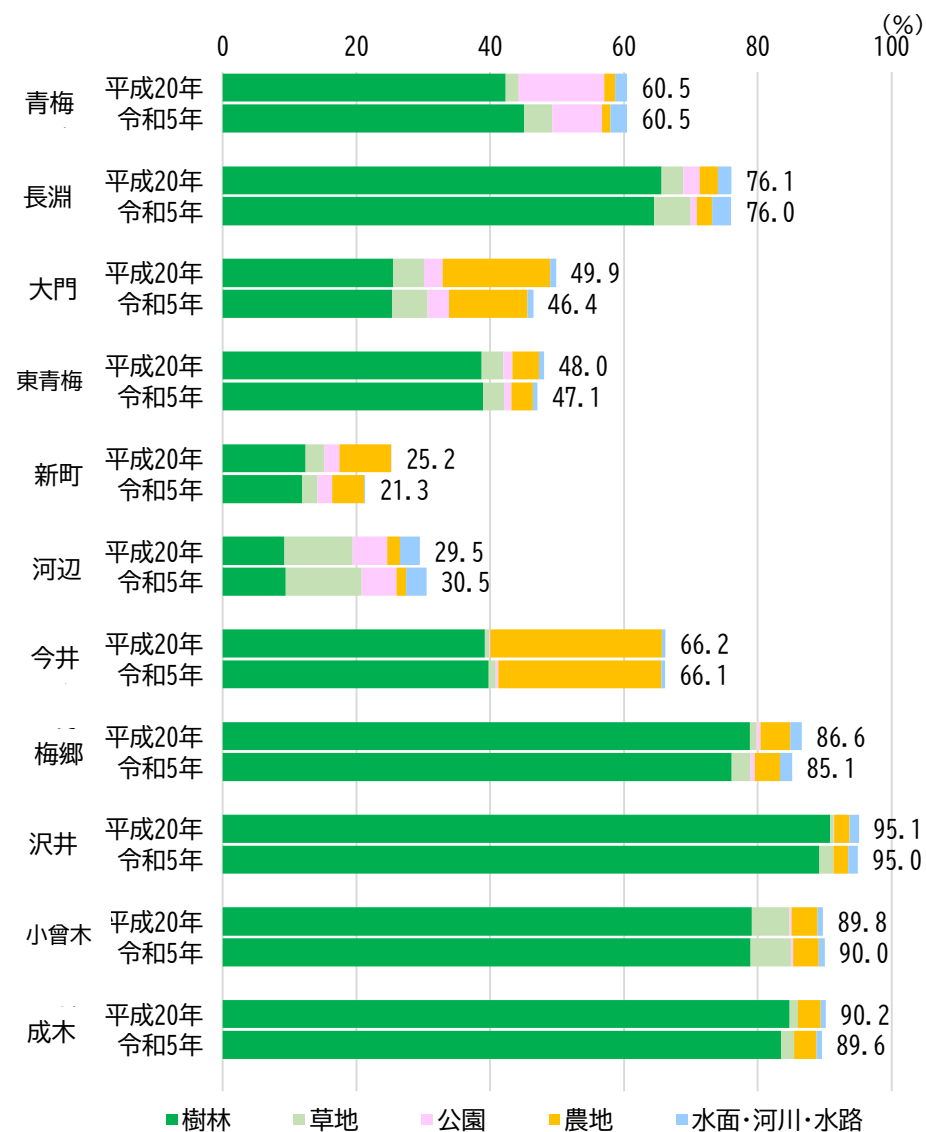


図 2-17 地区別のみどり率の推移
資料：東京都みどり率データをもとに集計

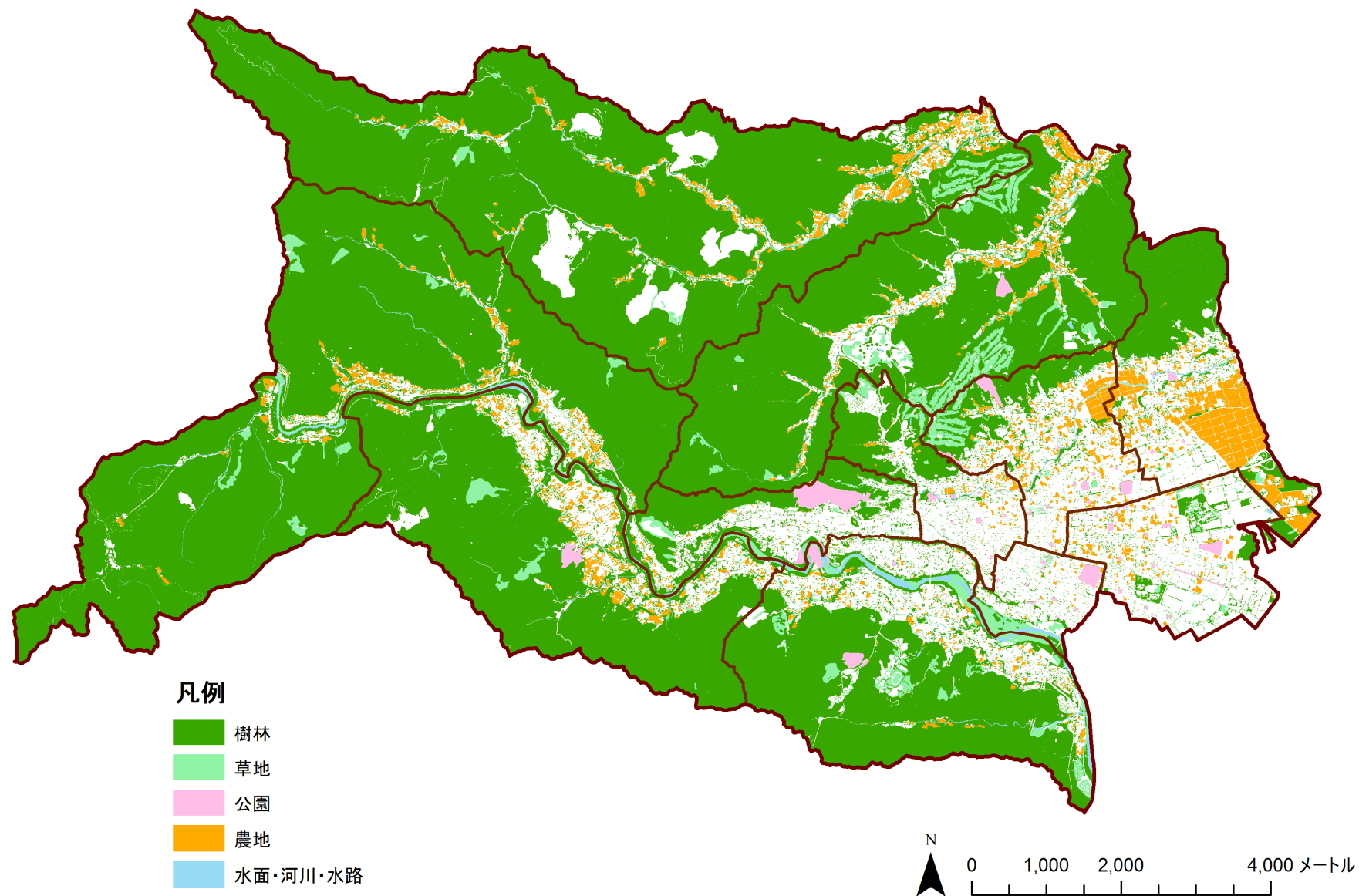


図 2-18 みどりの分布図

資料：東京都みどり率データをもとに作成

(2) 緑地の状況

本計画では、永続性のある緑地として、「公園緑地等の都市施設とする緑地」、「制度上安定した緑地」、「社会通念上安定した緑地」に分類し、緑地の確保量の指標としています。

公園緑地等の都市施設とする公園は、都市公園法および市条例にもとづく公園緑地等とします。

制度上安定した緑地は、法律や条例にもとづき、地域あるいは地区を指定し、保全を図る緑地や公共空地とします。

社会通念上安定した緑地は、公開性のある施設などの社会通念上永続性のある緑地とします。

表 2-2 緑地種別の内容

緑地種別	内容
公園緑地等の都市施設とする緑地	児童遊園*、住区基幹公園*、都市基幹公園*、都市緑地*等、その他条例等による公園
制度上安定した緑地	特別緑地保全地区、生産緑地地区*、風致地区、自然公園*、地域森林計画対象民有林*、保安林*、市街化調整区域農地、河川、市民農園*、条例等による保全地域、その他公共空地
社会通念上安定した緑地	学校の校庭等、社寺境内地、ゴルフ場、民営野外レクリエーション施設、「みどりのフィンガープラン*」対象緑地

ア 公園緑地等の都市施設とする緑地

本市には、整備が完了し使用できる公園緑地等（供用公園）が170箇所、88.53haあり、未整備の公園緑地等（未供用公園）を含めると172箇所、163.63haとなります。

また、令和7(2025)年4月1日時点の一人当たりの都市公園面積は、10.63㎡となっています。

表 2-3 公園緑地等の種別と現況

種 別	供用公園の現況量			未供用公園を含む現況量		
	箇所	面積 (ha)	市民1人当たり 面積 (㎡/人)	箇所	面積 (ha)	市民1人当たり 面積 (㎡/人)
児童遊園	51	4.06	0.32	51	4.06	0.32
住区 基幹 公園	街区公園*	88	12.42	89	13.30	
	近隣公園*	3	7.78	3	7.78	
	地区公園*	1	6.20	1	6.20	
	小 計	92	26.40	93	27.28	2.12
都市 基幹 公園	総合公園*	0	0.00	0	0.00	
	運動公園*	1	25.11	1	47.80	
	小 計	1	25.11	1	47.80	3.72
都市 緑地 等	特殊公園*	1	2.10	1	2.10	
	広場公園*	1	0.04	1	0.04	
	緩衝緑地*	1	1.40	1	1.40	
	都市緑地	8	6.30	9	57.83	
	都市林*	1	0.31	1	0.31	
	小 計	12	10.15	13	61.68	4.79
都市公園 計	105	61.66	4.79	107	136.76	10.63
その他条例等による公園	14	22.81	1.77	14	22.81	1.77
合 計	170	88.53	6.88	172	163.63	12.72

※一人当たりの公園緑地等面積は令和7年4月1日時点の面積および人口(128,653人)より算出

※未供用公園は物見塚公園、新町緑地

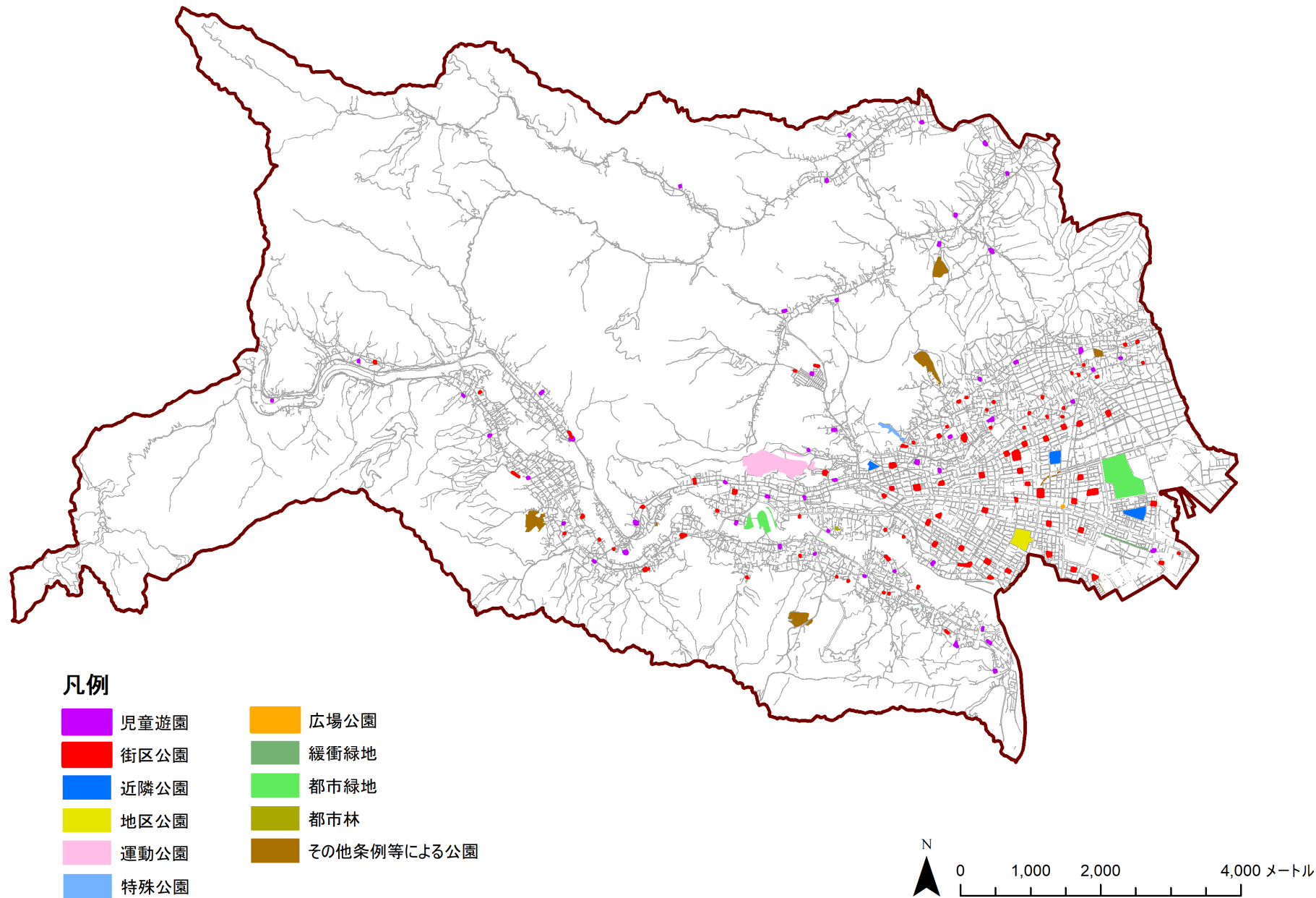


図 2-19 公園緑地等の都市施設とする緑地分布図

資料：おうめ地図情報システムより作成

イ 制度上安定した緑地

令和6（2024）年度の制度上安定した緑地は10,279.34haであり、種別間の重複を除くと7,597.44haとなり、市全体面積の74%を占めています。従前計画と比較すると、制度上安定した緑地の多くは、指定面積に大きな変化はありませんが、生産緑地地区や市街化調整区域農地は面積が減少しています。

表 2-4 制度上安定した緑地の種別と対象

種別	対象
特別緑地保全地区	千ヶ瀬特別緑地保全地区 青梅の森特別緑地保全地区
生産緑地地区	生産緑地地区
風致地区	霞丘陵風致地区
自然公園	秩父多摩甲斐国立公園 羽村草花丘陵自然公園
地域森林計画対象民有林	青梅市森林整備計画の対象森林
保安林	保安林
市街化調整区域農地	市街化調整区域内の農地
河川区域	多摩川、霞川等8河川
市民農園	市民農園、農業体験農園 農家開設型市民農園
条例等による保全地域	東京都自然保護条例 （勝沼城跡、立川崖線、青梅上成木）
その他公共空地	運動広場、レクリエーション広場

表 2-5 制度上安定した緑地の種別と現況

種 別	平成25年度の現況	令和6年度の現況
	面積(ha)	面積(ha)
特 別 緑 地 保 全 地 区	92.85	92.70
生 産 緑 地 地 区	150.06	113.13
風 致 地 区	385.75	383.14
自 然 公 園	2,123.84	2,385.00
地域森林計画対象民有林	6,301.81	6,461.80
保 安 林	207.62	387.00
市街化調整区域農地	306.60	263.50
河 川 区 域	117.40	131.47
市 民 農 園	3.06	3.17
条例等による保全地域	68.08	35.78
その他公共空地	44.78	22.65
合 計 面 積	9,801.85	10,279.34
重複を除いた合計面積※	7,284.60	7,597.44

※制度上安定した緑地間での重複面積を除いた面積

※平成25年度の現況面積はGIS面積を用いているため、公表されている数値とは異なる。

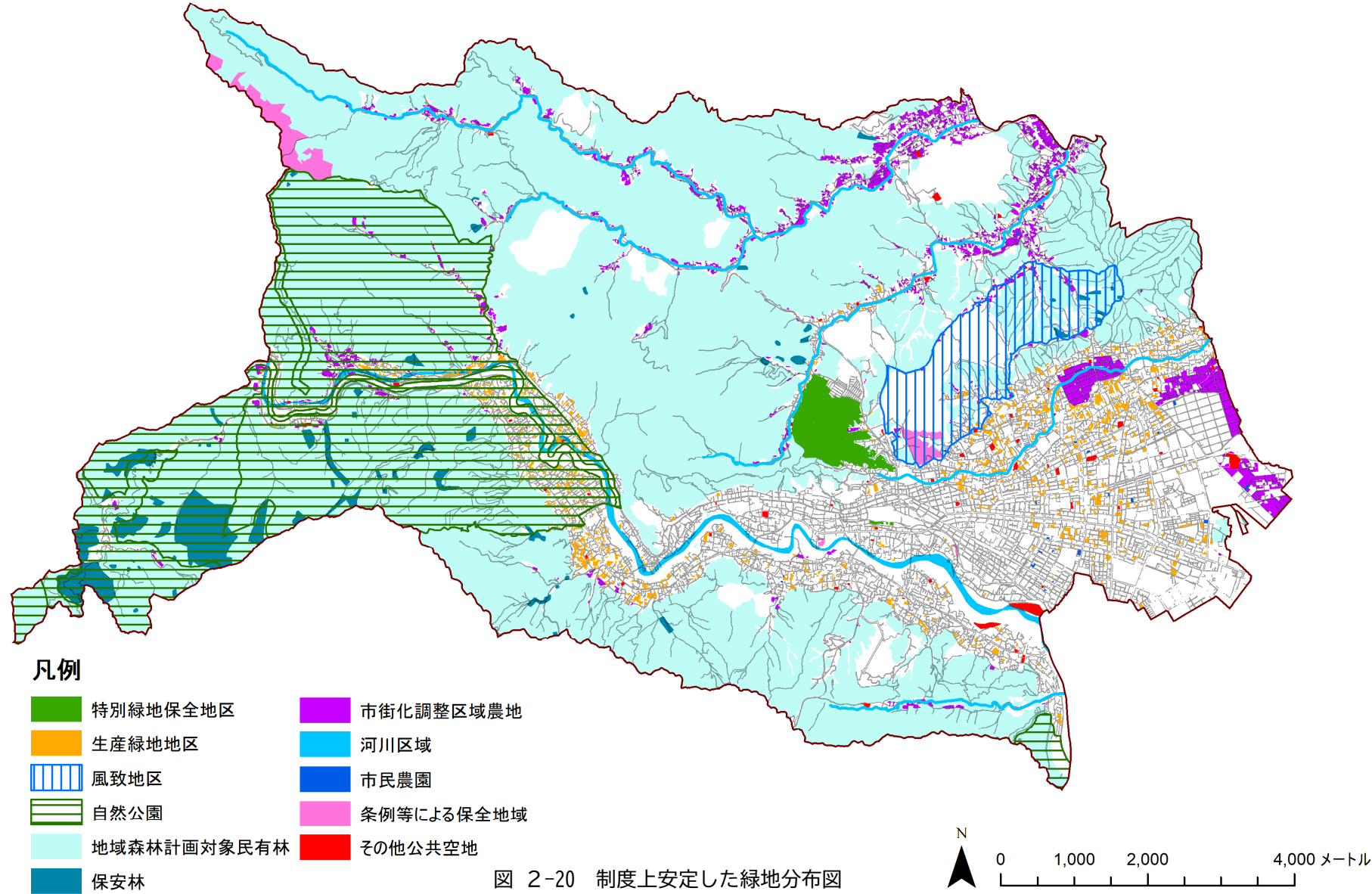


図 2-20 制度上安定した緑地分布図

資料：国土数値情報、令和4年東京都土地利用現況データ、おうめ地図情報システムより作成

ウ 社会通念上安定した緑地

令和6(2024)年度の社会通念上安定した緑地は2,718.25haであり、種別間の重複を除くと2,508.56haです。従前計画からは大きな変化はありませんでした。

表 2-6 社会通念上安定した緑地の種別と対象

種別	対象
学校	小学校、中学校、高等学校
社寺境内地・墓地	神社、寺院、墓地
ゴルフ場	ゴルフ場
民営野外レクリエーション施設	テニスコート
緑のフィンガープラン対象緑地	加治丘陵、長淵丘陵

表 2-7 社会通念上安定した緑地の種別と現況

種 別	現況量（令和6年度）	
	箇所	面積 (h a)
学校	31	94.35
	31	94.35
社寺境内地・墓地	118	48.14
	118	48.14
ゴ ル フ 場	3	168.61
	3	168.61
民営野外レクリエーション施設	1	0.17
	1	0.17
緑のフィンガープラン対象緑地	2	2,406.98
	2	2,197.29
小 計	—	2,718.25
重複を除いた合計	—	2,508.56

※各種別の下段の数値は、社会通念上安定した緑地間での重複箇所、重複面積を除いたものです。

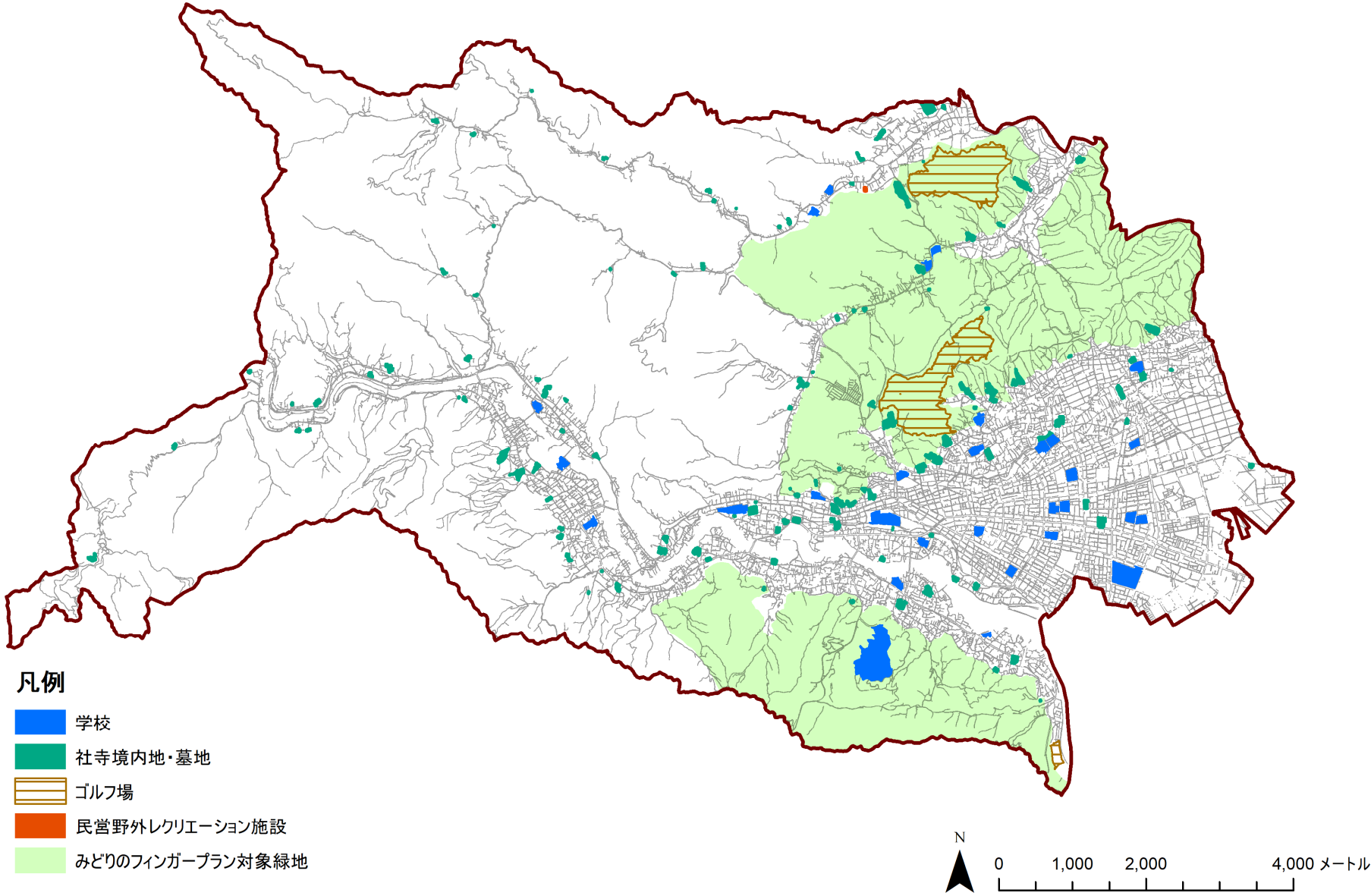


図 2-21 社会通念上安定した緑地分布図
資料：令和4年東京都土地利用現況データ、おうめ地図情報システムより

エ 公園緑地等の分布状況

公園緑地等の規模にもとづき、歩いていける範囲等の誘致圏を設定した公園等の分布状況では、市街化区域にある住宅用地の約8割がその区域に含まれています。

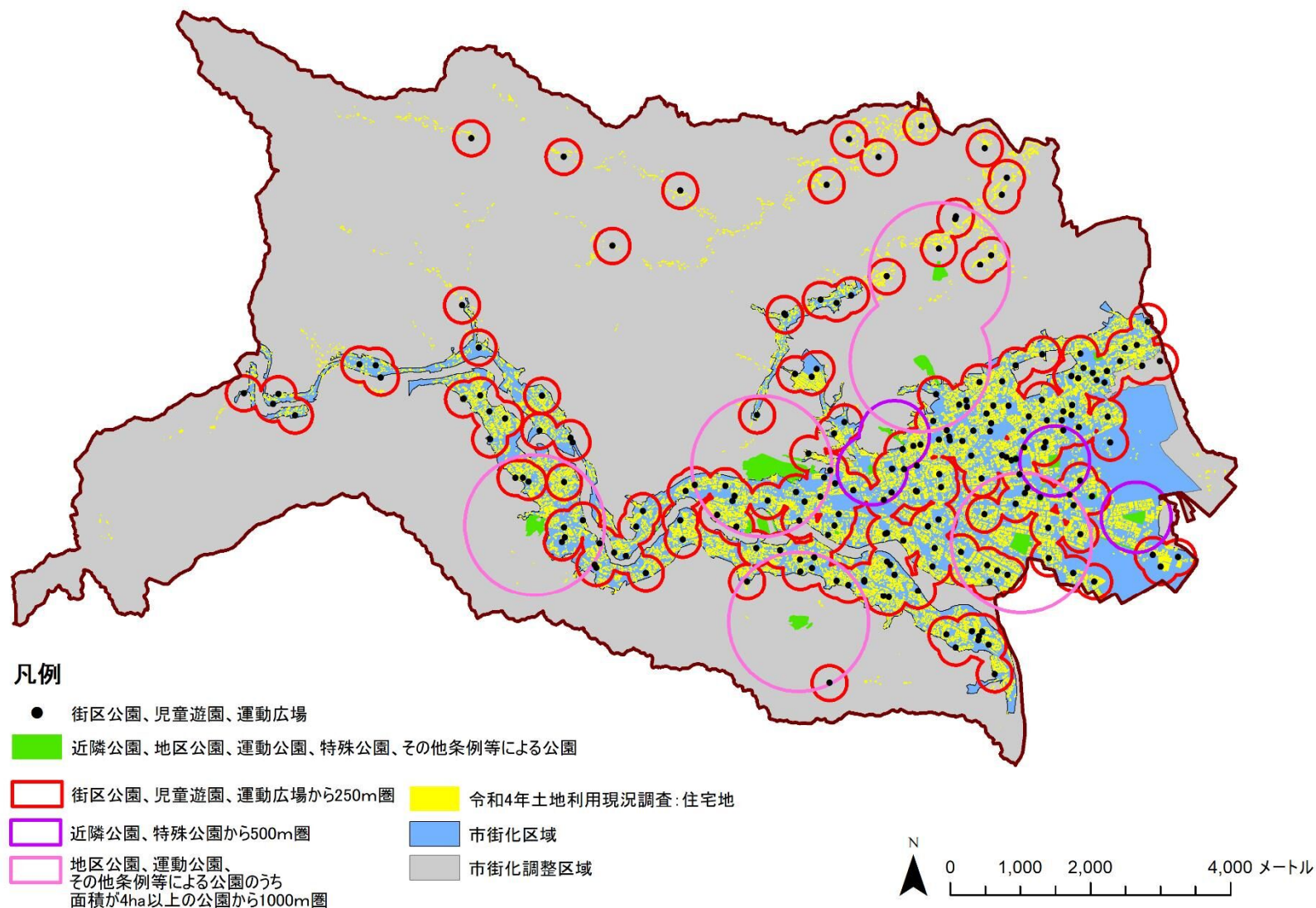


図 2-22 公園緑地等の分布状況

資料：令和4年東京都土地利用現況データ、おうめ地図情報システムより作成

(3) 農地

本市の農業は、多様な地形と自然環境を活かし、露地野菜を中心に、果樹、茶、畜産等の様々な農産物が生産されています。

また、農地が持つ多面的機能に着目し、都市農業振興基本計画*において、都市農地はこれまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と位置付けられました。

本市の農地や農家数は、経営耕地面積、農家総数ともに減少傾向であり、平成12(2000)年の経営耕地面積361.49ha、農家総数919戸から、令和2(2020)年は101.10ha、604戸となっています。

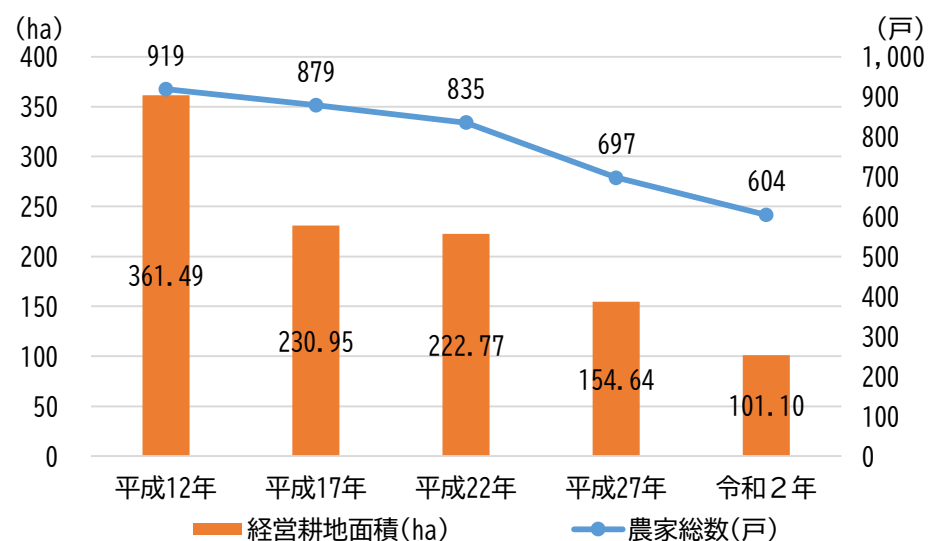


図 2-23 経営耕地面積と農家総数の推移

資料：東京都総務局（農林業センサス報告）

本市の生産緑地地区も地区数、面積ともに減少しており、平成27(2015)年度は723地区、134.27haから、令和6(2024)年度は659地区、113.13haとなっています。

また、平成29(2017)年には、生産緑地地区の指定から30年が経過する農地等について、買取り申出が可能となる期日を10年延長できる特定生産緑地制度が創設され、本市では令和4(2022)年1月から特定生産緑地を指定しています。生産緑地地区も追加指定をしており、農地減少の抑制効果はあるものの、減少傾向が続いている状況です。

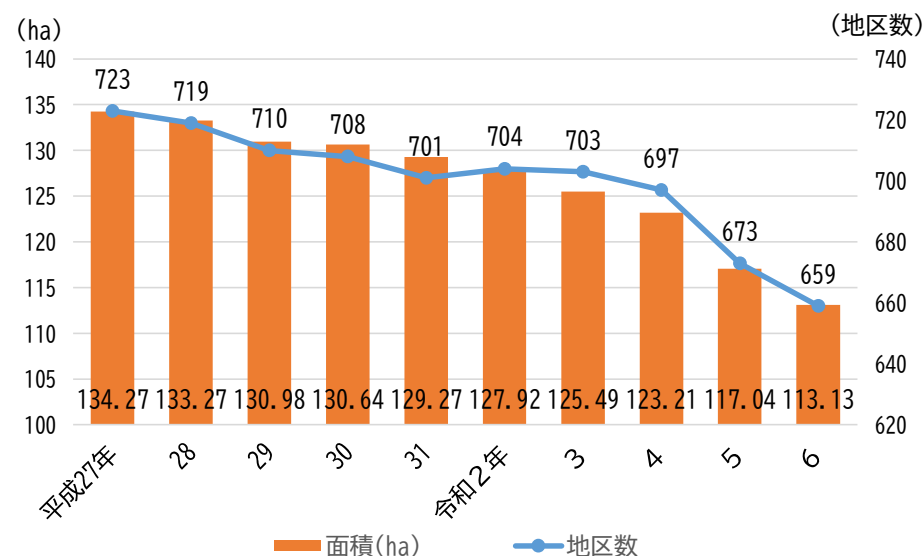


図 2-24 生産緑地地区の地区数と面積の推移

資料：青梅市都市計画課

(4) 獣害対応

丘陵地や山地には多くの野生鳥獣が生息しており、保護政策により個体数は増加する一方で、自然破壊による生息環境の悪化や農林業の衰退により、農林業被害が増加しています。東京都は関係自治体と協力して、生物多様性を維持しながら獣害対策に取り組んでおり、一定の成果を上げていますが、東京都全体の農林業被害金額は緩やかに増加しています。

多摩地域の山間地や周辺地域には、ニホンザル、シカ、イノシシ、カモシカ、タヌキ、クマ等が生息し、本市ではシカ、イノシシのほか、外来種*であるハクビシン、アライグマによる農林業被害が発生しており、多様な獣種による被害への対応が求められています。

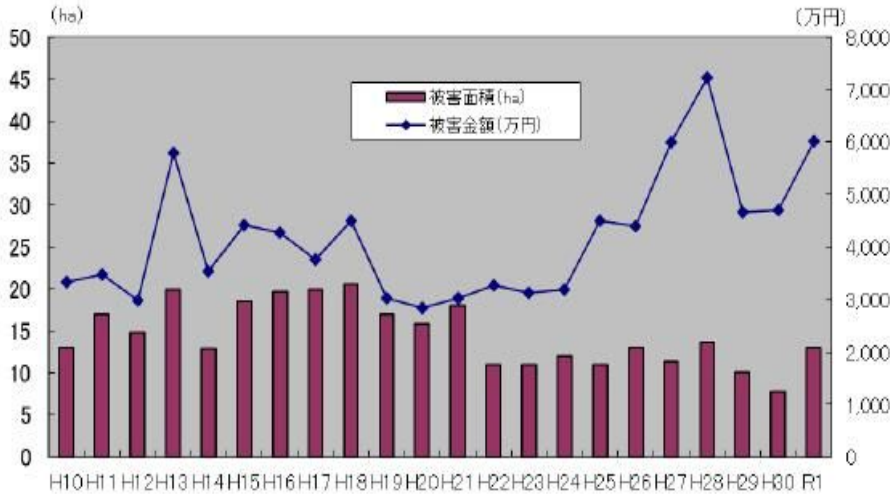


図 2-25 野生獣による農作物被害面積および被害金額
資料：第5次東京都獣害対策基本計画(令和3年2月) 東京都

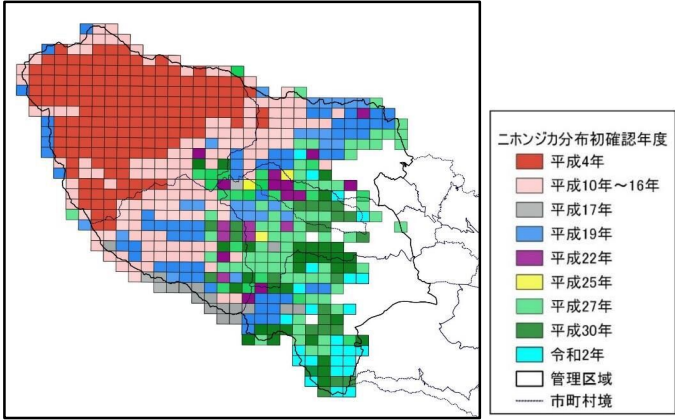


図 2-26 聞き取りおよび既存調査から推定したシカ分布の変化
資料：第6期東京都第二種シカ管理計画(令和4年4月) 東京都

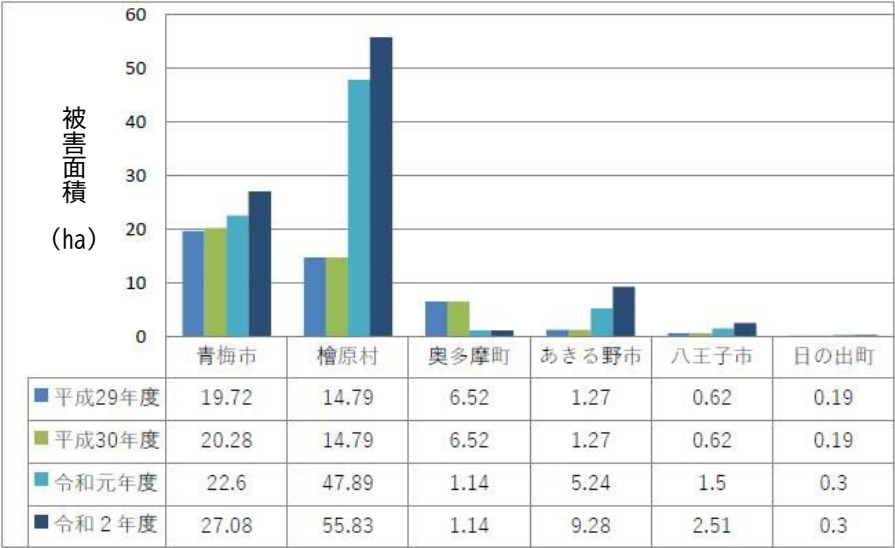


図 2-27 市町村別の造林地の被害状況
資料：第6期東京都第二種シカ管理計画(令和4年4月) 東京都

(5) 文化財・観光資源等

本市には、国、東京都、市指定の文化財が221件あります。天然記念物では、「御岳の神代ケヤキ」をはじめとする18件が指定されており、観光スポットにもなっています。史跡・旧跡・名勝では本市の社寺や城跡のほか、「青梅新町の大井戸」などが指定されており、歴史や文化の学びの場にもなっています。

表 2-8 青梅市内の文化財

種別	国	東京都	青梅市	合計
国宝	2	—	—	2
重要文化財	11	—	—	11
重要美術品	4	—	—	4
有形文化財	21	27	81	129
無形民俗文化財	—	4	7	11
有形民俗文化財	—	1	8	9
天然記念物	1	4	13	18
史跡	—	7	24	31
旧跡	—	2	3	5
名勝	—	1	—	1
合計	39	46	136	221

資料：おうめ文化財さんぽ 2024 改定版

本市は、登山やハイキング、サイクリング、リバースポーツなど、美しい山や溪谷に親むることができる多様で魅力的な観光資源を有しています。また、歴史・文化・伝統資源も豊富で、みどりの中で文化財や美術館めぐりを楽しむことができます。

さらに、これらの観光資源をつなぐハイキングコースの設定や各種マップの整備などにより、観光ネットワークが充実しています。

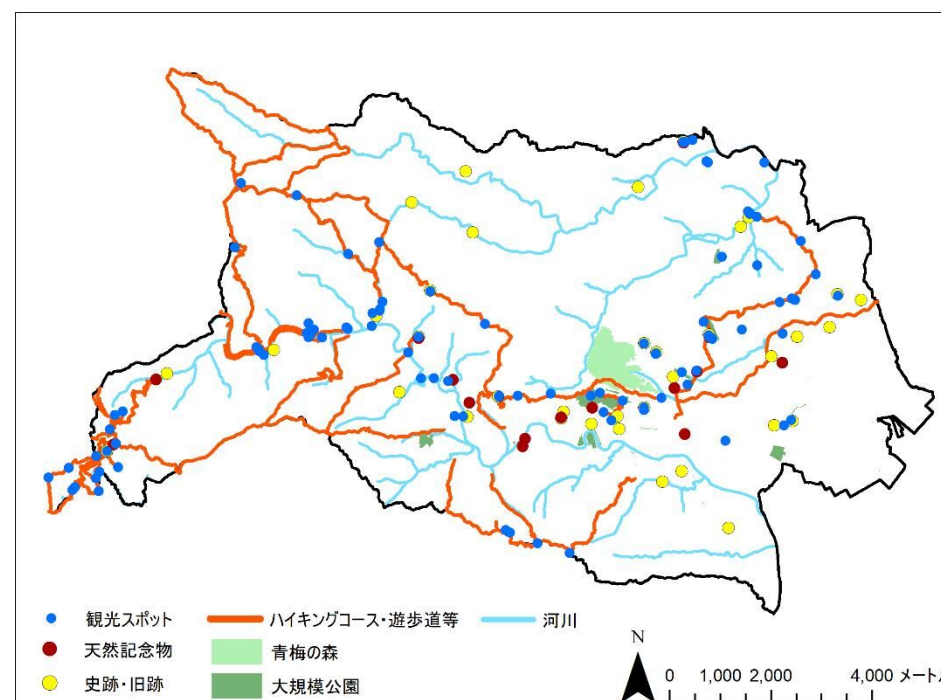


図 2-28 文化財、観光資源等分布図

5 みどりのまちづくりに関する取組実績

(1) 生け垣設置、ブロック塀撤去

本市では、みどり豊かな潤いのあるまちづくりや市民が安全で快適な生活を営むことのできる環境づくりを推進するため、「青梅市生け垣設置費補助金交付要綱」にもとづき、生け垣の設置にかかる費用の一部を補助しています。

生け垣設置費補助金は平成3(1991)年から実施しており、令和6(2024)年度までの生け垣設置延長は183.4m、ブロック塀は6.5mとなっています。令和6年(2024)度は生け垣が10.7m設置されました。

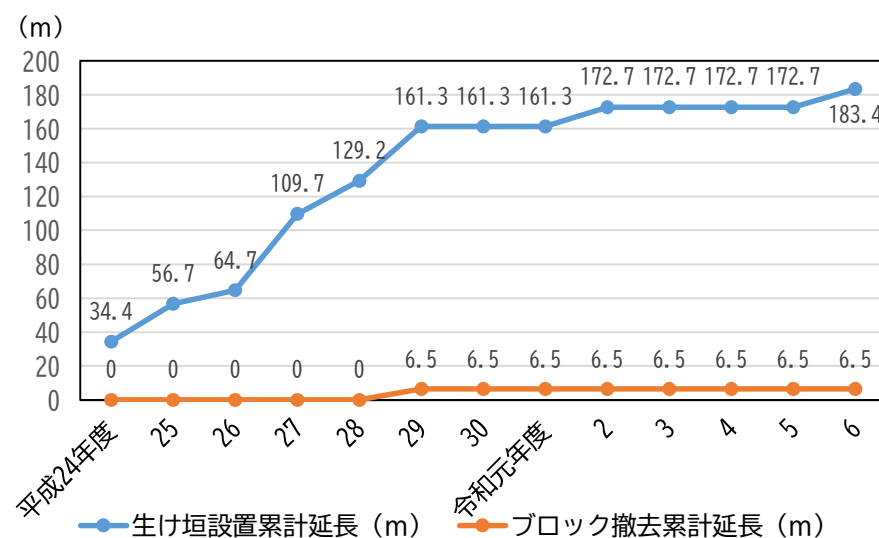


図 2-29 平成24年度以降の生け垣設置、ブロック塀撤去の延長

(2) みどりのカーテン事業

本市では、小中学校、市民センター、市役所本庁舎等においてみどりのカーテン育成に取り組むとともに、市民や市内事業者に対して、みどりのカーテン育成モニター*の募集、みどりのカーテンコンテスト*の開催等の事業を実施しています。

みどりのカーテン育成市民モニターは、平成21(2009)年度より実施しており、令和6(2024)年度までの合計が1,087件となっています。平成24(2012)年度は204件でしたが、その後、減少しています。新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2(2020)年度と令和3(2021)年度は特に少ないですが、それ以降は増加傾向にあり、令和6(2024)年度は48件の応募がありました。

みどりのカーテンコンテストは、平成23(2011)年度より開催し、個人・団体合わせて令和6(2024)年度までの合計で535件の応募がありました。事業開始当初は50件以上の応募がありましたが近年は30件台で、令和6(2024)年度の実応募数は個人部門(住宅)に18件、団体部門(事業所、学校等)に13件、計31件でした。

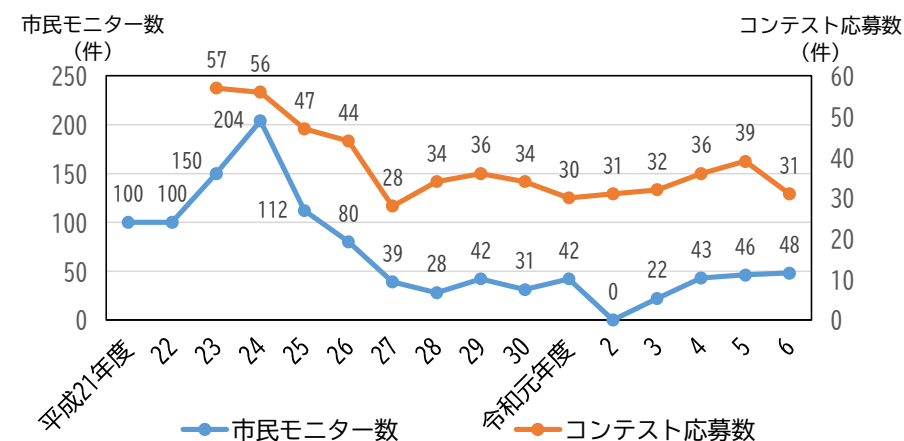


図 2-30 みどりのカーテン事業実績

(3) 森林ボランティア育成講座

森林ボランティア育成講座は、森林ボランティアを志す方のための入門講座として、平成14(2002)年度から実施しています。講座を終了した受講生の多くは、森林保全に取り組むボランティア団体に加入し、活動しています。

また、平成21(2009)年度に「青梅市及び杉並区の交流に関する協定」が締結されてからは、交流事業の一つであるボランティア活動において、本市の林業や農業の分野で、杉並区が設置する「すぎなみ地域大学」と通じて、杉並区民のボランティアが本市で活動をしています。

令和6(2024)年度は第14期であり、講座の修了者数の合計は青梅市民が212人、杉並区民が128人で合計340人です。杉並区との協働事業後は、コロナ禍を除いては、30名程度が参加しています。

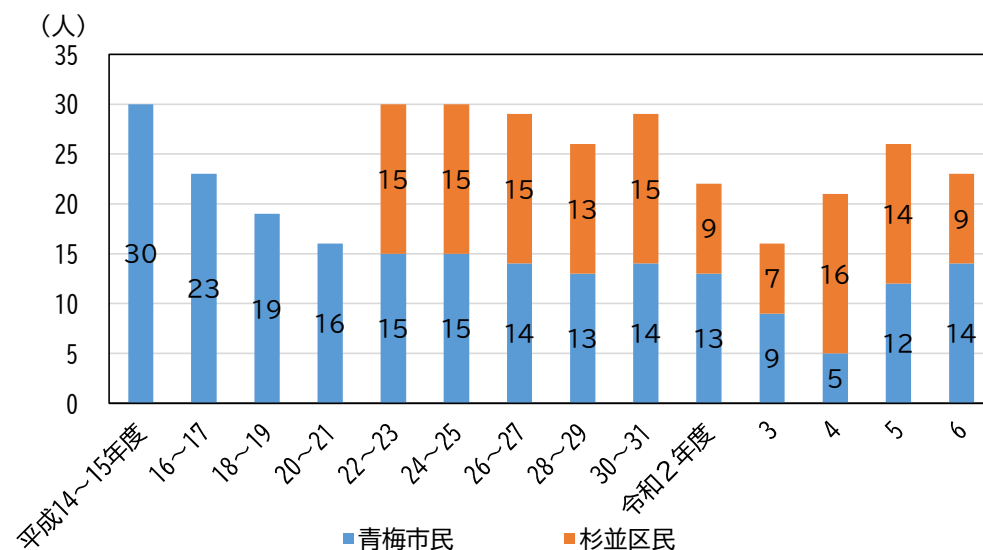


図 2-31 森林ボランティア育成講座修了者数の推移

(4) 緑地管理ボランティア

本市では、市内の公園緑地等での管理作業を行うボランティアを募集しています。活動内容は、公園緑地等の下草刈り*や間伐、樹木の育成を阻害するツル草等の除去、樹木等調査、市民を対象とした環境学習など、多岐にわたっています。

平成25(2013)年度の参加人数は28人でしたが、それ以降は減少傾向にあり、令和6(2024)年度の参加人数は10人でした。

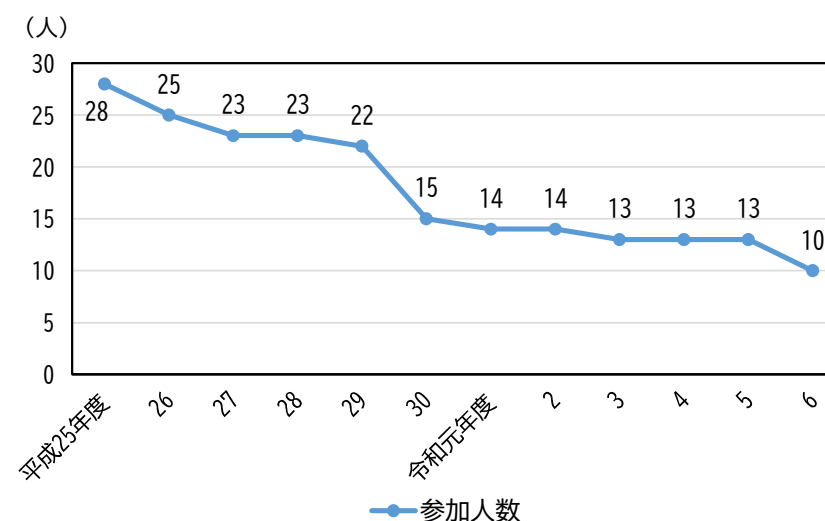


図 2-32 緑地管理ボランティア参加人数の推移

（５）その他の取組実績

従前計画策定以降における（１）から（４）以外の主な取組は次のとおりです。なお、その他の取組実績は、従前計画の基本方針にもとづき整理しました。

基本方針

【支える】

- 「青梅の森事業計画*」にもとづき、青梅の森の保全活動を実施しました。また、令和５（2023）年３月「青梅の森事業計画」を改定し、保全・活用、整備・体制、連携を基本方針として保全活動を継続しています。
- 平成 27(2015)年 10 月に「多摩川沿い景観形成地区*」を指定し、景観形成計画・景観形成基準を策定しました。また、平成 28(2016)年 4 月 1 日より景観形成基準にもとづき、地区内の建築行為等の届出制度を開始し、景観指導を行っています。

【育む】

- 山林については、東京都と連携し、森林環境整備、多摩産材の利用拡大、有害鳥獣対策を実施しました。
- 農地では、生産緑地法の改正にもとづき特定生産緑地の指定、生産緑地地区の追加指定を実施しました。また、耕作放棄地等の解消のため、農地パトロール、担い手マッチング等を実施しました。
- ウメ輪紋ウイルス*対策の「梅の里再生計画」は、令和 2（2020）年度に完了しましたが、継続した防除を進めています。また、**民有地でのウメの植栽も進められています。**

【親しむ】

- 平成 28(2016)年度に「青梅市公共建設物等における多摩産材利用推進方針」を策定し、この方針にもとづき多摩産材の利用を推進しています。
- 釜の淵エリア一帯では、令和 5（2023）年度にサウンディング調査*を実施し、NPO 法人*と連携協定を締結するなど、民間活力による利活用を推進しています。

【交わる】

- 史跡や公園緑地等においては、地域団体等によって維持・管理活動が実施されています。また、農地では援農ボランティア*による活動が行われています。
- 公園等の施設更新では、地域のニーズに合わせた施設を導入しました。

【彩る】

- 校庭の芝生の維持・管理では、児童による学年の枠を超えた管理、PTA の芝生管理ボランティアによる管理を実施しました。
- 駅前ロータリーをはじめとする各地域のコミュニティ花壇では、地域団体が配布された花苗等で花壇をつくり、維持・管理を実施しました。

6 従前計画の目標達成状況

(1) みどりの確保

みどりの量の確保目標として、市域全体でのみどりの量の維持、市街化区域では緑化の推進等により、みどりの減少傾向に歯止めをかけるため、現状維持を目標としました。

令和5(2023)年のみどり率は、市域全体が79.6%、市街化区域が29.7%で、平成20(2008)年から減少しました。主な要因は農地の減少で、特に市街化区域での減少が大きくなっています。

表 2-9 みどりの確保量目標達成状況

目標指標	従前計画の 現況値	従前計画の 目標値	現況値※
市域全体のみどり率	80.3%	現状維持	79.6%
市街化区域のみどり率	31.0%	現状維持	29.7%

※令和5(2023)年東京都みどり率データをもとにした集計値

(2) 公園などの充実

公園緑地の適切な管理はもちろんのこと、多様な世代のニーズに対応した身近な公園として充足するよう適切に配置し、みどりの基盤を充実させることを目標としました。

令和7(2025)年の都市公園面積は136.8ha、一人当たり都市公園面積は10.6㎡/人で、平成25(2013)年からは増加しました。

表 2-10 都市公園等目標達成状況

目標指標	従前計画の 現況値	従前計画の 目標値	現況値※
都市公園の面積	135.8ha	約138ha	136.8ha
市民一人当たりの 都市公園面積	9.8㎡/人	10㎡/人	10.6㎡/人

※令和7年(2025)年4月1日時点

(3) 青梅の森にそまる

青梅の森は、特別緑地保全地区として、都内最大の面積が指定され、協働による森林の保全・活用の活動拠点となっています。そこで青梅の森の保全活動や自然体験を通して、みどりの質を高めることで、良好な自然環境の保全を目指し、これらの活動に参加している人々や団体の数を増やすことを目標として設定しました。

青梅の森にそまっている人数（青梅の森で活動した人数）は、令和6（2024）年は138人で、目標数値には達成しなかったものの、平成25（2013）年の13人からは大きく増えました。また、団体数は平成25（2013）年の7団体から令和6（2024）年は6団体となっています。

表 2-11 青梅の森活動参加目標達成状況

目標指標	従前計画の 現況値	従前計画の 目標値	現況値※
青梅の森に そまっている人数 （活動した人数）	13人	約300人	138人
青梅の森に そまっている団体数 （活動する団体数）	7団体	15団体	6団体

※令和6年（2024）年時点

(4) 魅力ある「みどり」で住みたいまちに

みどりのまちづくりを進めることで、人々が住みたくなるまちの形成につながります。そこで、自然環境に恵まれたみどり豊かなまちだから住み続けたいと思う市民が、より多くなることを目標として設定しました。

平成25（2013）年現況値は、市政総合世論調査において「青梅市に住み続けたいと思われる主な理由はなんですか（複数回答）」という設問の「自然環境が良い」と回答した割合の72.5%としました。

現況値は、第7次青梅市総合長期計画策定にかかるアンケート調査において「現在の青梅市のイメージはどのようなものですか」という設問の「美しい山や渓谷を有する自然豊かなまち」と回答した割合を用いることとし、78.2%でした。

同じ設問ではないため単純な比較はできませんが、自然環境がよいと感じる市民が8割程度いることが分かりました。

表 2-12 自然環境により住みたい人の割合目標達成状況

目標指標	従前計画の 現況値※1	従前計画の 目標値	現況値※2
自然環境がよいから 青梅市に住んで いる人の割合	72.5%	80%	78.2%

※1 第28回（平成23年）市政総合世論調査 今後も住み続けたいと思う理由（複数回答）

※2 第7次青梅市総合長期計画アンケート調査 現在の青梅市のイメージについて、美しい山や渓谷を有する自然豊かなまちと回答した人の割合

7 みどりのまちづくりの課題

「みどりを取り巻く社会情勢」や「みどりの現況」、「みどりのまちづくりに関する取組実績」などを踏まえ、みどりのまちづくりの課題を整理しました。

(1) 本市の骨格となるみどりの課題

- みどりの骨格・主軸となる山地や丘陵地、河川、崖線樹林などは、本市を代表するみどりであり、今後も継続した保全活動によって、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ必要があります。
- 山林は二酸化炭素の吸収源であり、地球温暖化対策としても重要であるため、林業と連携した山地や丘陵地を保全する取組が必要です。
- 本市にある多くの河川の環境を保全するため、河川を活用する団体や事業者、流域関係者と連携し、河川の魅力向上に向けた取組が必要です。
- 崖線樹林の保全を効果的に推進するため、優先的に保全すべき樹林地の検討と保全に向けた取組が必要です。

(2) 公園緑地に関する課題

- 公園緑地に求められるニーズが多様化している中で、誰もが安全・安心・快適に過ごせる空間にするため、効率的・効果的な管理運営、公園機能の再編・強化、利用促進に向けた取組が必要です。
- 公園施設の更新や管理にかかる費用の縮減に向けて、予防保全型*の施設管理、公園施設の機能再編の検討が必要です。
- 少子高齢化に対応するため、こどもが自由に遊べる場や子育て世代が住みたくする環境づくり、高齢者が健康増進できる場など、公園機能の見直しや魅力向上に努める必要があります。
- 公園等の改修では、公園緑地の利用促進と地域の賑わいや魅力向上につながるよう、地域特性や地域のニーズを反映する必要があります。

- 公園等の整備では、今後の人口構成の変化も考慮した上で、適切な配置や整備内容の検討が必要です。
- 誰もが使いやすい公園緑地にするため、公園緑地の使い方や利用マナーについて、地域で話し合える仕組みづくりが必要です。
- 公園緑地の魅力向上のため、公園緑地の規模や特性に合わせて、指定管理者制度*や Park-PFI*等の民間活力による管理手法の導入検討が必要です。

(3) 農地に関する課題

- 農地は農畜産物の生産の場のほか、多面的機能があり、都市に必要なみどりとして保全に努めることが必要です。
- 農業の活性化のため、学校給食等への活用など、農畜産物の地産地消*による利用促進が必要です。
- 市民が農業への理解を深めるため、市民農園や農業体験農園*の利用促進のほか、野菜直売会や農業体験等のイベントを通じて、生産者と市民が交流する機会を設け、農業への関心を高めることが必要です。

(4) みどりのある環境に関する課題

- 自然環境やみどりとのふれあいは、Well-being の向上に寄与することから、こどもたちの健全な成長、市民・通勤者・通学者の心身の健康・充実のため、様々なみどりとふれあえる環境づくりが重要です。
- 民有地のみどりの利活用が推進されており、効率的・効果的に緑地等の整備を推進するため、市民緑地制度の導入を検討する必要があります。
- 快適な環境づくりには、街路樹、公共施設や民有地の樹木の適正な管理とともに、落葉等に関する地域住民の理解など、地域のみどりを保全する意識や理解を深める取組も必要です。

- みどりのリサイクルを推進するため、民有地から発生した落葉や剪定枝の堆肥化やチップ化等の資源循環の取組が必要です。

(5) 生物多様性に関する課題

- 生物多様性を確保するため、山地の適正管理や林業振興、多摩産材等の利活用を推進し、生き物の生息・生育の空間となる山林の健全な管理が必要です。
- 里山は人が管理することで維持されてきた環境であり、里山の自然環境の適正な管理が必要です。
- 広域的なエコロジカルネットワークを形成する河川については、生物多様性を確保するため自然環境の保全とともに、水辺利用時のマナーの徹底が必要です。
- 山地・丘陵地等の拠点となるみどりをつなぐため、市街地の河川や水路、公園緑地、樹林地、農地、街路樹等によるエコロジカルネットワークの形成が必要です。
- シカやイノシシ、外来種であるアライグマやハクビシンによる農林業被害、生活環境における野生生物の出没への対策が必要です。

(6) 共創に関する課題

- みどりのまちづくりに関する市民意識の向上や理解の醸成のため、情報提供、イベント開催等が必要です。
- 環境学習や体験イベントを通じて、ボランティア活動の楽しさややりがいを感じ、ボランティア講座の受講やボランティア活動への参加につなげられるような仕組みづくりが必要です。
- 気軽に参加できるボランティア活動事例等を調査・研究し、参加しやすいボランティア活動を増やしていくことも重要です。
- ボランティア団体が継続して活動できるよう、ボランティア団体の活性化に関する検討が必要です。

8 計画改定の視点

「みどりを取り巻く社会情勢」や「みどりのまちづくりの課題」などを踏まえ、みどりの基本計画の改定の視点を整理しました。

(1) グリーンインフラの取組

人口減少社会を迎え、まちづくりには、安全・安心に暮らせる環境づくりや Well-being の向上が求められています。そのような状況の中、みどりのまちづくりにおいても、緑地確保と緑化推進の視点から、みどりの多面的機能を社会課題の解決に活用していく視点に移行しています。

本計画においても、みどりを「まもる」といった緑地確保だけではなく、「育てる」、「活かす」視点も重視し、みどりの多面的機能を活用したグリーンインフラの取組を推進します。

(2) 生物多様性への配慮

国は、令和5（2023）年に生物多様性国家戦略を改定し、「2030年までに『ネイチャーポジティブ：自然再興』を実現する」を短期目標としており、本市においても「青梅市生物多様性地域戦略」にもとづき、生物多様性の確保と持続可能な利用を、総合的かつ計画的に進めています。

自然環境の保全とエコロジカルネットワーク構築の取組を行う一方で、シカやイノシシのほか、アライグマやハクビシン等の外来生物等による農林業への被害、市街地へのクマの出没等が発生しており、生態系バランス*が崩れることによる影響が身近な問題となっています。

本計画においてはこのような状況を踏まえ、生物多様性の確保の視点は従前計画から継承し、生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を目指すとともに、有害鳥獣への対策を含めた健全な生態系確保に向けた取組を推進します。

(3) みどりのまちづくりの魅力向上に向けたパークマネジメント

従前計画の重点プロジェクトのひとつである「公園などの若返り作戦」にもとづき、本市では計画的に公園改修を進めています。市民アンケートでは身近な公園に関する重要度は高く、公園緑地の魅力向上を図り、多様な世代の多くの人に利活用されることが重要です。

本計画では、さらに公園緑地の持つポテンシャル*を引き出し、多様な利活用ニーズに対応し、公園緑地の楽しみ方を広げられる視点で、パークマネジメント*の取組を推進します。

(4) 協働・共創によるまちとみどりの活性化

平成11（1999）年に策定した青梅市緑の基本計画では、方針のひとつに「市民参加・協力による緑づくり」が掲げられており、以来、協働によるみどりの保全とみどりづくりに取り組んでいます。

第7次青梅市総合長期計画では「多様な主体による協働・共創の推進」として”共創”のまちづくりを推進しています。”共創”とは、市民、地域団体、民間事業者、関係機関等が連携して、様々な地域の課題を解決し、新たな技術や価値を創り出していくことです。

みどりのまちづくりにおいても、共創を推進するために、多くの市民や事業者がみどりのまちづくりを理解し、活動に参加することが必要です。

様々な主体が協力・連携し、みどりのまちづくりの魅力につながる価値を創出するための連携体制を充実します。

第3章 みどりの将来像

第3章 みどりの将来像

1 基本理念

本市では古くから林業が盛んで、かつては「^{そまのほ}杣保」と呼ばれていました。現在も、豊かな山林資源は、優れた自然景観の形成、多くの生き物の生息・生育空間、自然にふれあえる場として重要な存在となっています。

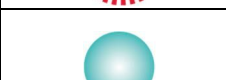
また、本市には山林だけではなく、多摩川をはじめとする多くの河川、市街地には崖線樹林、公園緑地、農地等の様々なみどりがあります。

このような本市のみどり豊かな特徴を活かし、第7次青梅市総合長期計画の将来像「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮す 青梅」を実現するため、継続したみどりの保全により、豊かなみどりを次世代に引き継ぐとともに、みどりの持つ多面的機能を地域の課題解決や活性化に活用することで、持続可能なみどりのまちづくりの実現を目指すこととし、基本理念は次のとおりとします。

**豊かなみどりを活かし、
人とみどりが共生するまち 青梅**

2 みどりの将来像

本計画の基本理念の具体的なイメージとして、本市が目指すまちの姿を「みどりの将来像」として示します。

みどりの軸と拠点		
	みどりの骨格となる山地・丘陵地	豊かな自然環境を積極的に保全 自然と親しめる空間、身近なレクリエーションの場としての活用
	水とみどりの主軸となる多摩川と崖線樹林	多摩川的环境・景観を積極的に保全 身近なレクリエーションや自然観察、環境学習の場としての活用
	市街地にある保全すべき立川崖線樹林	市街地に残るみどりとして、生物多様性に配慮した積極的な保全
	自然環境に配慮し活用する河川ネットワーク	水辺環境や景観の保全・再生 水に親しむ空間の充実
	市街地のみどりの軸となる街路樹ネットワーク	みどりのネットワーク機能の充実
	山林と生活環境をつなぐ林縁部	生物多様性、景観に配慮した自然環境と調和した生活環境の保全
	共創の拠点となる青梅の森	生物多様性の確保を図った保全 共創による管理体制の充実
	主要3駅周辺のみどり	玄関口として、もてなすみどりの創出
	魅力向上をはかる公園緑地	誰もが安全・安心で居心地よく過せる公園緑地の充実
	自然的景観を保全する風致地区	条例等による良好な景観の維持と保全

ゾーニング		
	自然環境保全ゾーン	森林を主体とした優れた自然環境資源を積極的に保全・育成
	自然環境活用ゾーン	自然環境に配慮した自然と親しめる空間として活用
	新市街地計画ゾーン	市街地からの景観や自然環境に配慮した産業集積地として計画的に土地利用を誘導
	農林・住環境調和ゾーン	農林的环境と居住環境の調和、農林業の振興
	農地活用ゾーン	農地が持つ多面的機能を重視し、農地の集積や生産性の向上
	多摩川保全ゾーン	清流や水辺環境の保全、河川活用による親水性の向上と潤いある空間として活用
	市街地ゾーン	市街地の緑化推進と樹林地や生産緑地等の適正な維持・保全

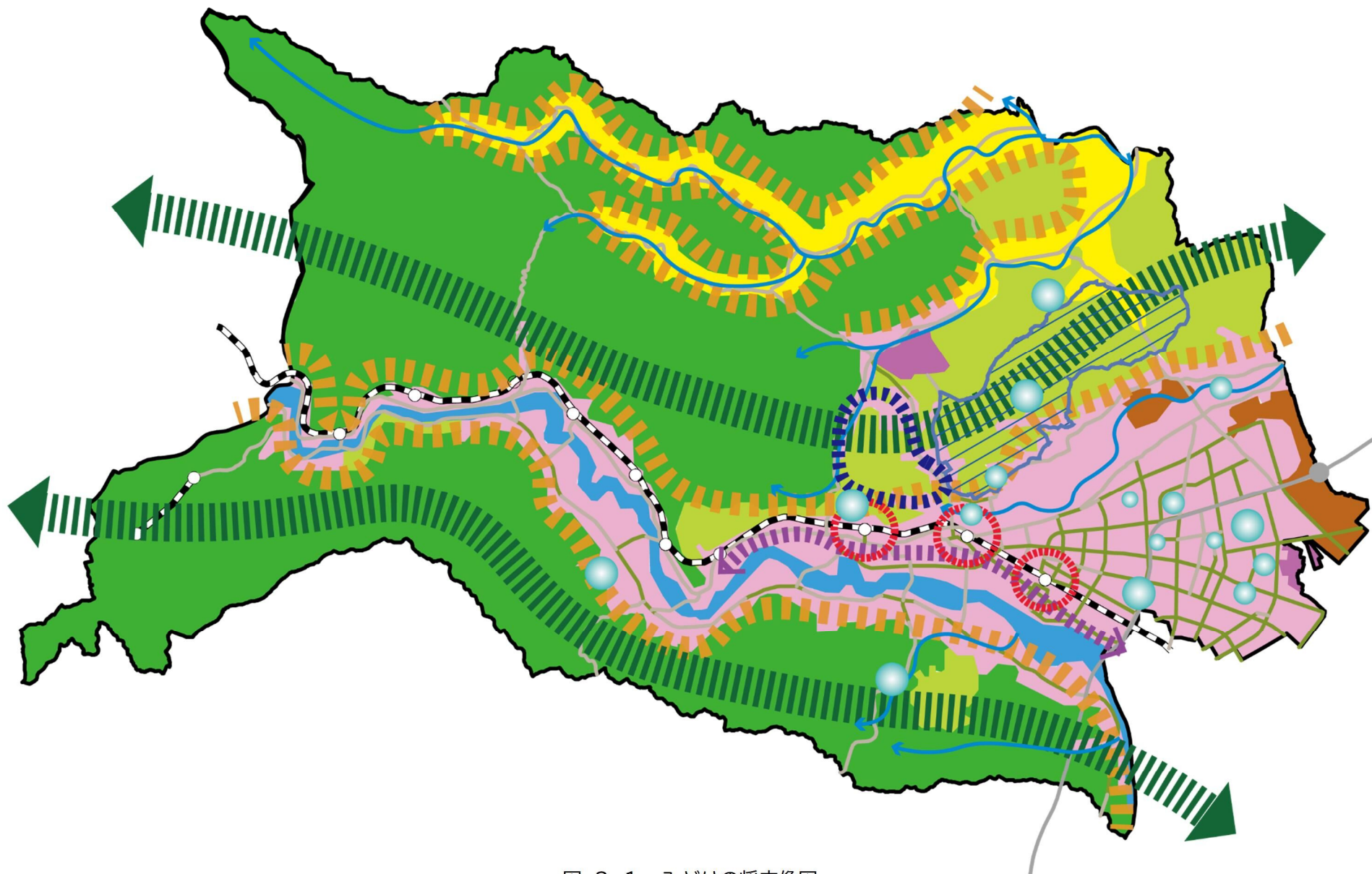


図 3-1 みどりの将来像図

3 基本方針

みどりの将来像を実現するため、3つの基本方針と共通する方針を設定します。

基本方針 1 みどりをまもる

山地や丘陵地、河川、崖線樹林などの自然豊かなみどりに支えられて、わたしたちの生活は営まれてきました。自然環境と共生したみどりのまちづくりのため、引き続き、これらのみどりの保全活動に取り組み、適切な状態を維持し、次世代に引き継ぎます。

基本方針 2 みどりを育てる

市街地には公園緑地、街路樹、農地、住宅の庭、公共施設や事務所の植栽地などの様々なみどりがあり、これらのみどりに囲まれてわたしたちは生活しています。安全・安心で居心地よく、健康な生活をおくれる環境づくりのために、市街地のみどりを育てる取組を進めます。

基本方針 3 みどりを活かす

山林は多摩産材として、山地や丘陵地のハイキングや多摩川のリバースポーツは観光資源として、農地は農業生産の場として、本市の産業振興の一翼を担っています。みどりの利活用により、産業振興のほか、防災、健康づくり、コミュニティ形成など賑わい創出に努めます。

共通方針

共創（みどりを共につくる）

みどりを「まもり」、「育て」、「活かす」取組を推進するためには、市民、市民活動団体、事業者、行政だけではなく、本市を訪れる方々を含めたあらゆる人々が、本市のみどりに興味を持ち、みどりにふれあい、様々な活動に広げていく必要があります。3つの基本方針の横断的な方針として、多様な主体が協力・連携して取り組み、みどりのまちづくりを推進するとともに、新たな魅力や価値を生み出します。

4 計画の目標

みどりの将来像の実現に向けて、基本方針にもとづき計画の目標を設定します。

「みどりをまもる」

みどり率

「みどりをまもる」量的な目標として、みどり率を設定します。

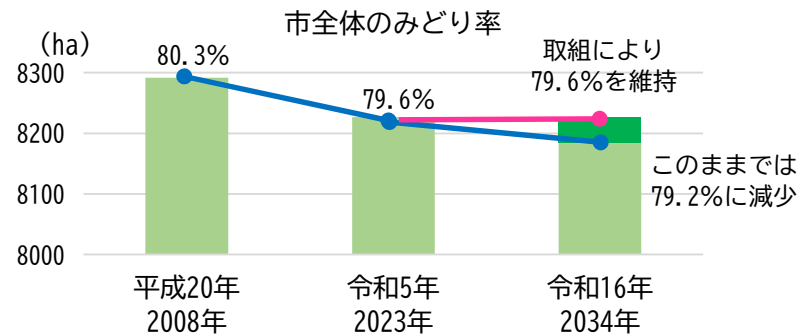
本市のみどり率は、樹林や農地の減少傾向が続いていますが、みどりの保全と緑化推進により、現状維持を目標とします。

現 況 値

市 全 体 79.6%
市街化区域 29.7%

目 標 値

市 全 体 79.6%
市街化区域 29.7%



みどりの質の満足度

「みどりをまもる」質的な目標として、みどりの質の満足度を設定します。

みどりの質の向上を目指し、みどりに関する市民アンケートの「市内のみどりの質」について、満足・やや満足と回答する割合を目標とします。

現 況 値

みどりの質の満足度
32%

目 標 値

みどりの質の満足度
50%

「みどりを育てる」

公園緑地の整備・管理状況の満足度

「みどりを育てる」ハード面の目標として、公園緑地の整備・管理状況の満足度を設定します。

誰もが安全・安心に心地よく公園緑地を利用できるよう、「公園の整備や管理の状況」について、「満足・やや満足」の割合を目標とします。

現 況 値

公園緑地の整備・
管理状況
26%

目 標 値

公園緑地の整備・
管理状況
50%

公園緑地の利用頻度

「みどりを育てる」ソフト面の目標として、公園緑地の利用頻度を設定します。

多くの市民が公園緑地をサードプレイス*として利用するよう、公園緑地の利用頻度を目標とします。

現 況 値

公園緑地の利用頻度が
月に数回以上の割合
36%

目 標 値

公園緑地の利用頻度が
月に数回以上の割合
50%

「みどりを活かす」

農地の保全・管理状況の重要度

「みどりを活かす」ハード面の目標として、農地の保全・管理状況の重要度を設定します。

農地の多面的機能の理解と利活用を目指し、農地の保全や管理について、「重要・やや重要」とする割合を目標とします。

現 況 値	目 標 値
農地の保全や管理状況 重要度 41%	農地の保全や管理状況 重要度 60%

「共創 みどりを共につくる」

ボランティア活動・育成講座等の参加人数

「共創 みどりを共につくる」成果の目標として、ボランティア活動・育成講座等の参加人数を設定します。

青梅の森や公園緑地等では市民との協働による保全や維持活動が行われています。ボランティア活動や育成講座等の各種取組により、本市のみどりの保全や維持に関わる参加者数を増やすことを目標とします。

現 況 値	目 標 値
参加人数 171人	参加人数 300人

イベントの参加のしやすさ

「みどりを活かす」ソフト面の目標として、イベントの参加のしやすさの満足度と重要度を設定します。

教育やレクリエーションの場のみどりの利活用を進めていくため、植物や生き物の学習や体験イベントの参加のしやすさについて、「満足・やや満足」とする割合、「重要・やや重要」とする割合を目標とします。

現 況 値	目 標 値
イベントの参加のしやすさ 満足度 12% 重要度 32%	イベントの参加のしやすさ 満足度 40% 重要度 60%

第4章 将来像実現のための施策

第4章 将来像実現のための施策

1 施策の体系

みどりの将来図の実現に向けて、基本方針にもとづく実施施策を示します。

基本理念・基本方針		施策系統	個別施策
基本理念 豊かなみどりを活かし、 人とみどりが共生するまち 青梅	基本方針1 みどりをまもる	1-1 山地・丘陵地の保全 1-2 河川環境の保全 1-3 市街地の樹林の保全 1-4 農地の保全	1-1-1法や条例による山地・丘陵地の保全 1-1-2山地・丘陵地の生物多様性の確保 1-2-1多摩川の河川環境の保全 1-2-2多摩川以外の河川環境の保全 1-3-1崖線樹林の保全 1-3-2平地林の保全 1-4-1生産緑地地区の保全 1-4-2農業振興地域農用地区域の保全
	基本方針2 みどりを育てる	2-1 魅力ある公園緑地づくり 2-2 公共施設・道路のみどりづくり 2-3 民有地のみどりづくり 2-4 市街地のみどりのネットワークづくり	2-1-1地域特性に合わせた計画的な公園等の改修 2-1-2効率的・効果的な公園等の管理 2-1-3開発行為等による新設公園の指導 2-2-1公共施設の緑化推進 2-2-2街路樹等の育成と管理 2-2-3駅前広場等の緑化推進 2-3-1民有地の緑化 2-4-1エコロジカルネットワークづくり 2-4-2みどりを巡るネットワークづくり
	基本方針3 みどりを活かす	3-1 山地・丘陵地の活用 3-2 河川環境の活用 3-3 市街地のみどりの活用 3-4 農地の活用	3-1-1森林機能の向上 3-1-2多摩産材等の活用 3-1-3廃材利活用等の資源循環の促進 3-1-4レクリエーションの場としての活用 3-1-5教育の場としての活用 3-2-1水辺空間の利活用 3-3-1みどりのリサイクルの推進 3-3-2オープンガーデン等の推進 3-3-3みどりによる防災・減災機能の充実 3-4-1農地による防災・減災機能の活用 3-4-2市民農園等の利用促進 3-4-3農畜産物の利用促進
	共通方針 共創 (みどりを共につくる)	共-1 多様な主体によるみどりのまちづくり 共-2 みどりのまちづくりに関する普及啓発	共-1-1市民等の共創による公園緑地等の管理と活用 共-1-2ボランティア活動のネットワークづくり 共-1-3担い手の発掘と育成 共-2-1みどりに関する情報発信 共-2-2みどりに関する普及啓発

2 個別施策

基本方針1 みどりをまもる

1-1 山地・丘陵地の保全

本市のみどりの骨格を形成する山地・丘陵地は、豊かな自然を有しており、多くの生き物が生息・生育する空間であるとともに、水源かん養や二酸化炭素の吸収などの多面的機能は、わたしたちの生活を支えています。この貴重な山地・丘陵地を保全する取組を推進します。

1-1-1 法や条例による山地・丘陵地の保全

山地・丘陵地の保全では、法や条例により秩父多摩甲斐国立公園や都立羽村草花丘陵自然公園、特別緑地保全地区、東京都保全地域などの指定がされています。引き続き、各種制度を運用するとともに、国、東京都、関係団体等と連携して、山地・丘陵地の自然環境を保全します。

また、特に保全する必要がある区域については、特別緑地保全地区の指定や東京都の支援制度の活用等による自然環境の保全を検討します。

表 4-1 山地・丘陵地保全のための法や条例の指定状況

制度	地区名	制度概要
国立公園 (自然公園法)	秩父多摩甲斐国立公園	優れた自然の風景地の保護と利用増進による国民の保健・休養・教化、生物多様性の確保を目的とした制度
都立自然公園 (自然公園法)	都立羽村草花丘陵自然公園	
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区 第2号青梅の森特別緑地保全地区	都市の良好な自然的環境を形成している緑地を指定し、建築行為の制限などにより保全する制度
東京都保全地域 (東京都自然保護条例※)	勝沼城跡歴史環境保全地域 青梅上成木森林環境保全地域 立川崖線緑地保全地域	良好な自然生態系を保護し、次代へ引き継ぐことを目的とした制度 自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域、緑地保全地域の5種類がある
風致地区 (都市計画法)	霞丘陵風致地区	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域に定める制度
保安林 (森林法)	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 その他	公益的機能の発揮が特に必要な森林を指定し、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制する制度 水源かん養や災害防止の保安林は、森林を保全するための治山事業を実施

※東京における自然の保護と回復に関する条例

1-1-2 山地・丘陵地の生物多様性の確保

山地・丘陵地は多様な生き物が生息・生育する空間であり、希少な生き物も確認されています。健全な生態系が維持されるよう、生物多様性の視点を持って保全の取組を進めます。

生物多様性の確保に向けては、「青梅市生物多様性地域戦略」を推進するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進めます。

シカ等の有害鳥獣被害に対しては、東京都や周辺自治体、関係団体と連携した捕獲等の取組を推進するとともに、植栽が予定されている森林を中心に、単木保護ネットやシカ侵入防護柵の設置等の保護措置を推進します。近年では、クマの出没が確認されており、東京都や周辺自治体、関係団体と連携した対策を実施します。

1-2 河川環境の保全

本市には、多摩川をはじめとする霞川、成木川等の多くの河川があります。河川は、洪水の被害防止などの治水、水道用水や農業用水などの利水、自然環境や景観などの環境形成の機能を持つとともに、みどりのネットワークを形成しています。これらの機能を充実するために、水辺地や崖線樹林を含む河川環境を保全する取組を推進します。

1-2-1 多摩川の河川環境の保全

多摩川は、「多摩川水系河川整備計画（万年橋より下流）」や「多摩川上流圏域河川整備計画（万年橋より上流）」にもとづき、保全整備が進められています。国や東京都と連携し、自然環境や水質に配慮した治水安全度の向上や保全、維持・管理、遊歩道の整備等を促進します。

また、「青梅市多摩川沿い景観形成基本計画」にもとづき、良好な景観形成を図ります。

1-2-2 多摩川以外の河川環境の保全

霞川流域と、成木川を本川とした黒沢川、直竹川、北小曾木川を支川とした流域である霞川圏域は、「霞川圏域河川整備計画」にもとづき、保全整備が進められています。東京都と連携し、治水安全度の向上を図るとともに、残されている自然環境を保全し、水辺に親しみを持てる身近な川づくりを促進します。

また、公共下水道や合併処理浄化槽の整備における全市水栓化に向けた計画の推進により、河川の水質向上に努めます。

1-3 市街地の樹林の保全

市街地には崖線樹林や平地林、社寺林、屋敷林等のまとまった樹林が点在しています。市街地に残る樹林は、貴重な自然環境であり、地域特有の景観を形成しています。これらの樹林の一部は、法や条例等による、みどりの保全制度が適用されているものもありますが、消失の可能性のある樹林も多く存在しています。市街地に残された貴重な自然環境を次世代につなぐため、樹林の保全に努めます。

1-3-1 崖線樹林の保全

多摩川などの崖線樹林は、湧水や生き物の生息・生育空間として貴重なみどりであり、立川崖線の一部は特別緑地保全地区や東京都保全地域に指定されています。

「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン*」にもとづき、東京都や関係市と連携して保全施策を検討するとともに、特別緑地保全地区等の指定がされていない樹林については、保全すべき樹林の調査や保全方法等を検討し、計画的な保全に取り組みます。

また、「青梅市多摩川沿い景観形成基本計画」にもとづき、崖線緑地の伐採の規制等により、適切な樹林の維持・管理を推進します。

1-3-2 平地林の保全

市街地に残る平地林*は、新田山公園のように都市公園として保全されているもののほか、社寺林や屋敷林、学校等の施設内における樹林なども数多く点在しています。

社寺林や屋敷林、地域のシンボルとなっている樹木、生き物の生息・生育する空間となる樹林等の保全方策を検討します。

1-4 農地の保全

本市には多くの農地があり、市街化区域には生産緑地地区、市街化調整区域には農業振興地域農用地区域*（以下「農振農用地区域」という。）が指定され、多様な農畜産物が生産されています。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足等により、農地面積は減少傾向が続いています。一方で、農地の持つ多面的機能から、都市農地は「あるべきもの」として位置づけが転換されました。まちづくりに必要なみどりとして、農業振興施策と連携し、農地の保全に取り組めます。

1-4-1 生産緑地地区の保全

本市の市街化区域には、多くの生産緑地地区が点在しており、新鮮で安全・安心な農作物の供給、防災・減災、農のある風景を形成しています。

緑地機能や多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全するため、生産緑地地区制度の活用により、市街化区域内農地の適正な維持を図るとともに、都市農地の保全施策を検討します。

また、生産緑地地区の適正な保全のため、肥培管理*調査等を行うとともに、管理指導を継続して実施します。

1-4-2 農業振興地域農用地区域の保全

市街化調整区域の農地のうち農業の振興を図るべき地域は、農振農用地区域が指定されています。この区域では、田植えや稲刈りなどの農業体験会を実施するなど、交流の場ともなっています。

総合的に農業の推進を図るべき地域である農振農用地区域は、農地が持つ多面的機能を踏まえるとともに、農地の有効活用や生産性の向上を促進し、まとまりのある農地の保全に努めます。

また、本市の土地利用方針を踏まえつつ、地域計画*に位置付けられた意欲ある認定農業者*や認定新規就農者*、法人等への集約の検討、農地バンク*の普及・啓発により、農業の担い手への利活用を推進します。

基本方針2 みどりを育てる

2-1 魅力ある公園緑地づくり

本市には170箇所の公園緑地等があり、多くの市民が利用しています。公園緑地の更なる魅力向上と、あらゆる人々が自由に楽しく過ごすことができるよう、地域特性や利活用ニーズに応じた公園等の改修や管理を進めます。

2-1-1 地域特性に合わせた計画的な公園等の改修

本市には、永山公園や吹上しょうぶ公園、梅の公園、花木園などの特色ある公園のほか、身近に街区公園や児童遊園などがあり、多くの人が公園緑地を利用しています。

公園施設等については、安全・安心な施設利用を維持するため、「青梅市公園施設長寿命化計画*」にもとづき、予防保全型管理を主体とした計画的な補修や更新を実施します。

公園緑地を高齢者や障がい者、こども、外国人等のあらゆる人々が、自由に安心して利用できる場としていくため、地域住民の意向やニーズを踏まえ、公園施設等のバリアフリー*化、ユニバーサルデザイン*化を推進するとともに、地域特性を踏まえながら、だれもが遊べる遊具の導入を進めます。

また、持続可能な公園管理の実現のため、地域のニーズや土地利用方針の変化を踏まえ、都市計画の見直し等を検討します。

2-1-2 効率的・効果的な公園等の管理

誰もが安全・安心で居心地よく過ごせる公園緑地となるよう、日常の維持・管理や施設点検、定期点検を実施しています。

公園緑地の更なる魅力向上や新たな賑わいの創出を図るため、指定管理者制度や Park-PFI 制度等の民間活力を活用した管理方法の導入について検討します。

また、公園緑地を柔軟に利活用するための仕組みづくりや、管理を効率的に行う方法として、デジタル技術を活用した公園 DX の取組を検討します。

老木化した樹木や病害虫等の被害木については、適正な管理、更新により、倒木や枝折れなどを未然に防止するよう努めます。

2-1-3 開発行為等による新設公園の指導

本市では、一定規模以上の開発行為等に対して、「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例*（以下「開発条例」という。）」にもとづき、公園等の整備を指導しています。

開発行為等によって整備される公園等が、周辺住民が積極的に活用することができ、良好な景観形成にも寄与する質の高い配置となるよう、適切な指導を行います。

また、持続可能な公園等管理の実現のため、開発条例における公園設置基準等の見直しを検討します。

今後、都市的土地利用を計画的に誘導していく「新市街地計画ゾーン」における地区計画制度*等の導入にあたっては、緑化率規制について検討します。今井土地区画整理事業区域においては、地区計画を踏まえ公園緑地の整備等を通じて計画的な緑化を推進し、進出企業に対してもみどりの充実を促します。

2-2 公共施設・道路のみどりづくり

学校や市役所などの公共施設は、本市各地域に点在しており、良好な施設緑化により、地域のみどりの拠点の一つとなります。

また、街路樹が整備された道路は、みどりのネットワークとして多様な効果が期待されます。みどりの拠点とみどりのネットワークを形成するために公共施設と道路の緑化を推進します。

2-2-1 公共施設の緑化推進

学校や市役所などの公共施設では植栽地を整備しており、接道部の花木などは地域住民や道路利用者がみどりを楽しむ空間を創出しています。

将来を担うこどもたちが学んでいる学校では、学校ビオトープ*等の環境教育への活用、コミュニティ花壇やみどりのカーテンの設置など、自然環境を実感できるような緑化を推進します。

市役所や市民センターなどの公共施設においても、率先してみどりのまちづくりに取り組む姿勢を示すとともに、市民の緑化意識啓発等のため、積極的に緑化を推進します。

2-2-2 街路樹等の育成と管理

街路樹等は、緑陰の形成や良好な道路景観、騒音低減、大気浄化等の効果のほか、生き物の生息・生育空間や移動経路として、エコロジカルネットワークの形成にも寄与します。

都市計画道路等の整備に合わせて、街路樹等による緑化を推進します。

また、本市が管理する既存の街路樹等は、樹木の特性を踏まえた適正な維持・管理に努めます。

2-2-3 駅前広場等の緑化推進

駅前には多くの人の利用とともに、市外からの観光客や来訪者を迎え入れる場所です。

まちの魅力向上を図るとともに、青梅駅、東青梅駅、河辺駅を中心として、各駅の特徴ある景観や憩いの場、観光客等を迎え入れるにふさわしい場として、駅前広場の緑化やコミュニティ花壇による修景を推進します。

また青梅駅前については、「青梅駅周辺地区景観形成基本計画*」にもとづき、良好な景観形成を図ります。

2-3 民有地のみどりづくり

市街地の大半が民有地で構成されており、住宅地や事業所などの民有地のみどりが増えることで、季節感のあるみどりの景観づくり、生き物の生息・生育空間の創出、まちの魅力向上につながります。

一定規模以上の開発行為等における新たな緑地の整備や、既存樹木の保全や活用によるみどりづくりを推進します。

2-3-1 民有地の緑化

民有地の緑化では、一定規模以上の開発行為等に対する適切な指導等により、質の高い緑化を誘導することで、緑化推進に寄与します。

地区計画の区域内における建築行為*等では、地区計画にもとづく緑化指導を行い、道路沿いに広がりや厚みを持ったみどりの形成を促進します。

より積極的な緑化の推進が必要な地域や地区においては、地域特性に合わせた緑化の推進方策を検討します。

また、生け垣設置費補助金やコミュニティ花壇事業を推進するとともに、みどりのカーテンの普及事業、イベント時での苗や種子の配布により、市街地の緑化を推進します。

2-4 市街地のみどりのネットワークづくり

市街地には、拠点となるみどりとして崖線樹林、公園緑地、史跡、社寺林等があり、それらをつなぐみどりとして、河川や水路、街路樹、農地、住宅地の庭木などがみどりのネットワークを形成しています。みどりのネットワークが充実することで、生物多様性の確保、防災性の向上、熱環境の改善等のみどりの機能がより効果的に発揮することから、有機的なみどりのネットワークづくりを推進します。

2-4-1 エコロジカルネットワークづくり

市街地のみどりのネットワークの形成は、公園緑地や施設内の樹林、社寺林等が相互につながるため、エコロジカルネットワークの形成にも寄与します。

市街地の規模の大きい公園緑地や崖線樹林、社寺林等の拠点となるみどり、それらをつなぐ河川や水路、緑道のほか、小規模な公園緑地、農地、街路樹、住宅の庭木などを増やし、飛び石のように点在させることで、エコロジカルネットワークづくりを推進します。

また、生き物の生息・生育空間となる学校や公園緑地でのビオトープづくり、郷土種*に配慮した樹木等の植栽など、エコロジカルネットワークの充実に努めます。

2-4-2 みどりを巡るネットワークづくり

みどりのネットワーク機能のひとつに、レクリエーションや生活のネットワークがあります。ウォーキングは気軽な健康づくりのほか、まちなか回遊による賑わい創出としても注目されています。

みどりを巡るネットワークをより楽しめるよう、リニューアルした公園情報や公共施設等の季節の花の見どころなども盛り込んだウォーキングマップ、観光まち歩きマップ等を充実するとともに、公園緑地等の説明や案内をするQRコードの設置を検討します。

また、健康づくりや自然・歴史・文化資源等を巡る道として利用される「青梅市健康と歴史・文化の路」の整備や適正な維持・管理に努めます。

基本方針3 みどりを活かす

3-1 山地・丘陵地の活用

山地・丘陵地は林業においても重要なフィールドであり、森林を育て、育った木を木材として利用し、再び植林を行う循環が、森林の適切な管理になるとともに、二酸化炭素吸収量の増加、生物多様性の確保など、多面的機能の維持につながります。森林環境譲与税*を活用した森林整備を促進するとともに、地球温暖化防止の観点から森林資源としての活用、賑わい創出の観点から観光資源として活用します。

3-1-1 森林機能の向上

本市の山林は人工林率が高く、適正な森林整備が重要です。

かつての杣保のように健全な森林資源の継承に向けて、「青梅市森林整備計画*」にもとづき、森林の伐採・造林・保育等の森林施業を推進します。また、本市の管理の行き届かない森林を減らすため、森林経営管理制度*により、土地所有者の意向を踏まえた森林の適正管理を推進するとともに、東京都の多摩の森林再生事業*を推奨します。

スギ、ヒノキの花粉症の患者数が年々増加していることから、人工林では花粉の発生量が少ない品種系統の選定や、東京都農林水産振興財団が進める「企業の森*」や「主伐事業*」等を促進します。

3-1-2 多摩産材等の活用

多摩産材や青梅産材は、木材を地産地消することから環境負荷の低い地場産材です。また、多摩産材等を活用することは、森林の適切な手入れだけではなく、健康や環境の面からも有効です。

環境負荷の低減、林業の活性化のため、「青梅市公共建築物等における多摩産材利用推進方針」にもとづき、**多摩産材をPRするとともに、公共施設や民間施設での多摩産材等の利用拡大を推進します。**

3-1-3 廃材利活用等の資源循環の促進

森林の維持・管理では、多くの間伐材や剪定枝が発生しています。

これらの間伐材や剪定枝は、チップ化し、公園緑地の園路材としての活用や、堆肥補助材等としての配布など、有効利用を推進します。また、木質バイオマス燃料*としての活用についても検討します。

3-1-4 レクリエーションの場としての活用

山地や丘陵地にはいくつものハイキングや登山のコースがあり、多くの人が本市の自然環境を楽しんでいます。

ハイキングコースや登山道の利用者が安全に自然とふれあい、親しめるよう、遊歩道やハイキングコースの適正な維持・管理、環境整備を推進します。また、来訪者が増加し観光振興につながるよう、効果的なPRやイベントなどについて検討します。

3-1-5 教育の場としての活用

本市には身近な場所にみどりが多いことから、みどりを活かした保育や幼児教育、学校教育が行われています。

本市の自然環境や生態系のほか、林業や農業についても学ぶことができるよう、保育園や幼稚園、小中学校等と連携し、みどりを活用した教育プログラム等を検討します。

3-2 河川環境の活用

本市には多くの河川や水路があり、市民に親しみのある水辺環境が形成されています。河川や水路は、多様な生き物の生息・生育空間、気温の冷却効果、景観形成、散策路などの多面的機能を有しており、みどりのまちづくりに積極的に活用します。

3-2-1 水辺空間の利活用

清流が維持された自然豊かな水辺は、自然観察や川遊び、川沿いの散策などを楽しむ人が集まる場となります。

水辺空間の利活用を進めるうえで、良好な自然環境を維持するため、水生生物の調査の実施、水辺の生態系や希少種の保護、外来種対策を実施します。

また、多摩川はリバースポーツの場として活用されており、今後も多摩川の魅力をより効果的にPRします。

釜の淵エリア一帯は、民間のノウハウを取り入れ、賑わいを創出するための整備・活用を推進します。

また、バーベキュー利用者が多く訪れていますが、ごみの放置などの迷惑行為も増加しています。マナー啓発を行うとともに、利用実態を踏まえ、国との連携による河川利用のルールづくりを検討します。

3-3 市街地のみどりの活用

本市の市街地には公園緑地や街路樹、庭木や生け垣など様々なみどりがあり、市民や来訪者等は日常生活の中でみどりとふれあうとともに、みどりのもつ防災・減災機能を享受しています。市民のWell-being向上や安全・安心のまちづくりのために、市街地のみどりの活用を推進します。

3-3-1 みどりのリサイクルの推進

快適なみどりのまちづくりには、公園緑地や公共施設の植栽地、街路樹、庭木などの剪定管理が必要です。

剪定管理で発生した剪定枝はチップ化し、公園緑地内の園路材としての活用や、堆肥補助材等として市民へ配布するなど、リサイクルを推進します。

3-3-2 オープンガーデン等の推進

オープンガーデンは、個人住宅や事業所の庭を一般に公開する取組で、訪れた人との交流も楽しめるコミュニティ活動です。梅の公園周辺の社寺等に梅の木等を植樹し、オープンガーデンとして開放しています。

オープンガーデンを推奨するための支援策を検討するとともに、広報による民有地のみどりの観光資源化に努めます。

また、市民緑地制度を活用した緑地や空き地の利活用を検討します。

3-3-3 みどりによる防災・減災機能の充実

公園緑地、運動広場、学校等は、災害時の避難場所として指定されています。

また、公園緑地や農地などは、雨水の貯留・浸透機能により、河川や下水道への雨水の流入を抑制する効果があり、施設の植栽地や道路の植樹帯を活用した雨庭による雨水流出抑制も注目されています。

避難場所に指定されている公園緑地等では、周辺状況や規模を考慮し、かまどベンチ*やソーラー公園灯*などの設置のほか、防災面に配慮した樹木管理を推進します。

雨水対策として、宅地内の雨水は宅地内浸透処理を推進するとともに、雨水浸透施設等の設置に対する補助を行います。

また、近年頻発する局地的な集中豪雨による浸水被害や土砂災害に対応するため、調節池の設置や緑地の雨水貯留・浸透機能を活用した対策を進めます。

3-4 農地の活用

農地は、農畜産物の供給や雨水の貯留・浸透、自然とふれあえる場など、多面的機能を有しており、まちづくりに活かすことが期待されています。市民の農業への理解を深めるとともに、防災、レクリエーション、安全・安心な食材の供給、農業振興など農地の活用を推進します。

3-4-1 農地による防災・減災機能の活用

市街地に点在する農地は、災害時の延焼防止や避難場所等の機能を有しています。また、農地や水田による雨水の貯留・浸透は、降雨時の河川や下水道への流入を抑制し、浸水被害の軽減につながります。

農地が有する防災・減災機能を活用し、安全・安心なまちづくりを推進します。

さらに、農地の災害時の活用については、農業協同組合との防災協定にもとづき協議を行います。

3-4-2 市民農園等の利用促進

本市には市民農園、農業体験農園、農家開設型市民農園があり、多くの市民が農作業や農業体験を楽しんでいます。

今後も多様なレクリエーションの要望に対応するため、農業従事者等との連携により、市民が農業体験できる場として、市民農園等の利用促進を図ります。

3-4-3 農畜産物の利用促進

農業振興、農地保全、安全・安心な食の確保のためには、市民の農業に対する理解が必要です。

直売所等による農畜産物の地産地消、学校給食での地元食材の活用を推進するため、農業協同組合と連携して取組を進めます。

また、地元農畜産物を利用した6次産業化についても、関係団体等と連携した取組を推進します。

共通方針共創（みどりを共につくる）

共－１ 多様な主体によるみどりのまちづくり

みどりの将来像を実現するためには、市民をはじめ、事業者、各種団体、本市に関わるあらゆる主体が、みどりのまちづくりを進めることが必要です。多様な主体が、本市の様々な場所で、みどりのまちづくりに関する活動をより活発に実施できるとともに、新たな魅力や価値を生み出せるよう、支援や仕組みづくりを推進します。

共－１－１ 市民等の共創による公園緑地等の管理と活用

本市では、森林ボランティアや緑地ボランティアなど多くのボランティア団体が活動しています。

今後も、各ボランティア団体の主体的な活動や、活動フィールドを広げるための支援に努めます。

また、校庭芝生のPTA主体の管理、企業のCSR活動*、教育機関のボランティア活動（部活やサークルの参加）など、多様な主体との連携による活動を推進するとともに、気軽に参加できるボランティア活動についても検討します。

共－１－２ ボランティア活動のネットワークづくり

青梅の森では、「柚保プロジェクト*」において、青梅の森をフィールドにするボランティア団体が活動内容を協議し、協働でボランティア活動を実施しています。

みどりに関するボランティア団体のネットワークをつくり、団体間での話し合いや情報共有ができる仕組みづくりなど、活動の活性化につながる連携体制を検討します。

共－１－３ 担い手の発掘と育成

みどりをまもり育てるための担い手育成として、「青梅市森林ボランティア育成講座」を開講し、多くの講座修了生がボランティア活動を実施しています。

今後も森の担い手を育成していくことが重要であることから、森林環境譲与税を活用した森の担い手の発掘と育成や、**企業との連携等を促進します。**

また、次世代の担い手の発掘として、青少年リーダー育成研修会の取組を通じて、みどりに関する活動のリーダー育成を推進します。

共－２ みどりのまちづくりに関する普及啓発

豊かなみどりを次世代に引き継いでいくためには、より多くの市民が本市のみどりに興味を持ち、みどりのまちづくりに関わる必要があります。みどりにふれあい、体験することが、みどりに対する関心や興味が高まる機会となるため、みどりに関する情報発信やイベントの実施を推進します。

共－２－１ みどりに関する情報発信

みどりのまちづくりを進めるためには、みどりに関して理解を深めることが重要です。

本市のみどりの紹介や、みどりの機能、生物多様性について、積極的に情報提供するため、広報紙や市のホームページ、SNS、パンフレットを活用し、広く情報発信します。

また、市民からのみどりや生物多様性に関する情報を収集する仕組みを検討し、普及啓発活動への利活用を図ります。

共－2－2 みどりに関する普及啓発

みどりに関する普及啓発活動では、ホタルの生態学習や観察会、青梅の森での環境学習、本市の河川での水辺に親しむ事業などが開催され、多くの市民や子どもたちが参加しています。

多様な世代がみどりにふれあい、学び、体験できる機会として、行政、教育機関、市民活動団体等と連携して、みどりに関する講習会やイベントを開催するとともに、内容の充実を図ります。

将来、みどりのまちづくりを担う子どもたちが、みどりに関心を持ち、みどりの役割や重要性を楽しみながら学ぶことができるよう、環境学習や体験学習の機会を拡充します。

3 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの考え方

グリーンインフラの取組は、みどりの機能が発揮されることにより地域課題の解決に貢献するという視点を重視しています。

本計画では、みどり分野にとどまらず、まちづくり全体を推進する上で本市の課題を設定し、重点プロジェクトとしてグリーンインフラに取り組むこととします。

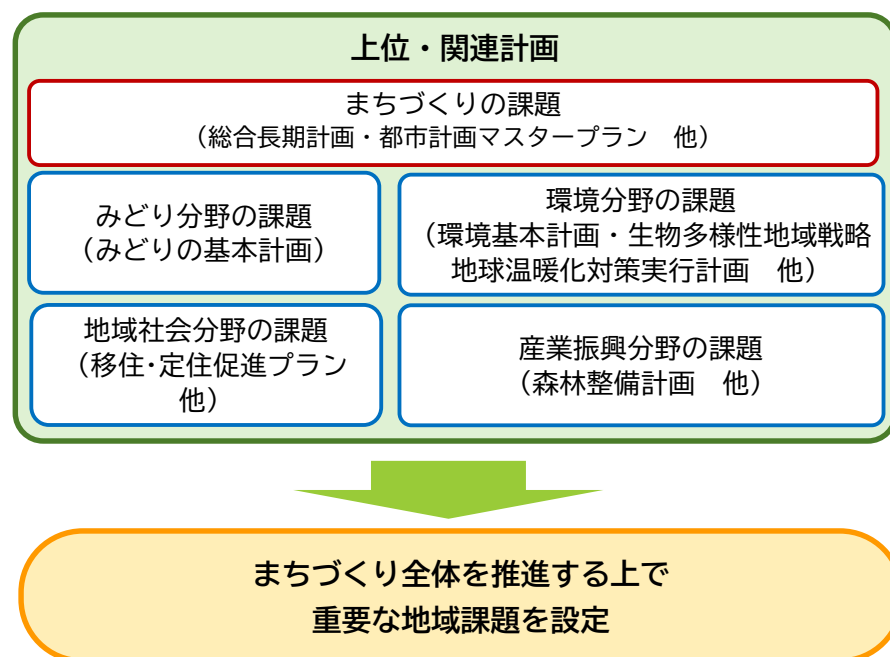


図 4-1 重点プロジェクトの考え方

(2) 市街地のエコロジカルネットワークの形成

ア 上位・関連計画における取組の必要性

総合長期計画

- ・本市の強みである美しい自然環境を多様な主体による様々な活動によって保全するとともに、あらゆる分野での活用を図ることが重要

都市計画マスタープラン

- ・美しい自然を守るとともに、自然環境や生物多様性にも配慮し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの活用など、環境にやさしいまちづくりを進める

環境基本計画

- ・都市化の進展による平地林や草地、農地の減少、樹林の管理不足、外来生物の侵入や増加、農薬等の化学物質、地球温暖化や気候変動等、生物多様性の保全に対し様々な問題が指摘されており、本市においても速やかな対応が必要

生物多様性地域戦略

- ・畑や水田・湿地、樹林地・平地林など、市民にとって身近な生き物の生息環境が減少しており、市民が日常的に自然とふれあう機会も減少
- ・平地林や畑・水田、崖線などの暮らしに身近な自然環境の保全が必要
- ・市街化したまちなかでも、身近に生き物の豊かさを感じられるよう、各公園の位置づけに応じて生き物の生息・生育空間確保に向けた配慮や街路樹などの管理を進めることが必要

イ 地域課題

美しい自然環境は本市の強みであり、山地や丘陵地、河川の生物多様性の確保は、多様な主体による様々な活動によって進められています。市街地においても生物多様性への配慮が必要です。

市街地のエコロジカルネットワークの形成を進め、身近な場で生き物の豊かさを感じる場を増やし、多くの市民が生物多様性の重要性を理解することが重要です。

ウ 重点的に取り組む施策

市街地のエコロジカルネットワークの形成のために、重点的に取り組む施策は次のとおりです。

- 1-3-1 崖線樹林の保全
- 1-3-2 平地林の保全
- 2-1-3 開発行為等による新設公園の指導
- 2-2-2 街路樹等の育成と管理
- 2-4-1 エコロジカルネットワークづくり
- 共-1-1 市民等の共創による公園緑地等の管理と活用

エ 取組によって期待される効果

市街地のエコロジカルネットワークの形成に関する取組により、市街地に残る生き物の生息・生育の空間である崖線樹林や平地林等が保全されるだけでなく、みどり豊かな市街地が形成され、住環境の向上につながります。特に、街路樹や沿道の緑化が連続することで、エコロジカルネットワークの形成とともに、市街地の景観の向上や夏季の緑陰の形成などにより、歩きやすいまちなみが形成されます。

また、市街地のエコロジカルネットワークを意識する市民が増えることにより、ポイ捨てなどのマナー違反の減少、地域住民による公園緑地や河川等の清掃活動の活性化が進むとともに、活動を通じた地域コミュニティの形成が期待されます。

(3) 住み続けたくなるまちづくり

ア 上位・関連計画における取組の必要性

総合長期計画

- ・人口減少の中、まちの活力を維持していくためには、移住定住人口や地域経済活動の支え手の確保に加え、関係人口の拡大が必要
- ・都心への好アクセスや美しい自然に囲まれた環境、ゆとりある居住環境等の強みを活かしつつ、快適で暮らしやすい都市形成に向けた基盤整備や土地利用等の推進が必要

都市計画マスタープラン

- ・人々の暮らしが息づく里山や、歴史と文化に彩られた街なみ、路地空間など、本市を特徴づける景観を守り育て、自然や歴史・文化と調和した、美しい青梅のまちを創出する

移住・定住促進プラン

- ・市が持つ「自然環境」、「歴史・文化」、「都市機能」の3つの要素のグラデーションの豊かさを強みとして発信・活用し、移住・定住促進施策を展開する

イ 地域課題

人口減少が進む中で、地域の活力を維持するには、移住定住人口や関係人口*を増やし、住み続けたくなる、住みたくなるまちにすることが重要です。

地域資源を最大限に活用し、子育てしやすい公園配置や公園機能の見直し、高齢者を含めた多様な世代の健康づくりに配慮したまちづくり、身近で自然に触れることができる環境、自然体験や環境学習が充実した教育体制、みどりを介したコミュニティ形成、誰もが生活しやすい環境づくりを進める必要があります。

ウ 重点的に取り組む施策

住み続けたくなるまちづくりのために、重点的に取り組む施策は次のとおりです。

- 2-1-1 地域特性に合わせた計画的な公園等の改修
- 2-1-2 効率的・効果的な公園等の管理
- 2-4-2 みどりを巡るネットワークづくり
- 3-3-2 オープンガーデン等の推進
- 3-4-2 市民農園等の利用促進
- 共-2-2 みどりに関する普及啓発

エ 取組によって期待される効果

公園等の改修や効果的な公園管理に関する取組、緑地管理ボランティア等の活動の活性化、公園ルールづくりなどにより、公園緑地の魅力が向上することで、利用者の増加や地域の賑わいの場となり、多様な世代の交流による地域の活性化が期待できます。

また、オープンガーデンや体験型農園の利用促進による民有地を活用した交流の場の広がり、自然環境や歴史・文化等のアピールなどにより、市民や来訪者の満足度の向上、関係人口の増加、移住定住人口の増加などにつながります。

(4) カーボンニュートラルの実現

ア 上位・関連計画における取組の必要性

総合長期計画

- ・環境保全に取り組むとともに、カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な分野での取組の推進が必要

都市計画マスタープラン

- ・美しい自然を守るとともに、自然環境や生物多様性にも配慮し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの活用など、環境にやさしいまちづくりを進める

環境基本計画

- ・温室効果ガスの排出を削減することで、気候変動の影響の緩和と気候システムの安定化につながるため、省エネ対策や再エネの積極的利用が重要

地球温暖化対策実行計画

- ・森林やまちなかのみどりによる二酸化炭素吸収源対策は、カーボンニュートラルの実現に向け重要な取組の1つ

森林整備計画

- ・森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、自然条件や住民ニーズに応じた広葉樹林化・針広混交林化、天然力を活用した施業、受光伐採*等による育成複層林*への誘導、スギ等花粉発生抑制対策の推進など、機能に応じた適正な森林施業の実施と健全な森林資源の維持造成の推進

イ 地域課題

本市は令和4(2022)年にゼロカーボンシティ宣言をしており、カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な分野での取組の推進が必要です。

植物は光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として固定する働きがあり、「森林」や「都市緑地」は二酸化炭素の吸収源となります。森林や都市緑地による炭素を固定する方法としては、植栽地の拡大、炭素固定を推進するための森林の適切な維持・管理、木材利用の推進があげられます。また、間接的な二酸化炭素排出量の削減としてはバイオマス利用があります。

森林面積の占める割合の高い本市では、森林の吸収能力を十分に発揮させるために、適切な維持・管理や森林資源の若返りなどに取り組むことが重要です。

ウ 重点的に取り組む施策

カーボンニュートラルの実現のために、重点的に取り組む施策は次のとおりです。

- 1-1-1 法や条例による山地・丘陵地の保全
- 3-1-1 森林機能の向上
- 3-1-2 多摩産材等の活用
- 3-1-3 廃材利活用等の資源循環の促進
- 共-1-3 担い手の発掘と育成

エ 取組によって期待される効果

森林による二酸化炭素の取り込みを安定して機能させる取組は、森林の伐採・造林・保育等の健全な森林施業、里山林の萌芽更新*等であり、取組を進めることで山地や丘陵地の保全につながります。森林や丘陵地の管理活動は、林業従事者のほか市民や企業のボランティアも担っており、関係人口の増加やコミュニティの活性化も期待できます。

また、伐採した樹木は木材製品による炭素固定、バイオマスとして活用することで、資源循環だけではなく、林業や新たな産業の振興につながります。

第5章 地域別のみどりのまちづくり

第5章 地域別のみどりのまちづくり

地域区分では、扇状地に広がる市街地を中心として、加治丘陵の一部と長淵丘陵を含んだ地域を東部地域、東部地域より西側は、多摩川水系と荒川水系との分水嶺となっている尾根を境界に南側を西部地域、北側を北部地域とし、3地域別のみどりのまちづくりの方針や取組を示します。

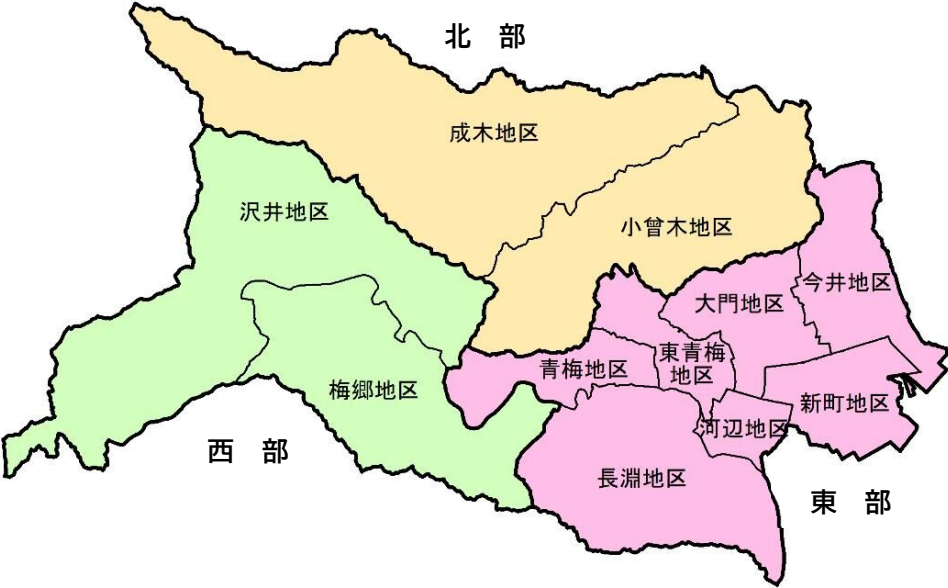


図 5-1 地域別区分図

表 5-1 地域別区分

地域	地区(支会)	町名
東部	青梅地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田
	長淵地区	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町
	大門地区	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺
	東青梅地区	東青梅、根ヶ布、師岡町
	新町地区	新町、末広町
	河辺地区	河辺町
	今井地区	藤橋、今井
西部	梅郷地区	畑中、和田町、梅郷、柚木町
	沢井地区	二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山
北部	小曾木地区	富岡、小曾木、黒沢
	成木地区	成木

1 東部地域

(1) みどりの現況

- 地域東部の扇状地には市街地が形成され、中央に多摩川、北部に加治丘陵、南部に長淵丘陵が位置しています。
- 青梅駅北側には青梅の森、多摩川沿いには崖線樹林、地域北部の市街化調整区域には霞水田などの集団的農地があります。
- 永山公園や釜の淵公園、吹上しょうぶ公園、わかぐさ公園など、規模の大きい公園等が位置しています。
- 旧青梅街道沿いや霞丘陵の林縁部には社寺境内地や史跡等と一体となった樹林があり、市街化区域には生産緑地地区が分布しています。
- 当該地域全体のみどり率は 57.1% ですが、市街化区域では 26.6% となっています。

(2) みどりのまちづくり方針

市街地に隣接する丘陵地や崖線樹林を保全するとともに、公園緑地や社寺林、街路樹などの市街地のみどりを充実させ、みどり豊かな生活環境と市街地のエコロジカルネットワークの形成を目指します。

(3) みどりのまちづくりの取組

ア みどりをまもる取組

- 加治丘陵や長淵丘陵は、特別緑地保全地区や東京都保全地域、風致地区などの法や条例にもとづく各種制度を運用するとともに、生物多様性の視点を持って保全の取組を推進します。
- 青梅の森では、「青梅の森事業計画」にもとづく取組を推進します。
- 崖線樹林は、保全すべき樹林の調査や保全方法等を検討し、計画的な保全に努めます。
- 市街地に残る社寺林や屋敷林、地域のシンボルとなっている樹木、生き物の生息・生育空間となる樹林等の保全方策を検討します。

- 生産緑地地区制度の活用により、市街化区域内農地の適正な維持を図るとともに、都市農地の保全施策を検討します。
- 農振農用地区域は、農地の多面的機能を踏まえるとともに、担い手への利活用を促進し、生産性の向上や農地利用の集積に努めます。

イ みどりを育てる取組

- 公園施設等の改修に合わせて、地域特性や地域住民の意向を踏まえた、誰もが安全・安心に利用できる、魅力ある公園づくりを推進します。
- 持続可能な公園管理の実現のため、地域のニーズや土地利用方針の変化を踏まえ、都市計画の見直し等を検討します。
- 土地区画整理事業地内では、地区計画制度等を活用して、まちづくりと連携した計画的な緑化を推進します。
- 小中学校では、児童・生徒と連携してコミュニティ花壇やみどりのカーテン等の自然環境を実感できる緑化を推進します。
- 街路樹等は、都市計画道路等の整備に合わせた緑化や、適切な維持・管理に努め、エコロジカルネットワークを推進します。
- 駅前広場等では、緑化やコミュニティ花壇により特色ある景観形成に努めます。
- 一定規模以上の開発行為等の適切な指導等や、生け垣設置費補助金、コミュニティ花壇事業の推進、みどりのカーテン普及事業などにより、市街地の緑化を推進します。

ウ みどりを活かす取組

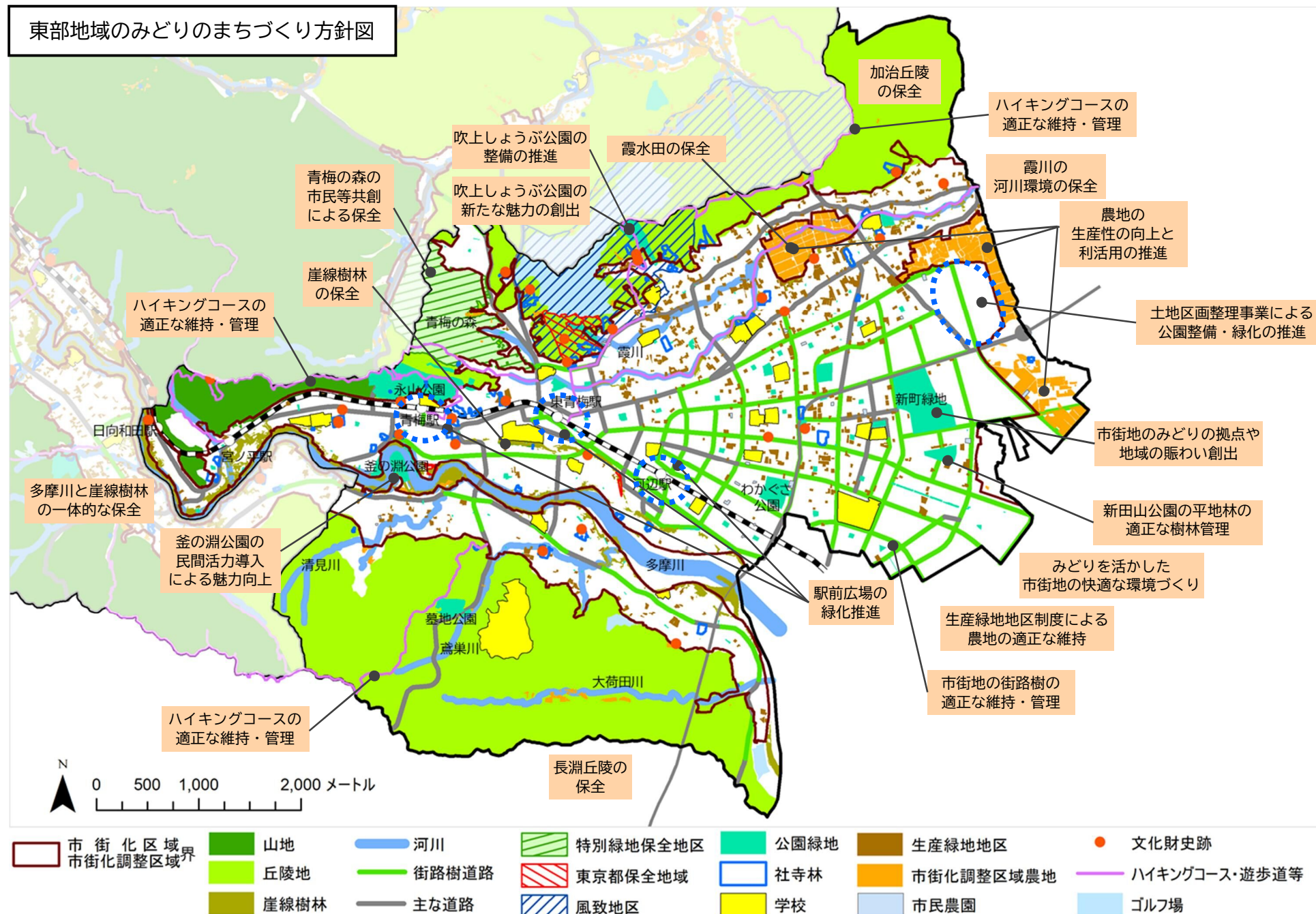
- 遊歩道やハイキングコースの適正な維持・管理、環境整備を推進します。
- 釜の淵エリアでは民間活力による賑わい創出を推進するとともに、国との連携による河川利用のルールづくりを検討します。

- 公園緑地の樹木や街路樹等の剪定枝をチップ化し、公園園路での利用や市民配布等のリサイクルを推進します。
- 避難場所に指定された公園緑地等の防災機能の充実や、雨水の宅地内貯留・浸透施設の設置等による市街地の防災性向上に努めます。
- 市民農園や農業体験農園等の市民による農地の利用促進に努めます。
- 市民緑地制度を活用した緑地や空き地の利活用を検討します。
- 農畜産物の地産地消、学校給食での地元食材の活用を推進します。

エ 共創の取組

- 青梅の森は共創の拠点として、「杣保プロジェクト」によりボランティア活動を推進します。
- 「青梅市森林ボランティア育成講座」をはじめとする担い手の発掘や育成を目的とした事業を展開します。
- 青梅の森での環境学習等の普及啓発活動を推進します。
- 「おうめ水辺の楽校運営協議会」構成団体との協働などにより、水辺に親しむ機会を提供します。
- みどりに関するボランティア団体が話し合いや情報共有できる仕組みづくりなど、活動の活性化につながる連携体制を検討します。
- 加治丘陵や長淵丘陵をフィールドとしたボランティア活動団体の支援を推進します。
- 緑地管理ボランティアや援農ボランティア等の活動支援を推進します。
- 広報紙や市ホームページ、SNS、パンフレット等を活用し、みどりの機能や生物多様性などについて、情報発信します。
- 環境学習や体験学習の機会を拡充します。

東部地域のみどりのまちづくり方針図



2 西部地域

(1) みどりの現況

- 多摩川上流の山間地で、市街地は多摩川沿いに形成されています。
- 御岳山や高水三山等の山地のほとんどが、秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、御岳渓谷にはハイキングコースが整備されています。
- 梅の公園を中心とした吉野梅郷には、オープンガーデンもあり散策コースが設定されています。
- 山地や渓谷、天然記念物などの自然環境資源、美術館や社寺などの歴史・文化資源が多くあり、人気の観光地となっています。
- 当該地域の多くが山地のため、みどり率は 91.4%と高くなっており、市街化区域のみどり率も比較的高く 43.3%です。

(2) みどりのまちづくり方針

豊かな自然環境や歴史・文化等の地域資源を活用した観光・交流の促進とともに、自然環境と地域コミュニティが共存したゆとりと潤いのあるみどりのまちづくりを目指します。

(3) みどりのまちづくりの取組

ア みどりをまもる取組

- 秩父多摩甲斐国立公園に指定されている山地は、国、東京都、関係団体等と連携し、生物多様性の視点を持って保全の取組を進めます。
- 多摩川と崖線樹林は、一体的な保全に努めます。
- シカ等の有害鳥獣被害に対し、東京都や周辺自治体、関係団体と連携した捕獲等の取組を推進します。
- 生産緑地地区制度の活用により、市街化区域内農地の適正な維持を図るとともに、都市農地の保全施策を検討します。
- 農振農用地域は、農地の多面的機能を踏まえるとともに、担い手への利活用を促進し、生産性の向上や農地利用の集積に努めます。

イ みどりを育てる取組

- 山地や多摩川に囲まれた市街地では、自然環境と調和した生活環境の整備に努めます。
- 農地や街路樹、庭木の充実により、エコロジカルネットワークづくりを推進します。
- 梅の公園では多様化する観光ニーズに対応した魅力ある公園づくりを推進し、再生した梅の里の更なる観光資源の充実に努めます。
- 一定規模以上の開発行為等の適切な指導等や、生け垣設置費補助金、コミュニティ花壇事業の推進、みどりのカーテン普及事業などにより、市街地の緑化を推進します。

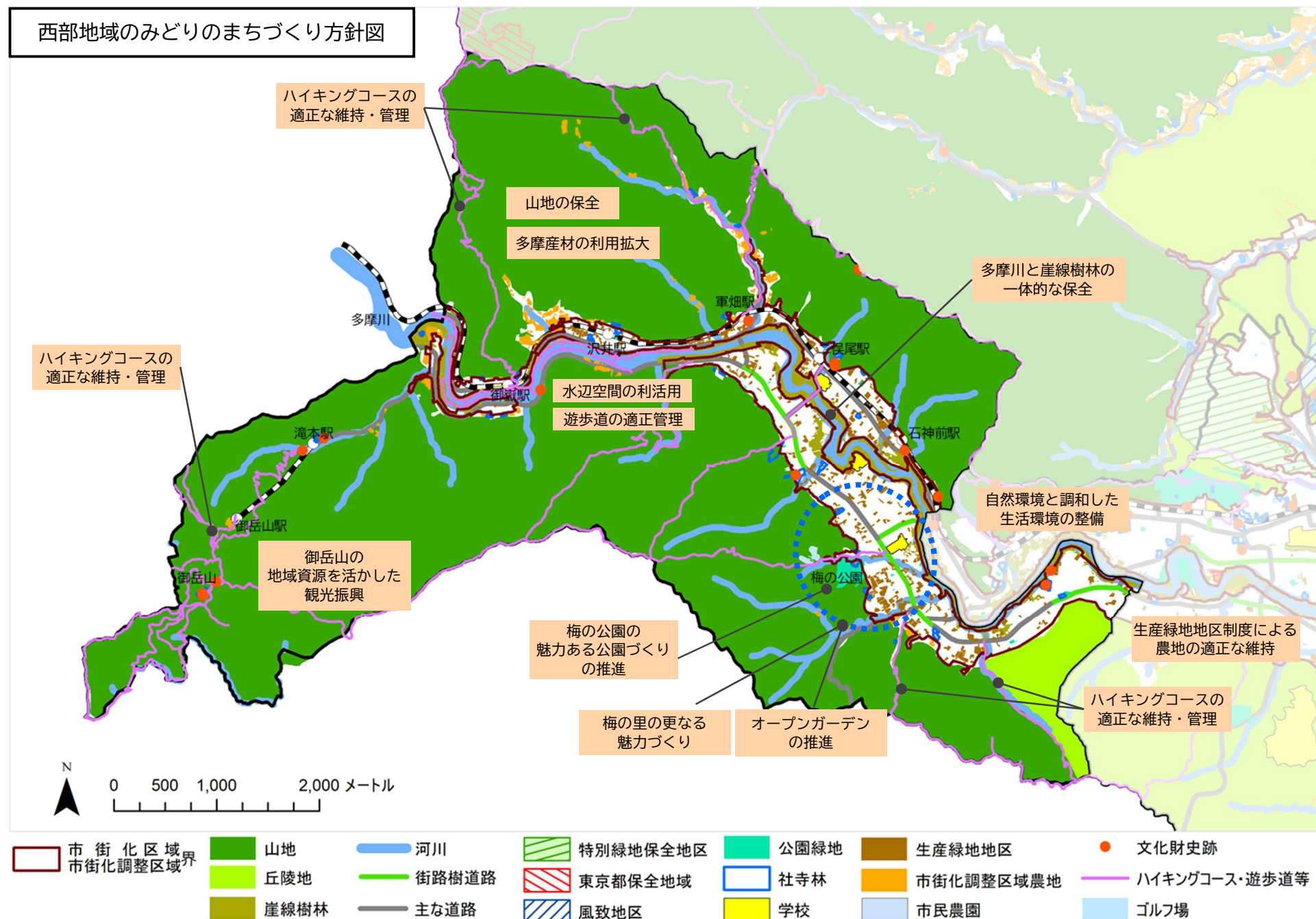
ウ みどりを活かす取組

- 「青梅市森林整備計画」にもとづいた森林施業により、健全な森林資源の活用に努めます。
- 多摩の森林再生事業および、「企業の森」や「主伐事業」を推進します。
- 多摩産材の利用拡大を推進します。
- 森林の維持・管理で発生した廃材のチップ化等の資源循環を促進します。
- 遊歩道や登山道、ハイキングコースの適正な維持・管理と環境整備を推進します。
- 御岳山のハイキングコースは御岳神社、ロックガーデン、ビジターセンターなどがあり、四季を通じて誰もが気軽に自然にふれあえる場として環境整備を推進します。
- 御岳渓谷では、リバースポーツ等の水辺空間の利活用の推進とともに、バーベキュー利用時のマナー啓発を実施します。
- 吉野梅郷ではオープンガーデンを推進し、梅の里の更なる魅力づくりに努めます。

- 市民緑地制度を活用した緑地や空き地の利活用を検討します。
- 農畜産物の地産地消、学校給食での地元食材の活用を推進します。

エ 共創の取組

- 梅の里周辺のボランティア活動の支援を推進します。
- みどりに関するボランティア団体が話し合いや情報共有できる仕組みづくりなど、活動の活性化につながる連携体制を検討します。
- 緑地管理ボランティアや援農ボランティア等の活動支援を推進します。
- 広報紙や市ホームページ、SNS、パンフレット等を活用し、みどりの機能や生物多様性などについて、情報発信します。
- 環境学習や体験学習の機会を拡充します。
- 他自治体と連携した森林整備や自然観察などを検討します。



3 北部地域

(1) みどりの現況

- 当該地域は、多摩川流域と尾根で隔てられた荒川流域の山地と丘陵地で、成木川と黒沢川に沿って市街地が形成されています。
- 山地の一部が東京都保全地域、丘陵地の一部が青梅の森特別緑地保全地区と風致地区に指定されています。
- 自然林を活かした花木園は、様々な花木や果樹の展示見本園、ローラーすべり台をはじめとする遊具が整備されています。
- 北東部には岩蔵温泉、ゴルフ場などの観光レクリエーション施設、西部には採石場が点在しています。
- 当該地域全体のみどり率は、89.7%と高い状態であり、小曾木、黒沢の一部市街化区域では、みどり率が37.2%となっています。

(2) みどりのまちづくり方針

山地や丘陵地、河川等の豊かな自然環境を保全するとともに、里山我的生活環境や風景を活かした、ゆとりある生活空間の形成と地域コミュニティの活性化を目指します。

(3) みどりのまちづくりの取組

ア みどりをまもる取組

- 青梅上成木森林環境保全地域に指定されている山地は、東京都と連携して積極的に自然環境を保全し、生物多様性の確保を促進します。
- 森林の適正な維持管理により、森林機能による土砂災害の防止に努めます。
- 風致地区に指定されている丘陵地では、青梅市風致地区条例にもとづき、都市環境の保全を図り風致の維持を推進します。
- 山地と隣接した市街地では、東京都や周辺自治体、関係団体と連携して、有害鳥獣の捕獲等の取組を推進します。

- 霞川流域の各河川や成木川、黒沢川などでは、河川環境を保全し、ホタルの舞う水辺空間を創出するとともに、合併処理浄化槽整備や既存下水道施設の維持・管理による河川の水質向上に努めます。
- 生産緑地地区制度の活用により、市街化区域内農地の適正な維持を図るとともに、都市農地の保全施策を検討します。
- 農振農用地区域は、農地の多面的機能を踏まえるとともに、担い手への利活用を促進し、生産性の向上や農地利用の集積に努めます。

イ みどりを育てる取組

- 花木園は、農作物の植え付けから収穫までの農作業を体験できる場として、周辺の農業環境と調和した公園づくりを推進するとともに、地域住民の意向やニーズを踏まえ、地域の賑わいを創出する場となる改修や管理を推進します。
- 山地や丘陵地に囲まれた市街地（集落）では、自然と調和した住環境整備とともに、里山環境の保全を推進し、エコロジカルネットワークの形成に努めます。
- 一定規模以上の開発行為等の適切な指導等や、生け垣設置費補助金、コミュニティ花壇事業の推進、みどりのカーテン普及事業などにより、市街地の緑化を推進します。

ウ みどりを活かす取組

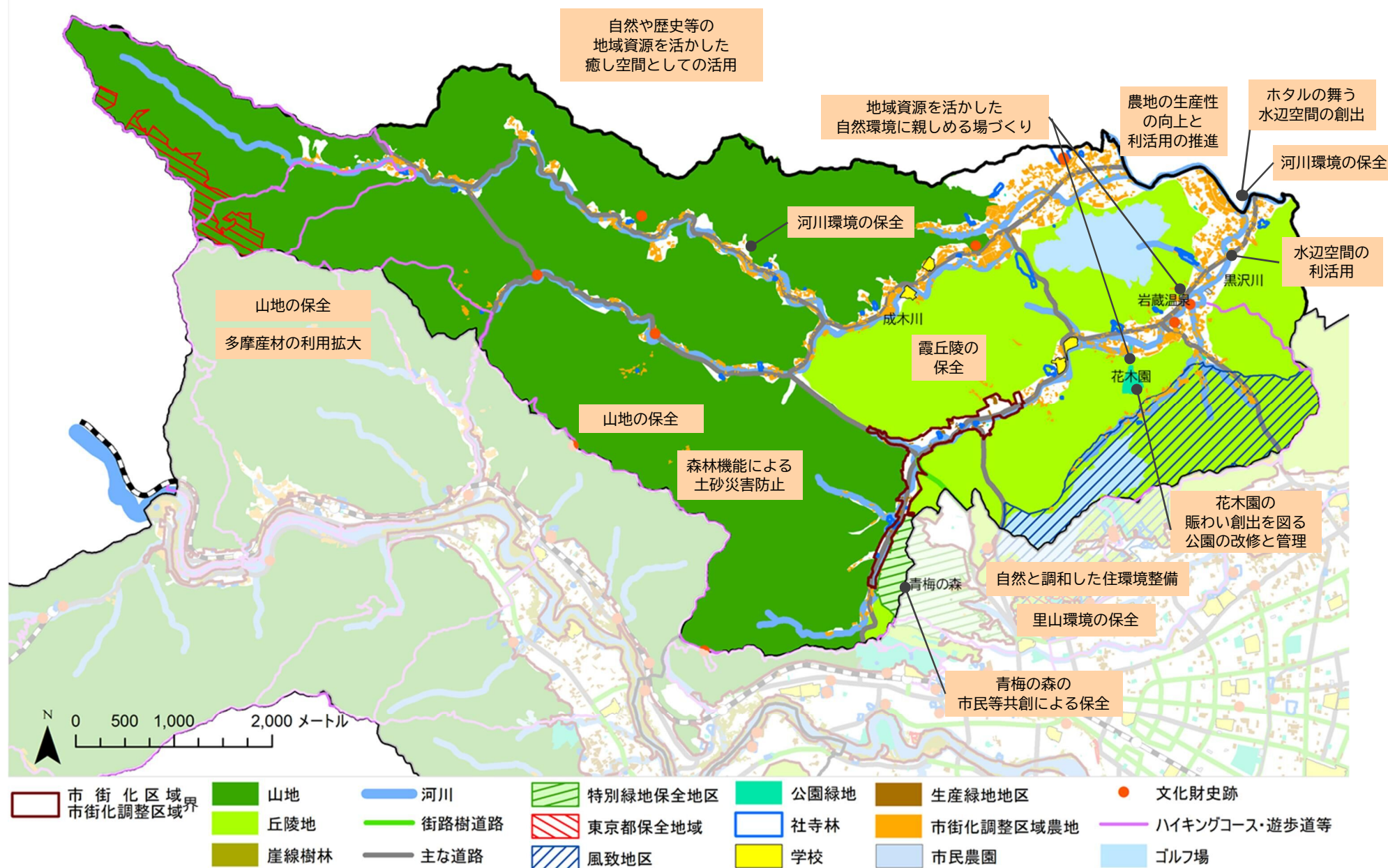
- 「青梅市森林整備計画」にもとづいた森林施業により、健全な森林資源の活用に努めます。
- 多摩の森林再生事業および、「企業の森」や「主伐事業」を推進します。
- 多摩産材の利用拡大を推進します。
- 森林の維持・管理で発生した廃材のチップ化等の資源循環を促進します。

- 遊歩道や登山道、ハイキングコースの適正な維持・管理と環境整備を推進します。
- 霞丘陵では、霞丘陵ハイキングコースや花木園、岩蔵温泉郷などと一体的に、自然環境に親しめる場としての活用を図ります。
- 市民緑地制度を活用した緑地や空き地の利活用を検討します。
- 農畜産物の地産地消、学校給食での地元食材の活用を推進します。

エ 共創の取組

- 青梅上成木ふれあいの森におけるボランティア活動の支援を推進します。
- みどりに関するボランティア団体が話し合いや情報共有できる仕組みづくりなど、活動の活性化につながる連携体制を検討します。
- 緑地管理ボランティアや援農ボランティア等の活動支援を推進します。
- 広報紙や市ホームページ、SNS、パンフレット等を活用し、みどりの機能や生物多様性などについて、情報発信します。
- 環境学習や体験学習の機会を拡充します。
- 他自治体と連携した森林整備や自然観察などを検討します。

北部地域のみどりのまちづくり方針図



第6章 緑地等保全・管理の方針

第6章 緑地等保全・管理の方針

1 都市公園の整備および管理の方針

現在、本市には、都市公園（住区基幹公園、都市基幹公園、都市緑地等）が107箇所、136.76haあり、市民一人当たりの公園面積は10.63㎡/人となっています。

「青梅市公園条例」で標準と定めている10㎡/人を満たしている状況ですが、都市公園が、環境保全や防災・減災、景観形成など、みどりの有する多面的な機能を効果的に発揮させるうえで重要な役割を担っていることを踏まえ、整備および管理の方針は次のとおりとします。

（1）都市公園の整備の方針

市街地開発事業により整備される公園等については、地域特性、周辺の公園緑地等の分布状況を踏まえ、事業区域を越えた広域的な視点からの公園の適正配置、エコロジカルネットワーク等のみどりのネットワークの形成、地域住民の健康づくりやコミュニティ形成など、地域貢献の観点にも配慮するとともに、事業区域内における計画的な緑化を推進します。

開発行為等によって整備される公園等は、みどりのネットワークや地域住民の活用を踏まえた配置になるよう、適切な指導を行います。

また、持続可能な公園管理の実現を図り、良好な住環境の形成を推進するため、開発条例における公園設置基準等の見直しを検討します。

新町緑地においては、都市計画緑地として市街地のみどりの拠点や地域の賑わいの創出をめざします。

各公園等の改修にあたっては、地域住民の意向や地域特性等を踏まえ、公園施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、だれもが遊べる遊具の導入を進めます。

また、今後の社会環境の変化や人口構成も踏まえ、修繕や更新のタイミングを考慮し、公園機能の見直し、規模縮小や廃止等を含めた公園再編についても検討します。

（2）都市公園の管理の方針

公園施設等の管理では、「利用者の安全確保」および「公園施設の機能の保持、施設の維持・保全」の視点から、日常的な巡回を実施します。

また、遊具については毎年1回の定期点検（法定点検）、その他施設は5年に1回の点検を実施し、誰もが安全・安心に利用できる公園緑地とします。

巡回や定期点検、公園利用者からの通報等により施設の破損等が確認された場合は、緊急度の高いものから修繕や補修、更新を行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行います。

また、青梅市公園施設長寿命化計画にもとづき、予防保全型管理を計画的に実施し、効率的・効果的な施設管理を実施します。

公園緑地内の樹木管理では、日常的な巡回において樹木状況を確認し、老木化した樹木や病虫害等の被害木は、適正な管理、更新により、倒木や枝折れなどを未然に防止するよう努めます。

今後は緑地管理ボランティアや指定管理者制度、Park-PFIなどの民間活力を導入し、居心地がよく親しみの持てる公園緑地を目指します。

2 特別緑地保全地区の保全に関する事項

特別緑地保全地区は、都市緑地法第12条に規定されており、無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止に必要なもの、伝統的・文化的な意義を有するもの、風致・景観が優れているもの、動植物の生息地・生育地として適正に保全する必要があるものが指定の対象となります。

本市では「第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区」、「第2号青梅の森特別緑地保全地区」の2箇所を指定しています。

指定地区内では、建築物・工作物の新築・改築・増築、造成や土石の採取、樹木の伐採などが制限されます。

また、住宅地に隣接する区域では、住民の健全な生活環境を保证するため、必要な範囲において樹木の剪定と下草刈りを実施します。

植生管理では、植生の保全を図るため、一般の利用を制限します。

(1) 第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区

ア 地区の概要

市域中央部、青梅総合高校の南側（千ヶ瀬町四丁目地内）にある立川段丘の段丘崖に位置する面積約1.0haの崖線樹林で、斜面上部が市道、斜面下部が住宅地となっています。

植生は、コナラ林やモウソウチク林などの代償植生で構成されています。

イ 保全計画

崖線上にある良好な樹林景観の保持と急傾斜地の保全のため、将来的には潜在自然植生*である常緑広葉樹を主体とした林とすることを目指します。

また、傾斜地の保護のために必要な施設を整備します。

ウ 管理計画

急傾斜地のため、人の立ち入りが危険であることから、管理柵、案内板、法枠などの施設の保守点検を定期的の実施し、適正な管理を図ります。

(2) 第2号青梅の森特別緑地保全地区

ア 地区の概要

市域中央部、青梅駅北側に位置する約91.7haの緑地で、西側は小曾木街道、東側は成木街道、北側は多摩団地や旭ヶ丘団地の住宅地、南側は永山公園に接しています。南北にのびる主稜線と複数の枝尾根や谷津で構成され、黒沢川に注ぐ大日沢と霞川に注ぐ柿沢川の源流などがあります。

植物相は、乾性から湿性地を主とした二次林や二次草地などの構成種が多くなっています。動物は、ほ乳類、鳥類、は虫類・両生類、昆虫類、水生動物で多くの種が確認されています。

青梅の森特別緑地保全地区は、平成22(2010)年1月に都市計画決定し、平成22年7月に青梅の森事業計画を策定、令和5年3月に改定しています。

イ 保全計画

青梅の森特別緑地保全地区は、青梅の森事業計画にもとづき保全、活用と整備、体制と連携を図ります。なお、運営上の変換期や社会情勢の変化、著しい環境の変化等に順応するため、5年程度で計画見直しを検討します。

(ア) 青梅の森事業計画

【基本理念】

本市は、青梅の森を、生物多様性を保ち、貴重な野生生物の生息・生育空間として保全し、市民との協働により保全活動を推進して、未来に引き継いでいくことを理念としています。

また、市民が自然とふれあえる場、里山のしくみを体験学習できる場、ハイキング等、誰もが気軽に利用できる場として継続的に活用していきます。

【基本方針】

保全：野生生物が生息し、人と共存できる環境を守る。

活用と整備：だれもが利活用できる環境の整備を行う。

体制と連携：行政と運営組織が連携し、事業促進に努める。

【事業計画の枠組み】

基本理念をもとに3つの方針により、それぞれの取組とその内容を定め、事業の推進を図ります。

表 6-1 保全の取組

(1) 保全	
①動植物の保全	①注目種およびその他生物の保全
	②外来動植物および在来動植物の対策
②谷津(湿地)の保全	③谷津の保全
③アカマツの保全	④健全なアカマツの管理・保全
④住宅地隣接部の保全管理	⑤住環境の保全
⑤樹林の保全	⑥-1 樹林の保全(人工樹林)
	⑥-2 樹林の保全(広葉樹林)
⑥幹線通路等の保全	⑦幹線通路の保全と活用
	⑧散策路の保全と活用
	⑨展望広場等の保全と活用

表 6-2 活用と整備の取組

(2) 活用と整備	
①施設等の活用	①拠点施設および教育施設等の活用
	②便益施設の活用
②循環保全	③資源の利活用

表 6-3 体制と連携の取組

(3) 体制と連携	
①組織	①運営組織
②情報発信	②情報発信
③安全対策	③安全予防と連携

(イ) 機能維持増進事業の実施の方針

青梅の森においては、緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備である機能維持増進事業を実施します。

【実施地区の位置】

青梅の森内を地形や特性、幹線通路、管理手法で5つのゾーンに区分し、更に保全・管理により20の小ゾーンに区分します。

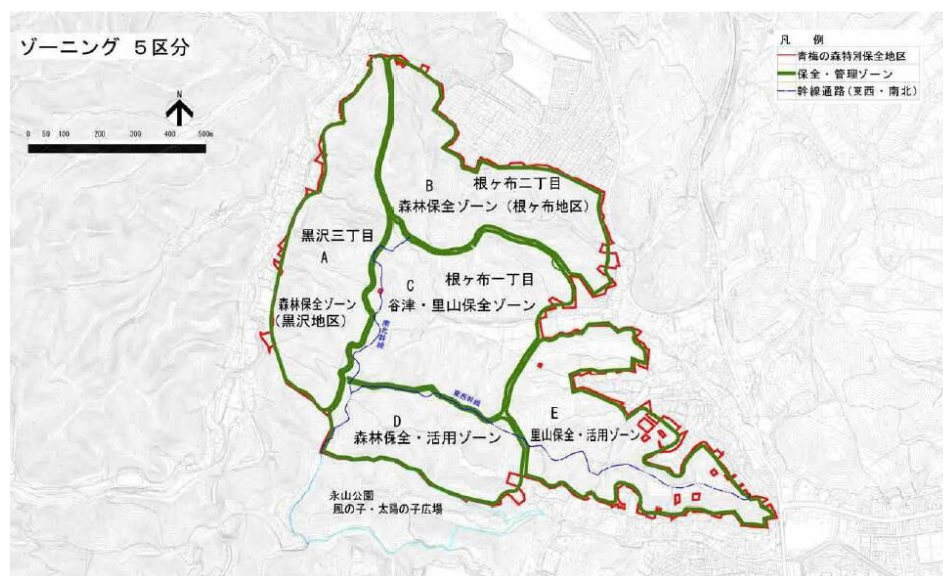


図 6-1 青梅の森事業計画 ゾーニング図

【整備内容】

保全の取組にもとづき、整備を実施します。このうち、樹林の保全を例として示します。

樹林の保全（人工樹林）

- ・間伐率 30%程度を標準で枯損木等を優先的に伐採
- ・間伐の平均的間隔は 10 年～15 年を基準

樹林の保全（広葉樹林）

- ・広葉樹の萌芽株、稚樹の育成
- ・常緑低木樹の除伐

【伐採した樹木の活用方針】

間伐した木材は、テーブルやベンチ、コースターの作成、散策路の改修や土留め等に活用します。

また、伐採した樹木は、薪、チップ、バイオマス燃料等としての活用を検討します。

【生物多様性確保に関する内容】

保全の取組にもとづき、生物多様性確保の取組を進めます。このうち、注目種およびその他の生物の保全を例として示します。

注目種およびその他生物の保全

- ・絶滅危惧種*は保全に関する法令等を遵守し、必要に応じて専門家の助言やモニタリング調査*を実施
- ・定期的な植生調査による生態系の把握と管理運営方法の検証

青梅の森事業計画 施設図

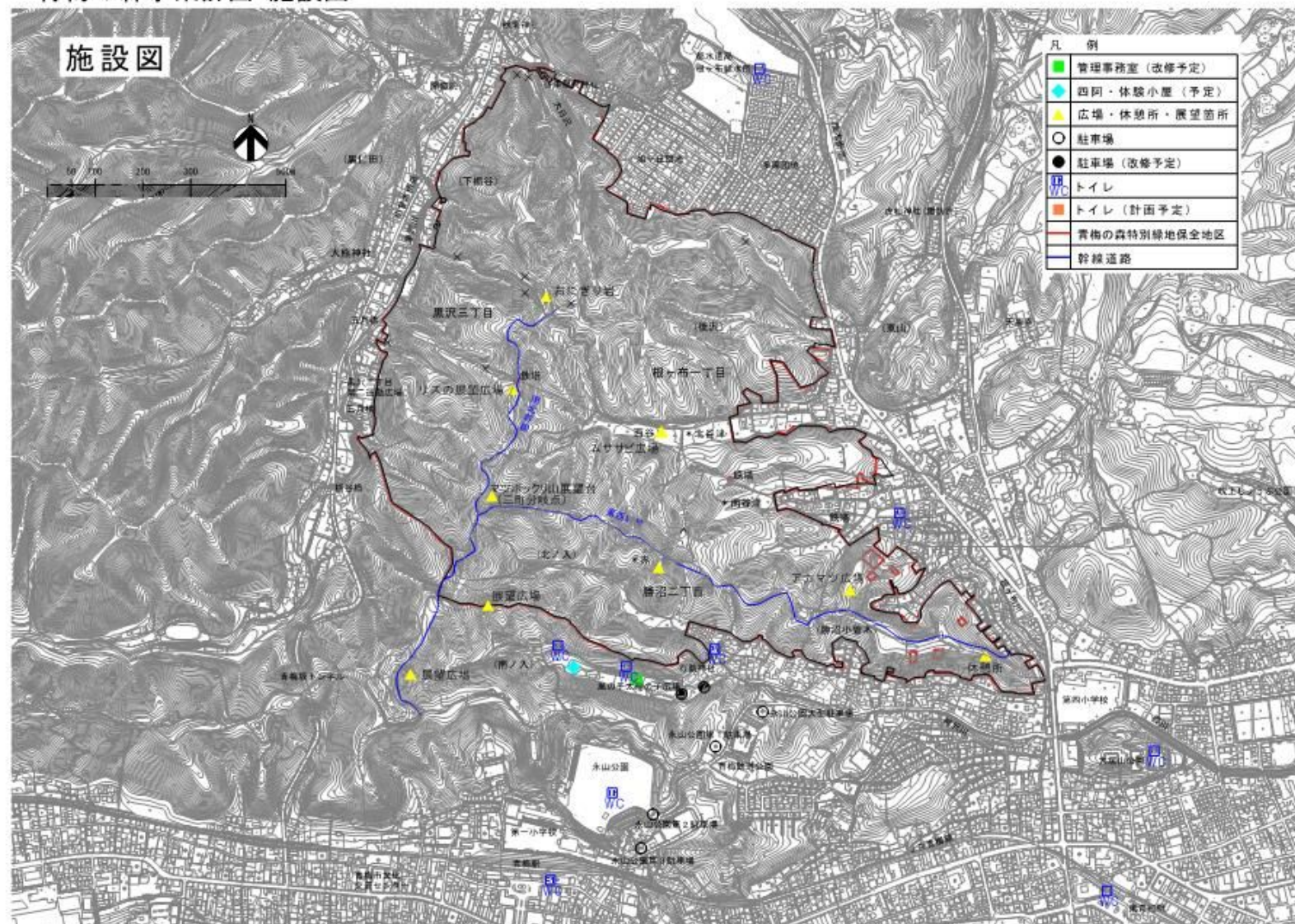


図 6-2 青梅の森事業計画 施設図

3 生産緑地地区の保全に関する事項

本市では、都市近郊にありながら露地野菜や果樹、茶など多様な農畜産物が生産されていますが、農業従事者の高齢化や担い手不足などから、農地面積は減少傾向にあります。

また、遊休農地*の増加や都市化による周辺環境への配慮、鳥獣害被害の深刻化など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

都市農地は、農地が持つ多面的機能に着目し、都市農業振興基本計画において、これまでの「宅地化すべきもの」から、「都市にあるべきもの」と位置付けられました。

このような背景を踏まえ、本市の生産緑地地区の保全の方針は次のとおりとします。

(1) 生産緑地地区の指定方針

本市では、市街化区域において緑地機能および公共施設等の敷地の用に供する土地としての機能に優れた農地等を計画的に保全するとともに、既存の生産緑地地区の保全を図るため、都市計画における生産緑地地区および特定生産緑地の指定を積極的に推進し、良好な都市環境を形成することとします。

そこで、生産緑地法の改正等を受け、生産緑地地区に指定することができる面積を「500㎡以上」から「300㎡以上」に引き下げるほか、買取申出に伴う「道連れ解除*」に関する緩和措置などを設けています。

このことにより、これまで指定を受けることが困難だった農地等についても、生産緑地地区に指定できるようになり、農地の減少を抑制します。

特定生産緑地については、制度の説明や周知を図り、農地等所有者の理解を得ながら、指定による農地等の保全を促進します。

(2) 生産緑地地区の管理方針

生産緑地地区に指定された農地等を適正に管理するため、定期的な巡回、農地の肥培管理基準にもとづいた肥培管理調査を徹底します。

(3) 生産緑地地区の活用方針

生産緑地地区の有効な活用としては、市民が農業に親しめる機会や農業者との交流の場を設け、農業者や市民の相互理解が深まるよう、農業体験型農園の実施を推進します。

また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定により、土地所有者以外が生産緑地地区を借用し農業を行うことや、市民農園を開設することなどが可能となったため、農地の有効活用を検討します。

生産緑地地区の災害時の活用としては、本市と農業協同組合は防災協定を締結しています。防災協定にもとづいた協議により、防災協力農地の協定締結を推進します。

4 緑化重点地区

緑化重点地区は、特に緑化の推進に配慮を加えるべき地区であり、重点的にみどりのまちづくりを推進する地区になります。

本市では、緑化重点地区の指定については、次のとおりとします。

(1) 緑化重点地区の指定

緑化重点地区の指定方針としては、エコロジカルネットワークを形成する上で、緑化の必要性が高い地区を選定することとします。そこで、地区別のみどり率と樹林率から、大門地区、東青梅地区、新町地区、河辺地区、今井地区の市街化区域を緑化重点地区に指定します。これらの地区は霞丘陵、多摩川、長淵丘陵に挟まれており、適切に緑化を推進することで、2つの丘陵地や多摩川を、みどりによって有機的につなげます。

表 6-4 地区別のみどり率

地区	市街化区域		市街化調整区域	
	みどり率	樹林率	みどり率	樹林率
青梅地区	30.7%	24.8%	96.0%	69.3%
長淵地区	29.8%	19.8%	95.0%	83.0%
大門地区	26.7%	10.4%	91.8%	59.6%
東青梅地区	20.5%	11.0%	92.1%	86.5%
新町地区	19.9%	10.1%	51.1%	50.1%
河辺地区	17.1%	7.5%	85.5%	17.4%
今井地区	39.0%	9.4%	90.0%	66.5%
梅郷地区	41.5%	22.6%	97.3%	91.1%
沢井地区	46.7%	26.8%	98.2%	93.5%
小曾木地区	37.2%	16.2%	91.5%	80.6%
成木地区	—	—	89.6%	83.5%
市域全体	29.7%	15.2%	93.5%	84.6%

※市域全体のみどり率は79.6%

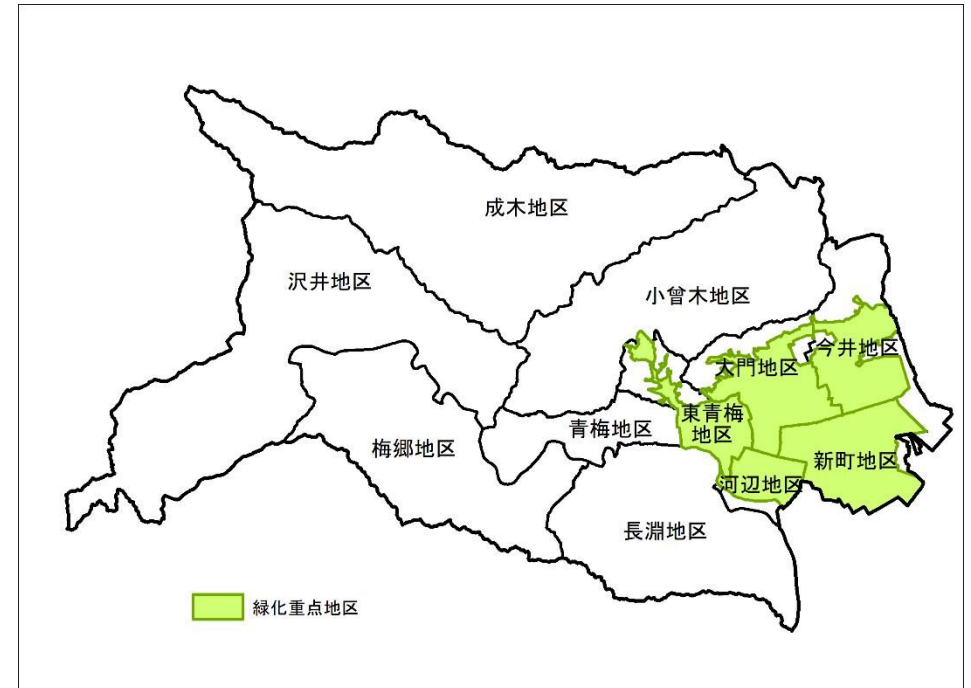


図 6-4 緑化重点地区位置図

(2) 緑化重点地区の緑化の推進に関する事項

緑化重点地区では、都市公園の整備や公共施設の緑化とともに、各種制度を活用した民有地の緑化を積極的に推進します。

ア 公園緑地

- ・開発行為等に対して、開発条例にもとづき、質の高い公園緑地等の整備となるよう適切な指導を行います。
- ・新田山公園は貴重な平地林として、適正な樹林管理を行います。
- ・釜の淵エリアについては、自然環境を活かした公園づくりを推進します。
- ・新町緑地については、市街地のみどりの拠点や地域の賑わいの創出を目指します。

イ 公共施設の緑化

- ・市役所、学校などの公共施設では、既存樹木を適正に管理するとともに、壁面緑化等を積極的に推進します。
- ・駅前広場では、植栽地やコミュニティ花壇の適正な管理によるみどりの修景を推進します。
- ・既存の街路樹等は、適正な管理によりみどりのネットワークの形成に努めます。
- ・コミュニティ花壇事業やみどりのカーテン普及事業により、市街地の緑化を推進します。

ウ 民有地の緑化

- ・生け垣設置費補助金制度等の積極的な活用により、緑化を促進します。
- ・緑地協定制度*等の導入を検討します。
- ・民有地の樹林や空き地等の市民緑地制度の導入を検討します。

- ・生産緑地地区制度の活用により、市街化区域内農地の適切な維持を図ります。

エ 青梅インターチェンジ北側地区

- ・当該地内で整備される緑地や街路樹は、地区周辺のみどりの状況を勘案し、地区内外のみどりのつながりに配慮した緑化に努めます。
- ・当該地内で整備される公園緑地は、必要となる公園機能を踏まえ、施設や植栽地の配置や規模を検討し、計画的に整備します。
- ・当該地内で整備される事業用地は、緑化率規制等を検討し、計画的な緑化を推進します。

第7章 計画の推進にあたって

第7章 計画の推進にあたって

1 各主体の役割と取組体制

本計画の推進にあたっては、共通方針である「共創（みどりを共につくる）」にもとづき、各施策に取り組むことから、市民、事業者・市民活動団体等が役割を踏まえ、共創の取組を進めることが重要です。

また、東京都や周辺自治体などの行政界を越えた広域的な連携にも配慮します。

（1）各主体の役割

ア 市民、来訪者

市民、本市への通勤者や通学者、その他の来訪者の方々は、住んでいる地域や市全体のみどりに関心を持ち、身近なところの緑化の取組や維持・管理、みどりに関するイベントや保全活動などに参加・協力することが望まれます。

イ 市民・市民活動団体・事業者

市民、自治会、事業者、学校などは、地域のみどりに関する社会貢献活動やイベントへの参加が望まれます。また、農業や林業の従事者の方々は、本市のみどりを保全してきた重要な人たちであり、引き続き農林業を通じて、みどりのまちづくりを担っていただきます。

市民活動団体等は、活動等を行っている地域のみどりの保全のため、活動の活性化が求められます。

ウ 行政

行政は、みどりのまちづくりの先導役として、本計画の内容の周知に努め、各施策を着実に推進します。

市民や事業者・市民活動団体等の取組に対し、積極的な情報提供や支援を行います。

また、行政界を越えた広域的な連携として、東京都や周辺自治体との連携による「緑確保の総合的な方針」等の推進、広域的なみどりのネットワークである山地や丘陵地、崖線樹林、河川の保全に取り組めます。

（2）取組体制

本計画の取組体制は以下のとおりです。

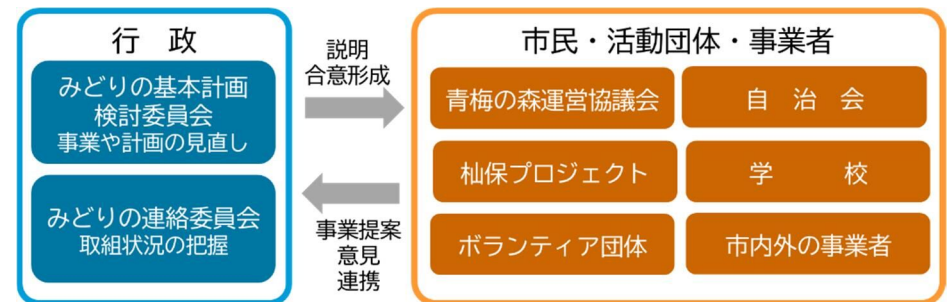


図 7-1 本計画の取組体制

ア 行政

- ・本計画の取組状況を継続的に調査し、「青梅市みどりの連絡委員会」に報告します。
- ・「青梅市みどりの基本計画検討委員会」は、事業や計画の見直し等を検討します。

イ 市民・市民活動団体・事業者

- ・「青梅の森運営協議会」、「杉保プロジェクト」等の市民活動団体の協議体に対して、行政は計画を推進するための事業等を説明します。

- ・市民活動団体の協議体は、行政の事業等に対する意見や事業提案を行うとともに、行政と連携して本計画の取組を推進します。

2 進行管理

本計画の進行管理にあたっては、各施策の継続的な進行管理や改善を図ることが重要です。

このため本計画では、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）のサイクルで進行管理します。

また、本計画は計画期間が長期にわたることから、施策の進捗状況や社会状況の変化、上位計画の見直しに合わせて、必要に応じて計画の見直し・改定を行います。

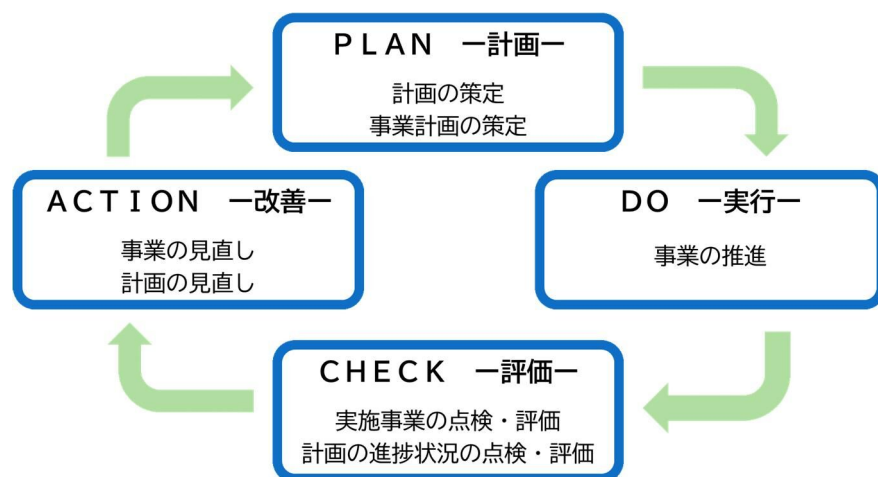


図 7-2 進行管理の流れ

資料編

1. 市民アンケート

(1) 実施概要

青梅市みどりの基本計画策定にあたり、みどりに関する市民意識を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

対 象 者：18 歳以上の市民 3,000 人

調査期間：令和 5 年 10 月 20 日～令和 5 年 11 月 19 日

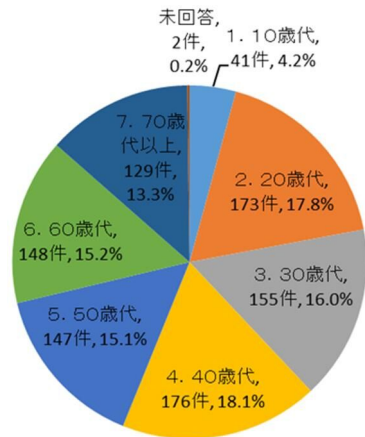
回収状況：回答数 969 件（郵送 608 件、WEB301 件）

回収率 32.3%

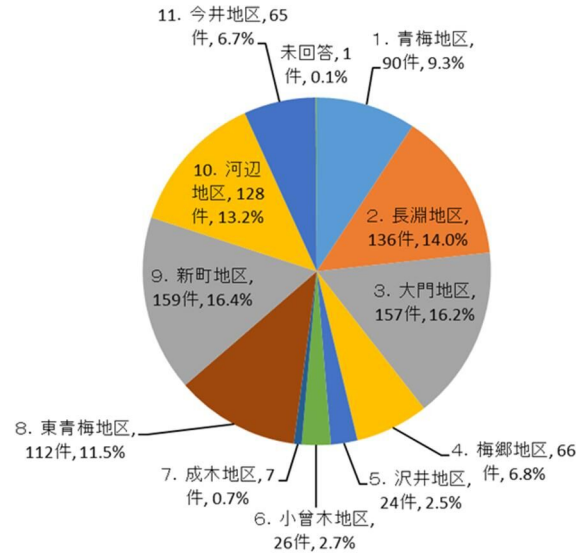
(2) 結果概要

問 1 回答者の属性

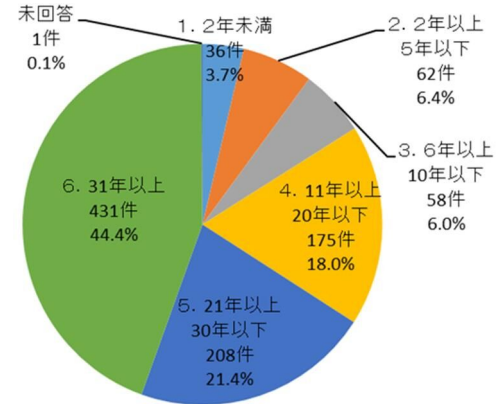
【年代】



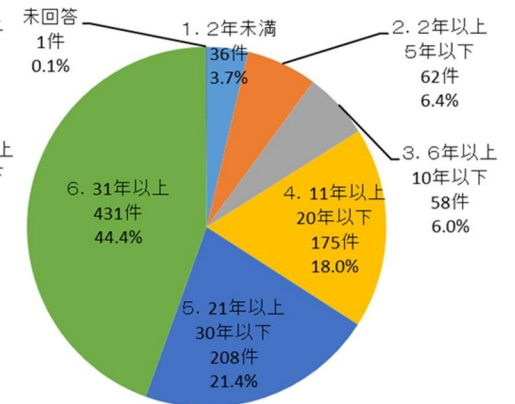
【居住地区】



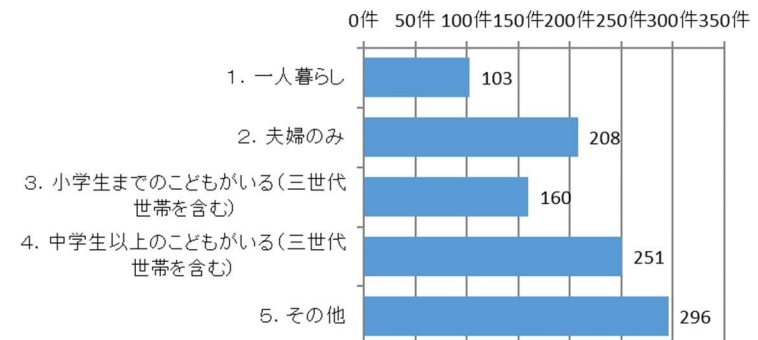
【居住歴】



【居住タイプ】

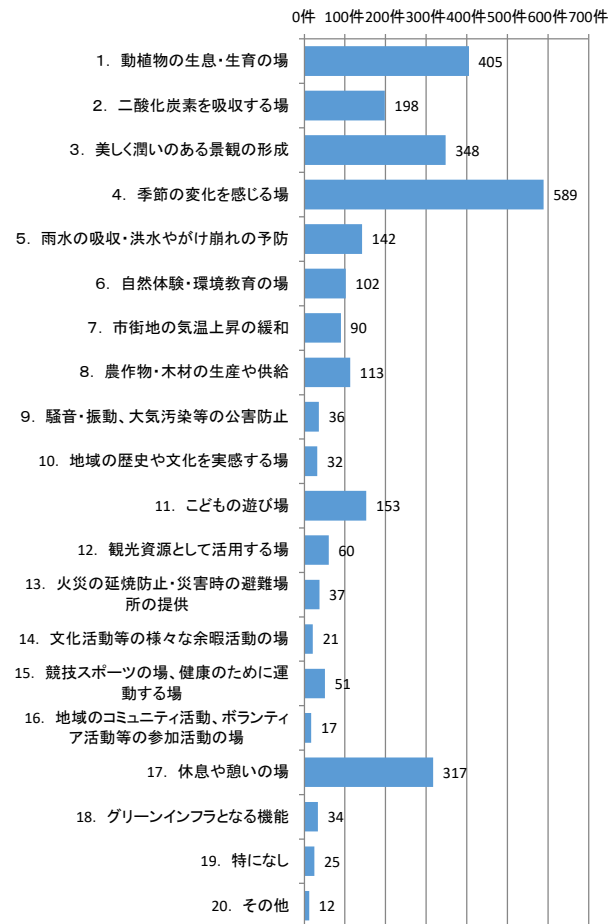


【同居家族】



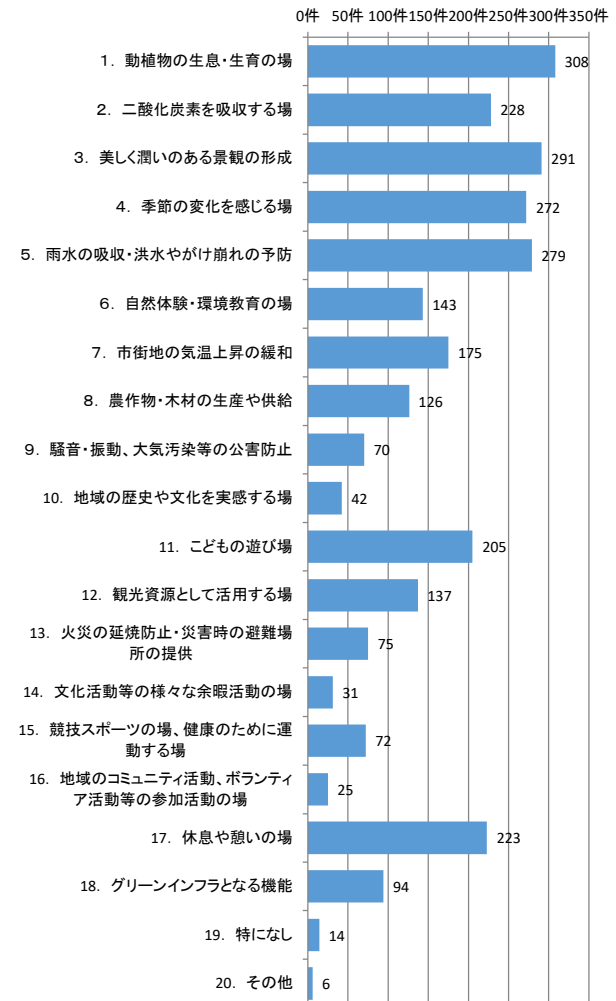
問2 「みどり」には様々な機能がありますが、あなたが日常生活の中で実感するものは何ですか。（3つまで選択）

日常生活の中で、実感するみどりとして最も多かった回答は、「季節の変化を感じる場」でした。次いで、「動植物の生息・生育の場」、「美しく潤いのある景観の形成」、「休息や憩いの場」でした。



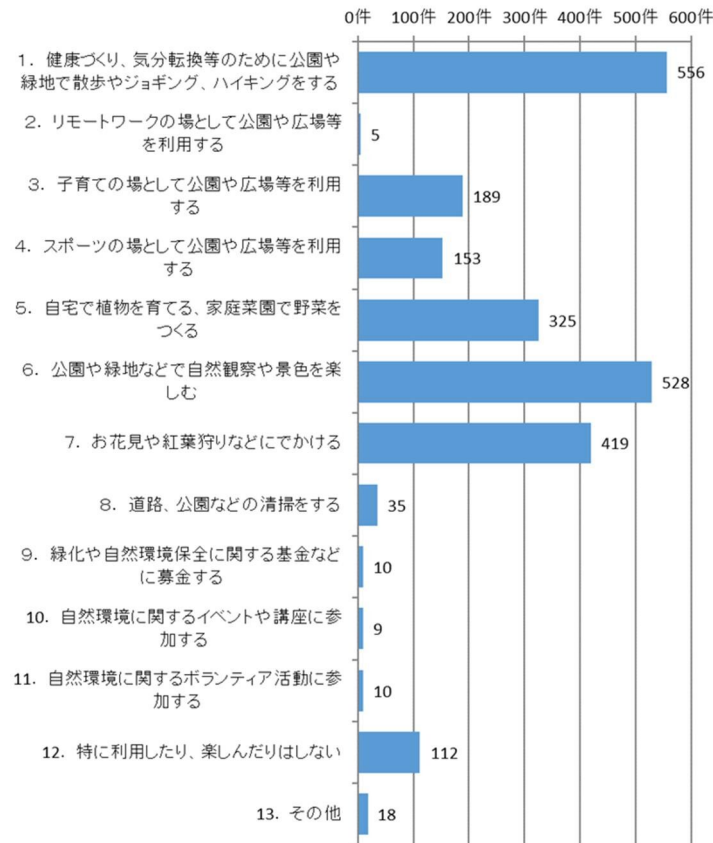
問3 青梅市の「みどり」の機能について、あなたが今後特に重要だと思う機能は何ですか。（3つまで選択）

みどりの機能について今後特に重要だと思うものは、「動植物の生息・生育の場」、次いで、「美しく潤いのある景観の形成」でした。その他、「雨水の吸収・洪水やがけ崩れの予防」、「二酸化炭素を吸収する場」といった、気候変動やグリーンインフラに関する回答が多くなっています。



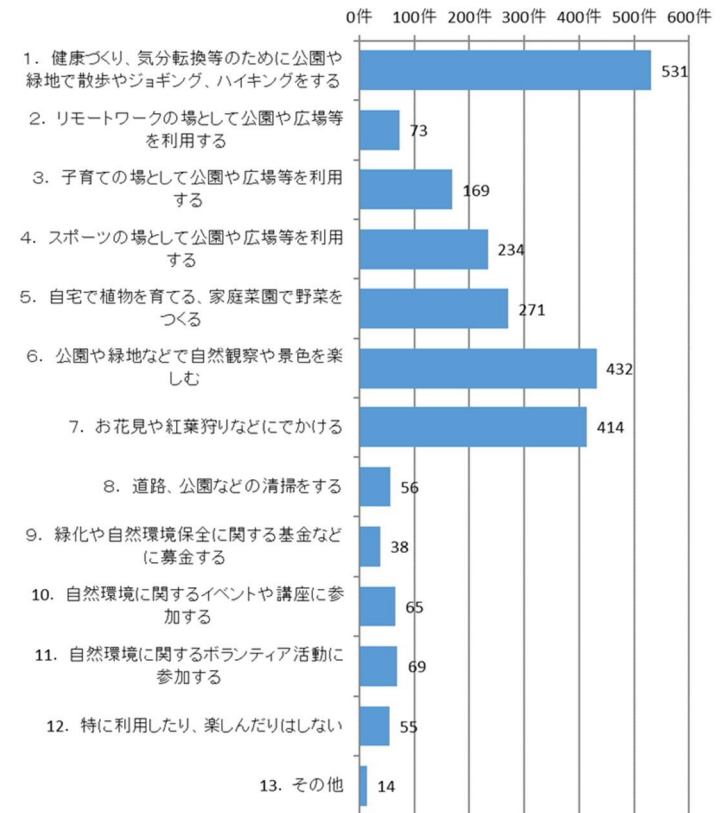
問4 あなたは日常生活の中で、どのように公園や緑地を利用したり、「みどり」を楽しんだりしていますか。（3つまで選択）

「健康づくり、気分転換のために公園や緑地で散歩やジョギング、ハイキングをする」が最も多く、次いで、「公園や緑地などで自然観察や景色を楽しむ」が多くなっています。



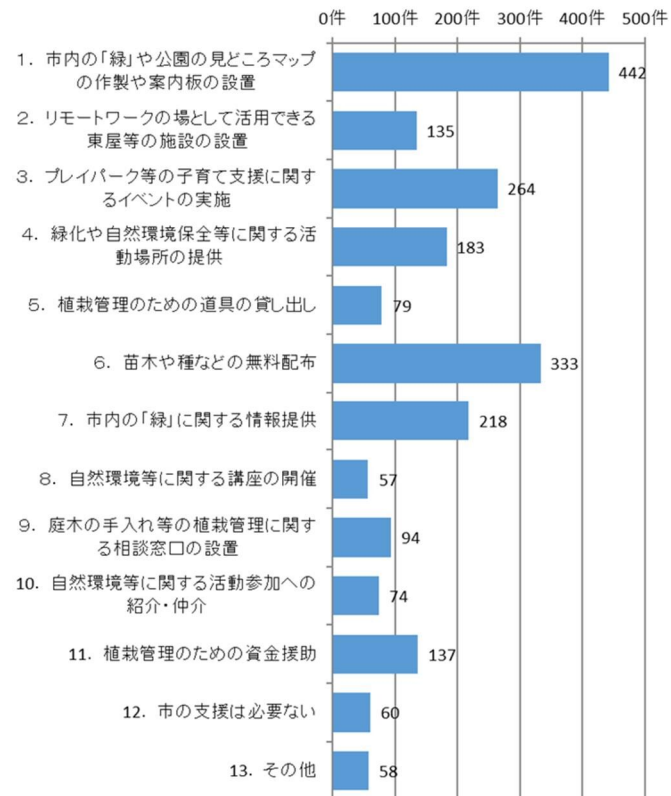
問5 今後あなたがやってみたい公園や緑地の利用方法や、「みどり」の楽しみ方は何ですか。（3つまで選択）

「健康づくり、気分転換のために公園や緑地で散歩やジョギング、ハイキングをする」が最も多く、次いで、「公園や緑地などで自然観察や景色を楽しむ」が多いです。現在の利用方法と同様の結果であり、引き続き公園や緑地を利用していきたい意向が伺えます。



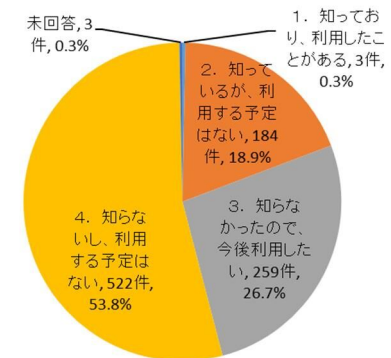
問6 あなたが公園や緑地を利用したり、「みどり」を楽しむために、市に支援してほしいことはありますか。（3つまで選択）

「市内の「みどり」や公園の見どころマップの作成や案内板の設置」が最も多く、次いで、「苗木や種などの無料配布」でした。その他には、「プレイパーク等の子育て支援に関するイベントの実施」や「市内の「みどり」に関する情報提供」が多かったです。



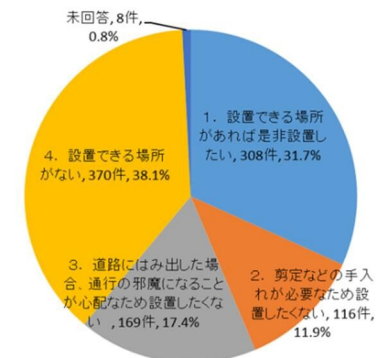
問7 市では、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、道路に面して生け垣を設置する場合に費用の一部を補助しています。あなたはこの制度を知っていましたか。

「知らないし、利用する予定はない」、「知ってはいるが、利用する予定はない」といった利用する予定はない方が、72.7%と最も多く、「知らなかったので、今後利用したい」は、26.7%でした。

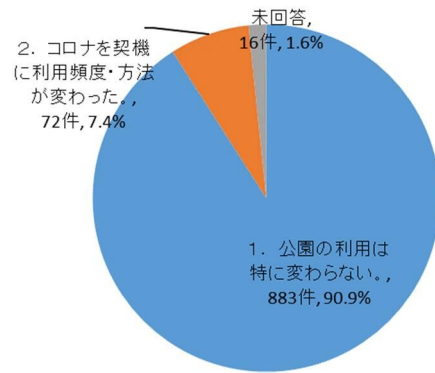


問8 道路に面した生け垣は、まちに潤いを与えるだけでなく、景観や防災面においても高い効果があります。あなたは市街地の生け垣についてどう感じていますか。

「設置できる場所がない」が最も多く、次いで、「設置できる場所があれば是非設置したい」が多かったです。

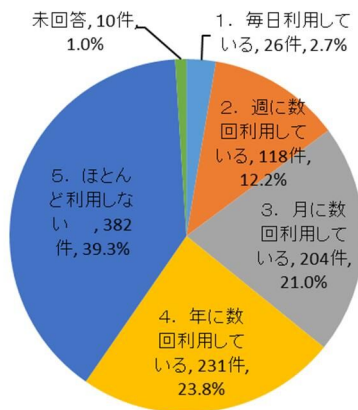


問9 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、公園の価値が見直されています。あなたはコロナ禍前後で、公園の利用は変わりましたか。
90%以上の方が、「公園の利用は特に変わらない」でした。



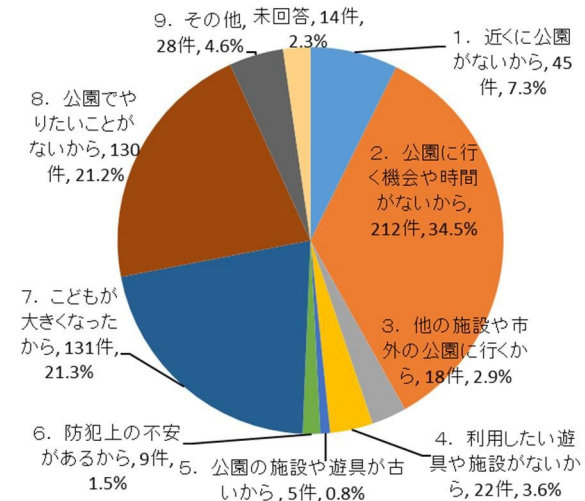
問10 市内には多くの公園等がありますが、あなたは日常生活で公園を利用していますか。

公園の利用状況としては、「ほとんど利用しない」が最も多く 39.3%であり、次いで、「年に数回利用している」が 23.8%で多くなっています。



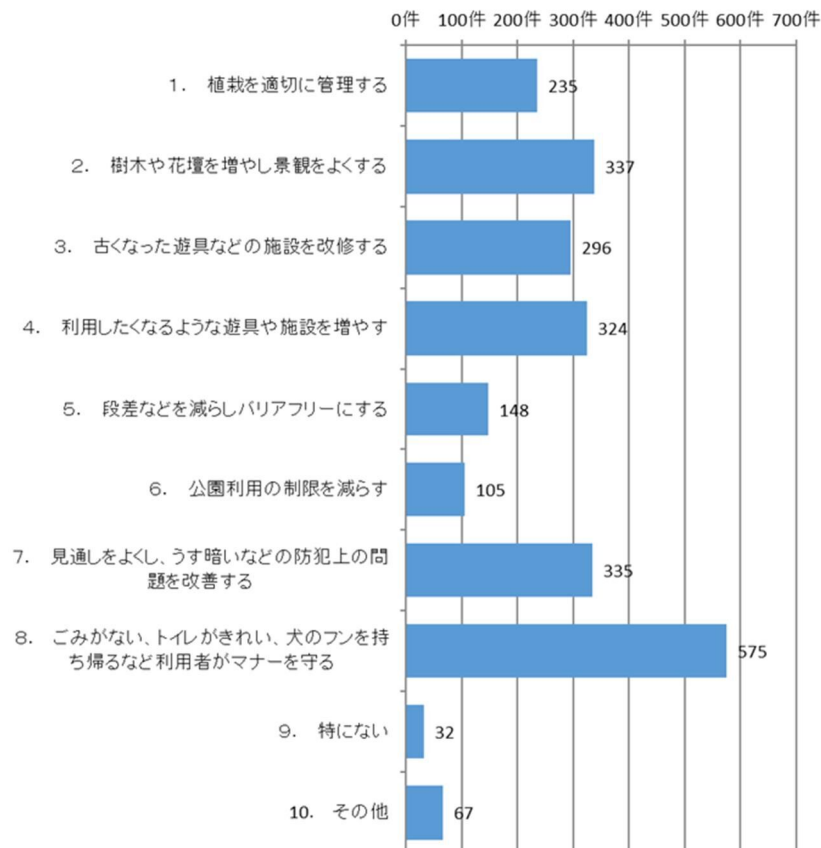
問11 問10で「4. 年に数回利用している」、「5. ほとんど利用していない」とお答えの方におたずねします。あなたが公園を利用しない主な理由は何ですか。

公園を利用しない理由としては、「公園に行く機会や時間がないから」が最も多く 34.5%、次いで、「こどもが大きくなったから」、「公園でやりたいことがないから」が 21%程度で、同程度の回答でした。



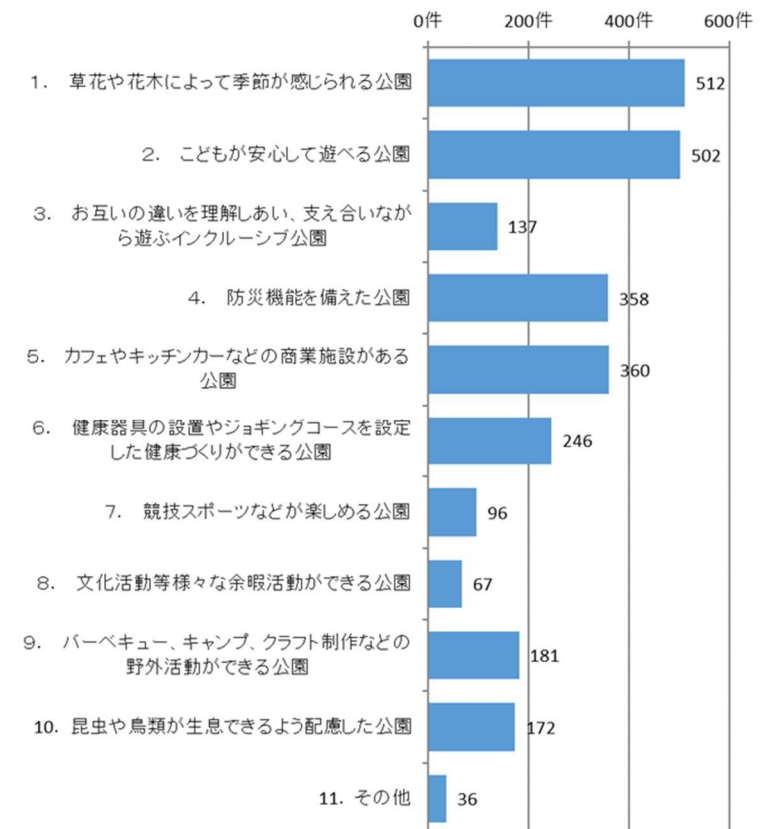
問12 「もっと利用したい」と思える公園にするには、どのようなことが必要だと思いますか。（3つまで選択）

「ごみがない、トイレがきれい、犬のフンを持ち帰るなど利用者がマナーを守る」が最も多く、次いで、「樹木や花壇を増やし景観をよくする」、「見通しをよくし、うす暗いなどの防犯上の問題を改善する」が同程度の回答でした。



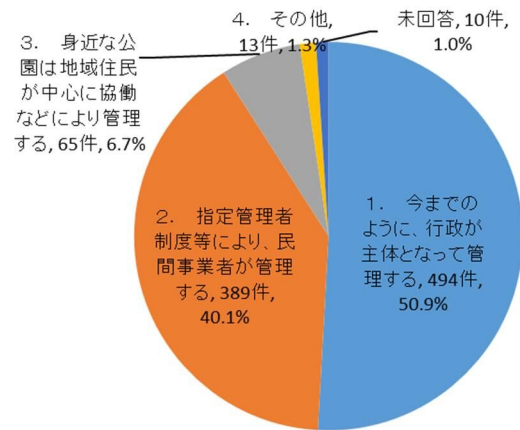
問13 公園の改修、または新たに公園をつくる場合、どのような公園ができたらよいと思いますか。（3つまで選択）

「草花や花木によって季節が感じられる公園」、「こどもが安心して遊べる公園」が500件程度と、最も多い回答でした。次いで、「カフェやキッチンカーなどの商業施設がある公園」、「防災機能を備えた公園」が350件程度と、同程度の回答でした。



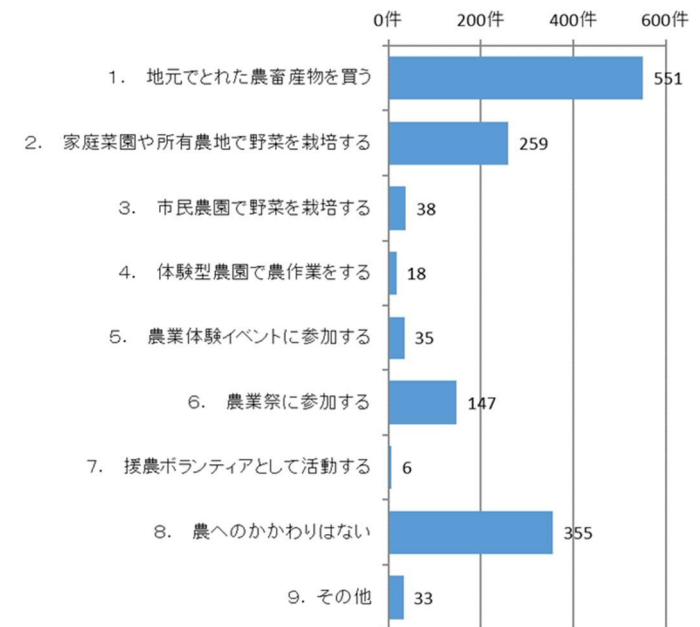
問 14 現在、市が管理する公園の維持・管理は行政が中心に行っています。
今後の公園の管理方法としては、どのような方法が良いと思いますか。

「今までのように、行政が主体となって管理する」、「指定管理者制度等により、民間事業者が管理する」が50%程度と、同程度の回答でした。



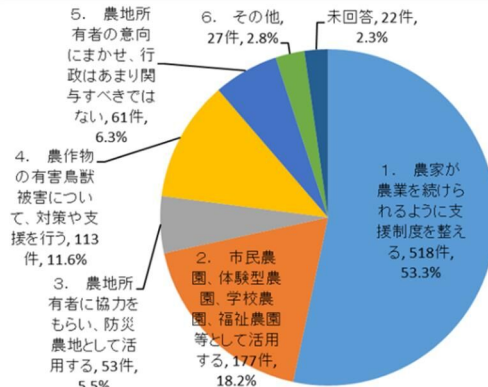
問 15 市内には多くの農地がありますが、日常生活であなたはどのように「農」とかかわっていますか。（3つまで選択）

「地元でとれた農畜産物を買う」が最も多く、次いで、「農へのかかわりはない」が多くなっています。関わりのある回答の中では、「地元でとれた農畜産物を買う」に次いで、「家庭菜園や所有農地で野菜を栽培する」が多い回答でした。



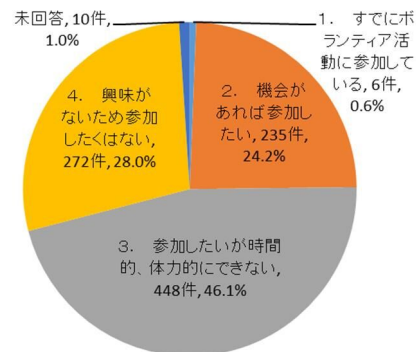
問 16 市内の農地のあり方について、あなたは市がどのようなことに積極的に取り組んでほしいと思いますか。

「農家が農業を続けられるように支援制度を整える」が最も多く、50%以上の回答でした。次いで、「市民農園、体験型農園、学校農園、福祉農園等として活用する」が多くなっています。



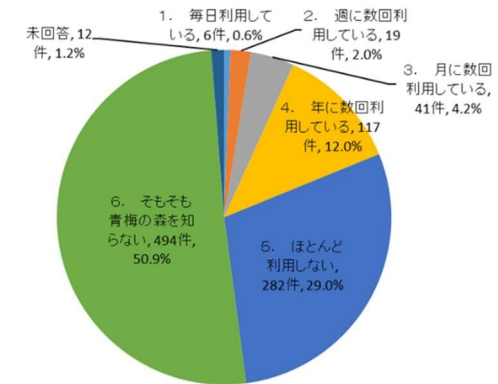
問 17 市では、青梅の森における市民活動団体等のボランティアのほか、森林ボランティアなどの育成講座の開催や緑地ボランティアによる緑地の管理等が行われています。あなたは、公園や緑地等のボランティア活動に参加したいと思いますか。

「参加したいが時間的、体力的にできない」が46.1%と「機会があれば参加したい」が24.2%であり、参加したいと考えている方は、70%以上いることが分かりました。



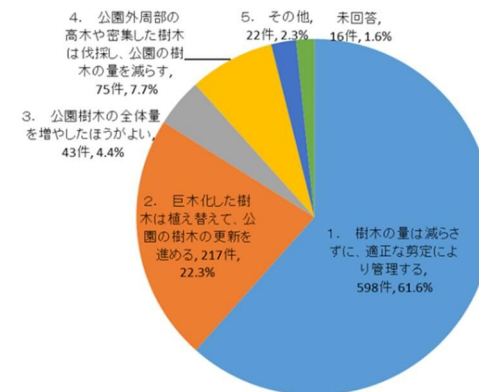
問 18 青梅の森は市街地に隣接する、身近で様々な動植物に出会え、豊かな自然が残る緑地です。あなたは青梅の森を利用したことがありますか。

「そもそも青梅の森を知らない」が最も多く、次いで「ほとんど利用しない」が多くなっています。



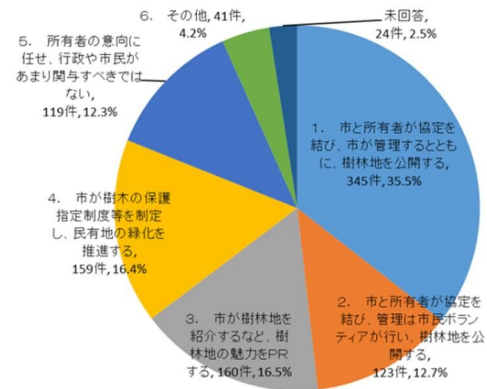
問 19 公園の樹木は、適切に管理が行われないと樹木の巨木化、密集化が進み、落葉や落枝の増加、見通しが悪くなるなどの問題が発生します。今後の公園の樹木の管理方法としてあなたはどのような方法が良いと思いますか。

「樹木の量は減らすに、適正な剪定により管理する」が最も多く、次いで、「巨木化した樹木は植え替えて、公園の樹木の更新を進める」が多かったです。



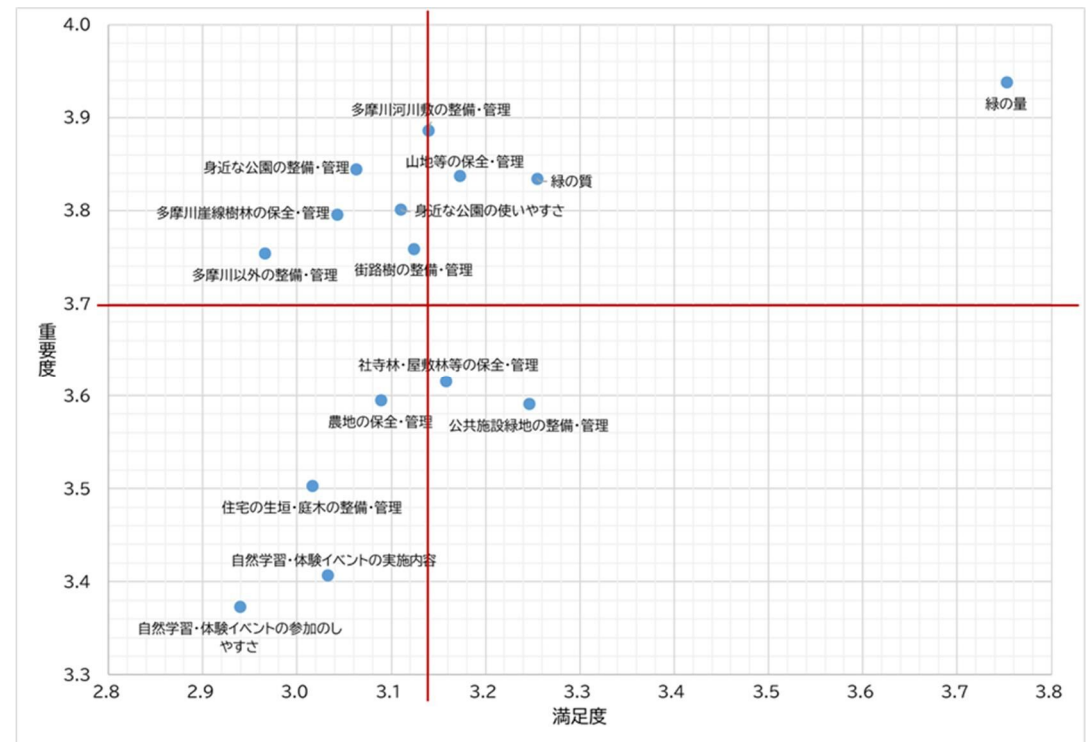
問 20 市内には個人や事業者等が所有する樹林地があります。このような民有地の樹林地を保全するための支援活動について、あなたはどのように考えますか。

「市と所有者が協定を結び、市が管理するとともに、樹林地を公開する」が最も多く、「市が樹林地を紹介するなど、樹林地の魅力をPRする」、「市が樹木の保護指定制度等を制定し、民有地の緑化を推進する」が16%程度と同程度であった。



問 21 青梅市の「みどり」について、どのように感じていますか。満足度と重要度を教えてください。

「みどりの量」については満足度も重要度も高いことが分かります。「多摩川河川敷の整備・管理」、「身近な公園の整備・管理」などについては、重要と感じていることに対して、やや満足度が低くなっています。また、「自然学習や体験イベントの実施内容・参加のしやすさ」については、満足度、重要度ともに低いことが分かりました。



2. 小学生アンケート

(1) 実施概要

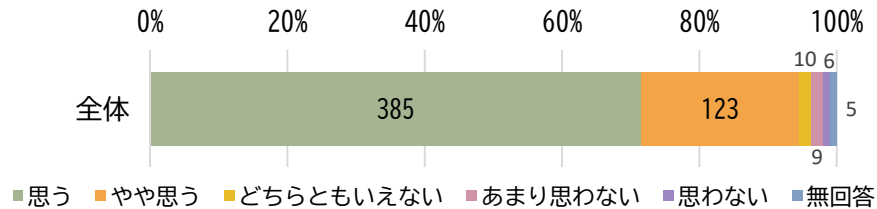
青梅市みどりの基本計画策定にあたり、みどりに関する小学生の意識を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

対 象 者：市立小学校5年生（16校、811名）
 調査期間：令和6年6月3日～令和6年6月14日
 回収状況：回答数 538 件（WEB）
 回収率 66.3%

(2) 結果概要

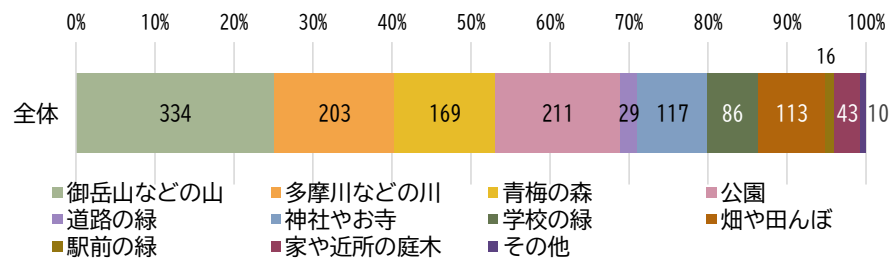
問1 あなたは青梅市には「みどり」が多いと思いますか。（1つ選択）

「思う」「やや思う」との回答が全体の94.4%でした。



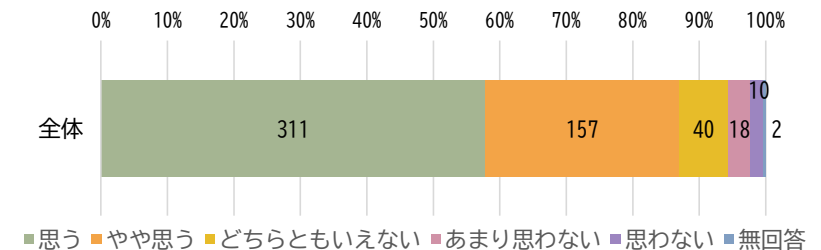
問2 あなたが好きな青梅市の「みどり」は何ですか。（3つまで選択）

「御岳山などの山」が最も多く25.1%、次いで「公園」15.9%、「多摩川などの川」が15.3%でした。



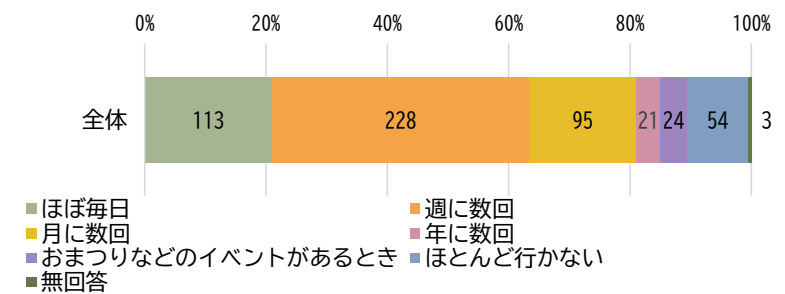
問3 あなたが住んでいる地域は「みどり」が多いと思いますか。（1つ選択）

「思う」「やや思う」との回答が全体の87.0%でした。



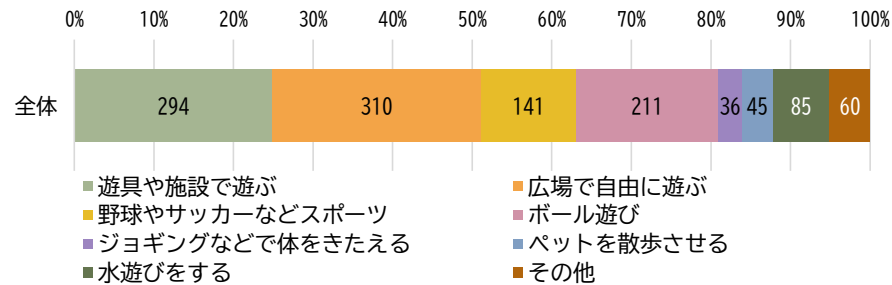
問4 あなたはどのくらい公園に行きますか。（1つ選択）

「週に数回」が最も多く42.4%、次いで「ほぼ毎日」が21.0%でした。



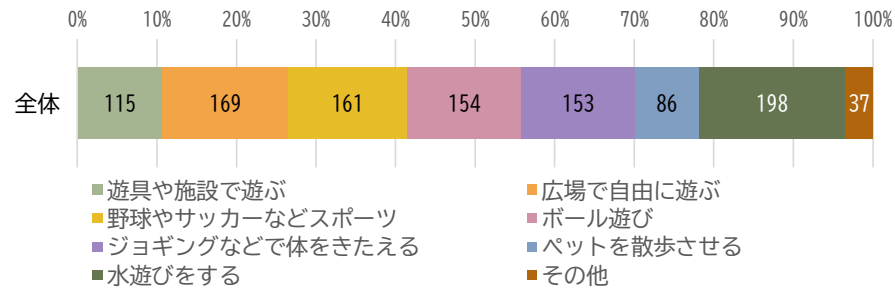
問5-1 あなたは公園で日頃やることは何ですか。(3つまで選択)

「広場で自由に遊ぶ」が最も多く26.2%、次いで「遊具や施設で遊ぶ」が24.9%でした。



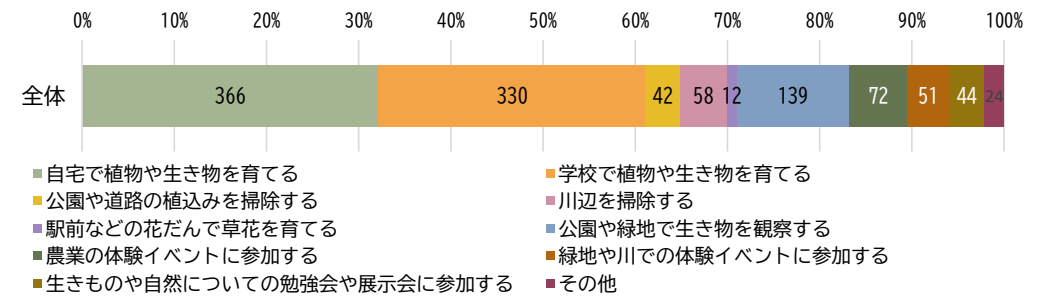
問5-2 あなたが公園でこれからやってみたいことは何ですか。(3つまで選択)

「水遊びをする」が最も多く18.5%、次いで「広場で自由に遊ぶ」が15.8%、「野球やサッカーなどスポーツ」が15.0%でした。



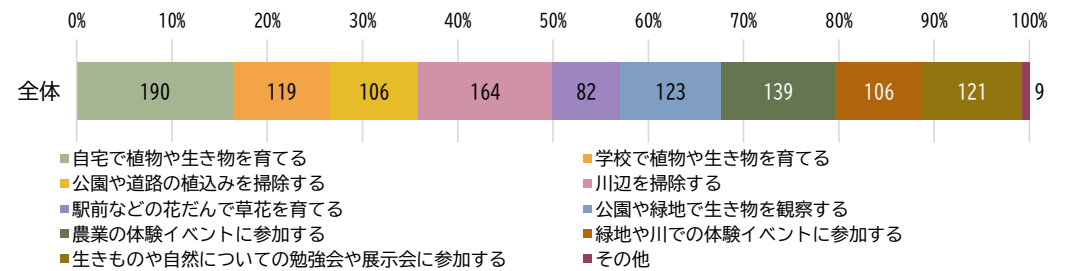
問6-1 あなたが参加したことのある「みどり」の活動は何ですか。(3つまで選択)

「自宅で植物や生き物を育てる」が最も多く32.2%、次いで「学校で植物や生き物を育てる」が29.0%でした。



問6-2 あなたがこれから参加したい「みどり」の活動は何ですか。(3つまで選択)

「自宅で植物や生き物を育てる」が最も多く16.4%、次いで「川辺をそうじする」が14.2%、「農業の体験イベントに参加する」が12.0%でした。



3. 中学生アンケート

(1) 実施概要

青梅市みどりの基本計画策定にあたり、みどりに関する中学生の意識を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

アンケートは都市計画マスタープラン改定で実施した中学生アンケートにおいて、「公園や緑地の使い方」の設問を設定しました。

対 象 者：市立中学校（10 校）

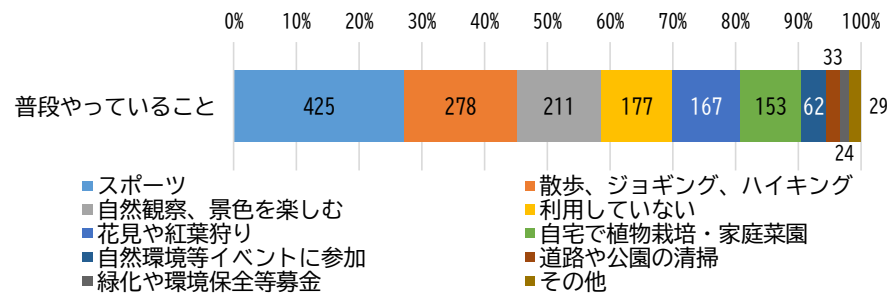
回収状況：回答数 744 件（WEB）

(2) 結果概要

問1 普段、どのように公園や緑地を使ったり、楽しんだりしていますか。

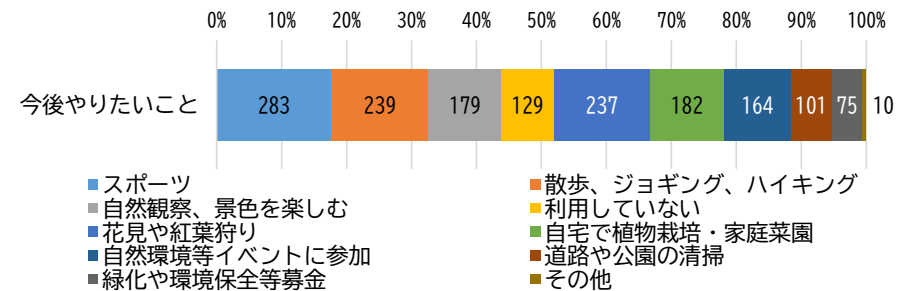
（3つまで選択）

「スポーツをするために公園や広場等を利用する」が最も多く 27.3%、次いで「公園や緑地で散歩やジョギング、ハイキングをする」が 17.8%、「公園や緑地で自然観察や景色を楽しむ」が 13.5%でした。



問2 今後、やってみたい公園や緑地の使い方や楽しみ方は何ですか。（3つまで選択）

「スポーツをするために公園や広場等を利用する」が最も多く 17.7%、次いで「公園や緑地で散歩やジョギング、ハイキングをする」が 14.9%、「お花見や紅葉狩りなどにでかける」が 14.8%でした。



4. 青峰学園アンケート

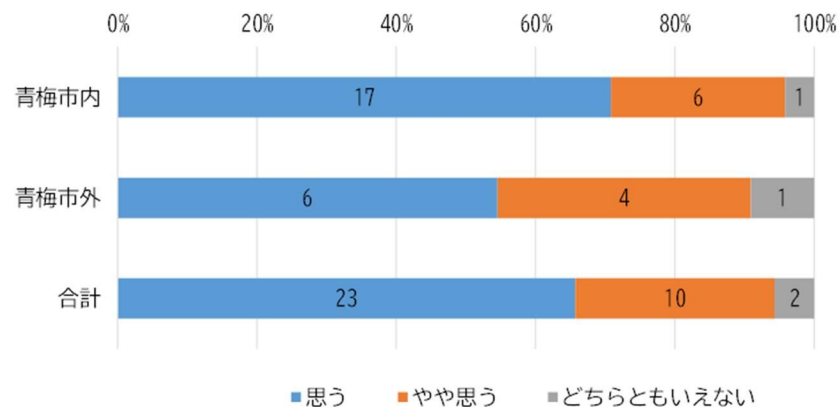
(1) 実施概要

青梅市みどりの基本計画策定にあたり、青峰学園の在学者の公園や緑地に関する意識を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

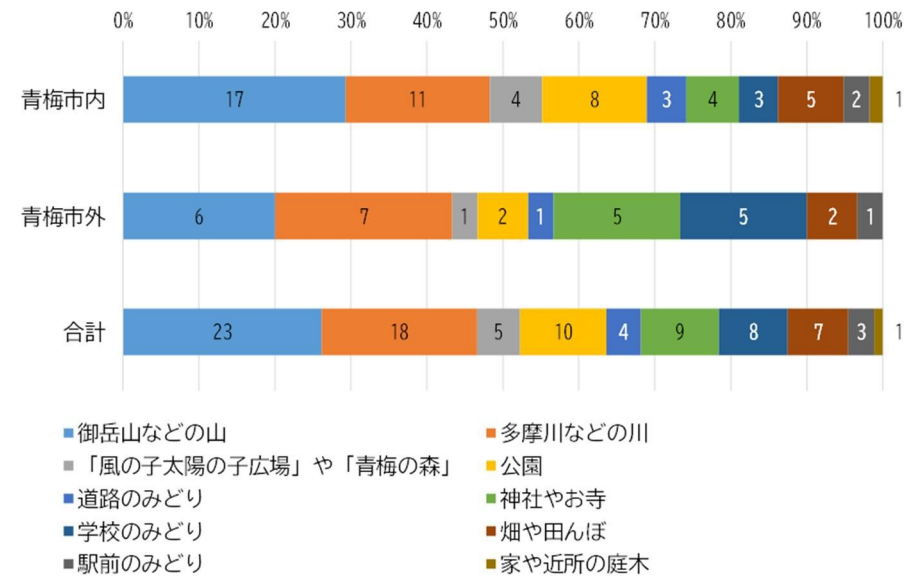
対 象 者：青峰学園在学者（203 名）および保護者
 調査期間：令和 6 年 11 月 1 日～令和 6 年 11 月 15 日
 回収状況：回答数 35 件（WEB）
 児童・生徒 26 件 保護者 9 件
 青梅市内 24 件 青梅市外 11 件

(2) 結果概要

問 1 あなたは青梅市には「みどり」が多いと思いますか。（1 つ選択）
 「思う」との回答が 23（66%）、やや思うが 10（29%）でした。

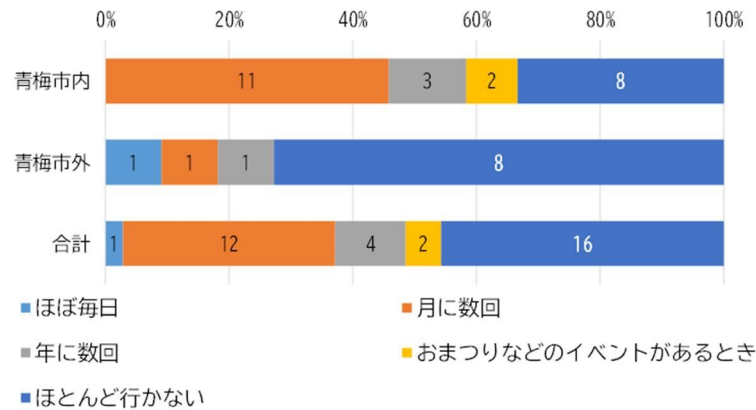


問 2 あなたが好きな青梅市の「みどり」は何ですか。（3 つまで選択）
 「御岳山などの山」が最も多く 25（26%）、次いで「玉川などの川」が 18（20%）でした。



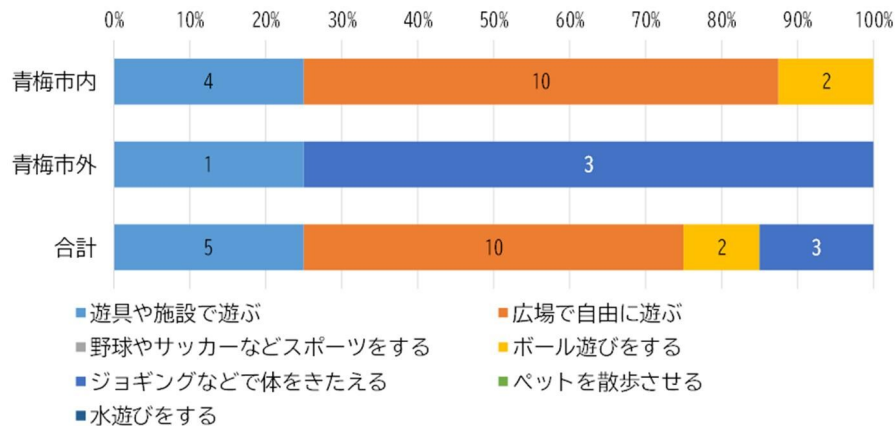
問3 あなたはどのくらい公園に行きますか。(1つ選択)

公園に行くとの回答では、「月に数回」が最も多く12(34%)で、そのほとんどが青梅市内在住者でした。「ほとんど行かない」との回答は46%でした。



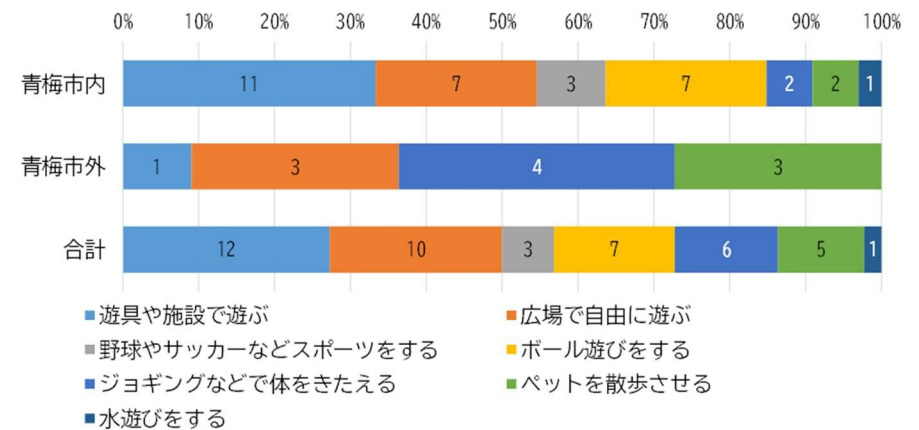
問4-1 問3で「1~4」と回答した方におたずねします。あなたは公園で日頃やることは何ですか(3つまで選択)

「広場で自由に遊ぶ」が最も多く10(50%)であった。次いで「遊具や施設で遊ぶ」が5(25%)でした。



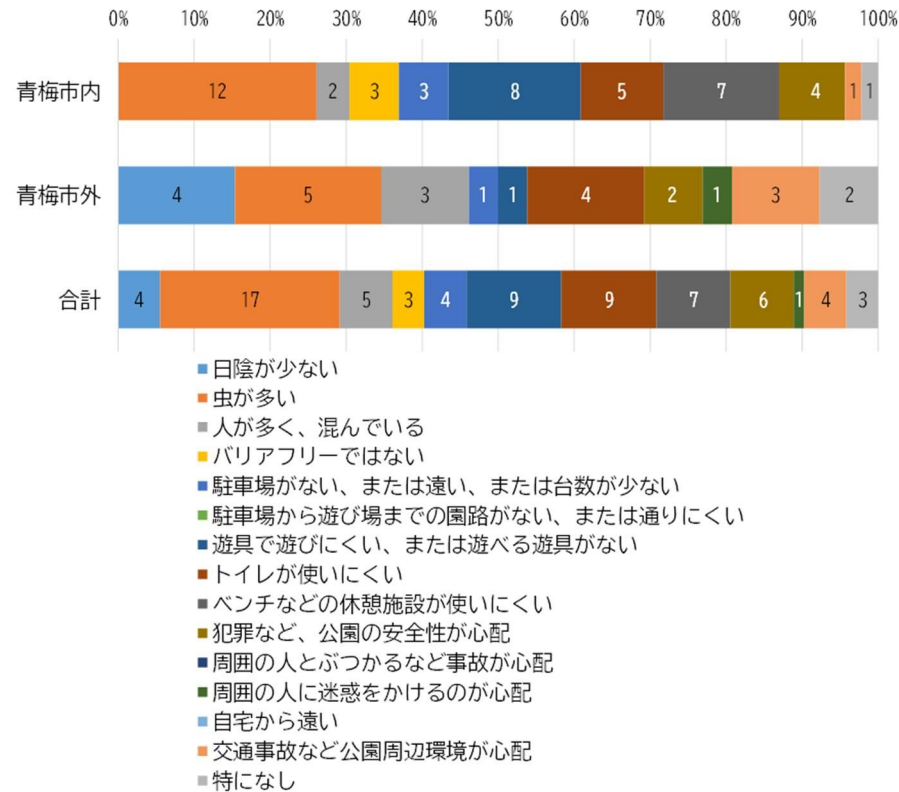
問4-2 問3で「1~4」と回答した方におたずねします。これからやってみたいことは何ですか(3つまで選択)

「遊具や施設で遊ぶ」が最も多く12(27%)、次いで「広場で自由に遊ぶ」が10(23%)でした。



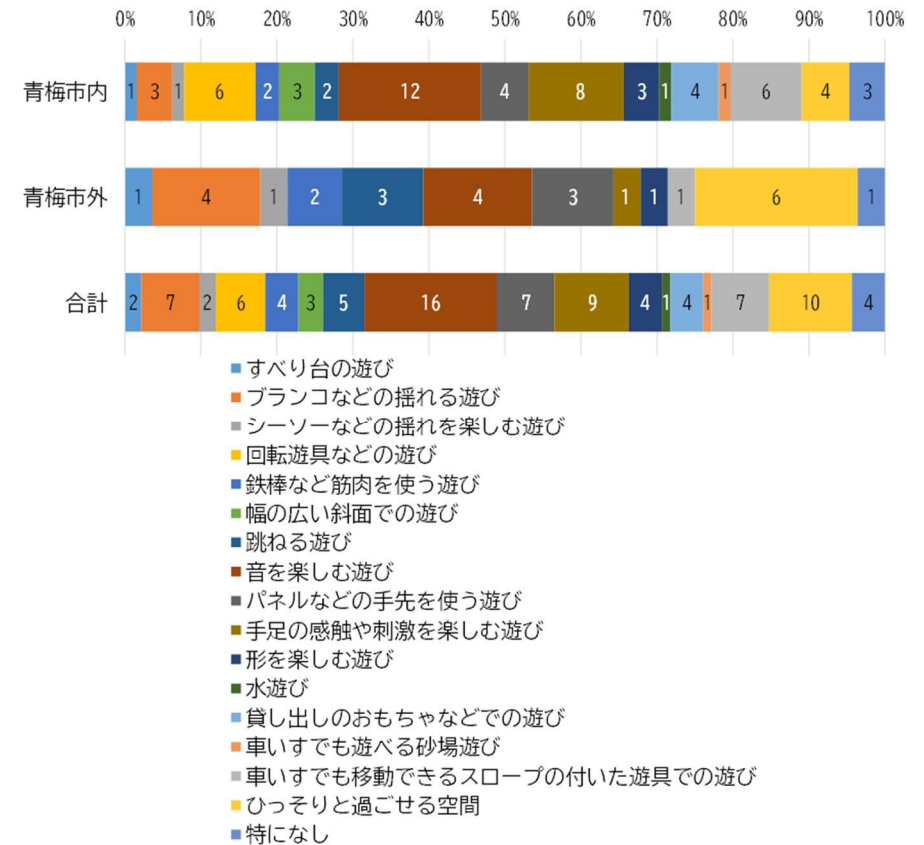
問5 公園で利用しにくい点、苦勞する点は何ですか。(3つまで選択)

「虫が多い」が最も多く17(24%)、次いで「遊具で遊びにくい、または遊べる遊具がない」と「トイレが使いにくい」が各7(12%)でした。



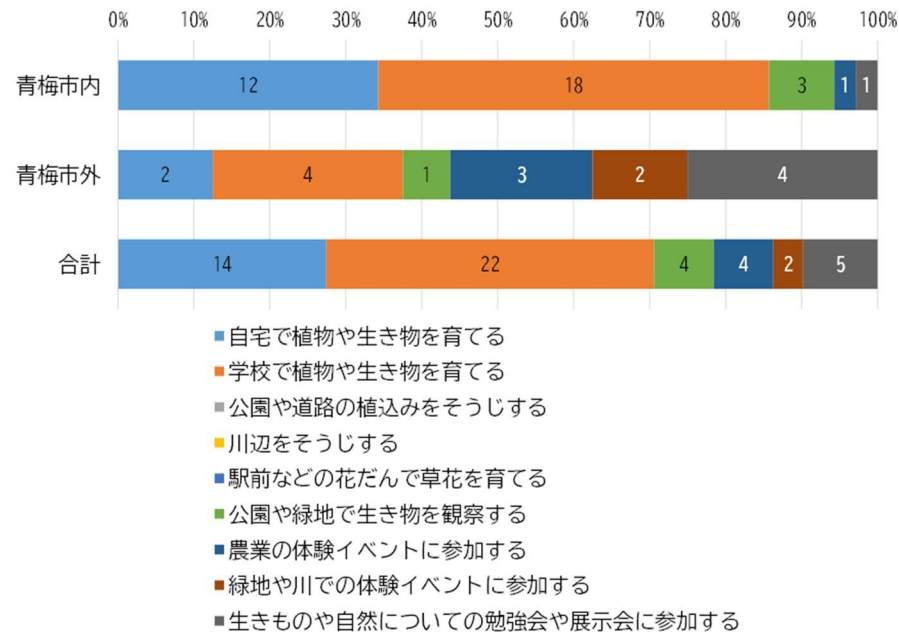
問6 インクルーシブな遊び場に必要だと思う遊びは何ですか。(3つまで選択)

「音を楽しむ遊び」が最も多く16(17%)、次いで「ひっそりとすごせる空間」が10(11%)、「手足の感触や刺激を楽しむ遊び」が9(10%)でした。



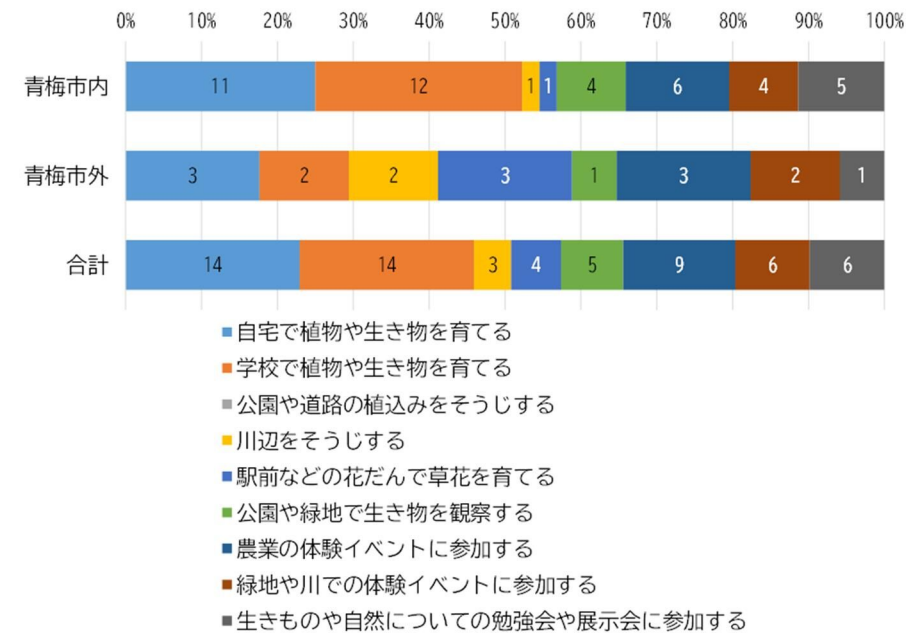
問7-1 あなたが参加したことのある「みどり」の活動は何ですか。（3つまで選択）

「学校で植物や生き物を育てる」が最も多く22（43%）、次いで「自宅で植物や生き物を育てる」が14（27%）でした。



問7-2 これから参加したい「みどり」の活動は何ですか。（3つまで選択）

「学校で植物や生き物を育てる」と「自宅で植物や生き物を育てる」が最も多く14（23%）、次いで「農業の体験イベントに参加する」が9（15%）でした。



5. 高校生アンケート

(1) 実施概要

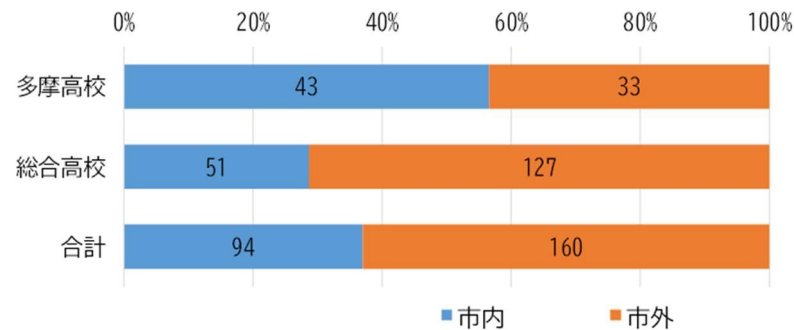
青梅市みどりの基本計画策定にあたり、みどりに関する高校生の意識を把握することを目的として、都立多摩高等学校および都立青梅総合高等学校の生徒を対象にWEB アンケートを実施しました。

対 象 者：都立高等学校2年生（2校、352名）
 調査期間：令和6年12月11日～令和6年12月27日
 回収状況：回答数254件（WEB）
 回収率72.2%

(2) 結果概要

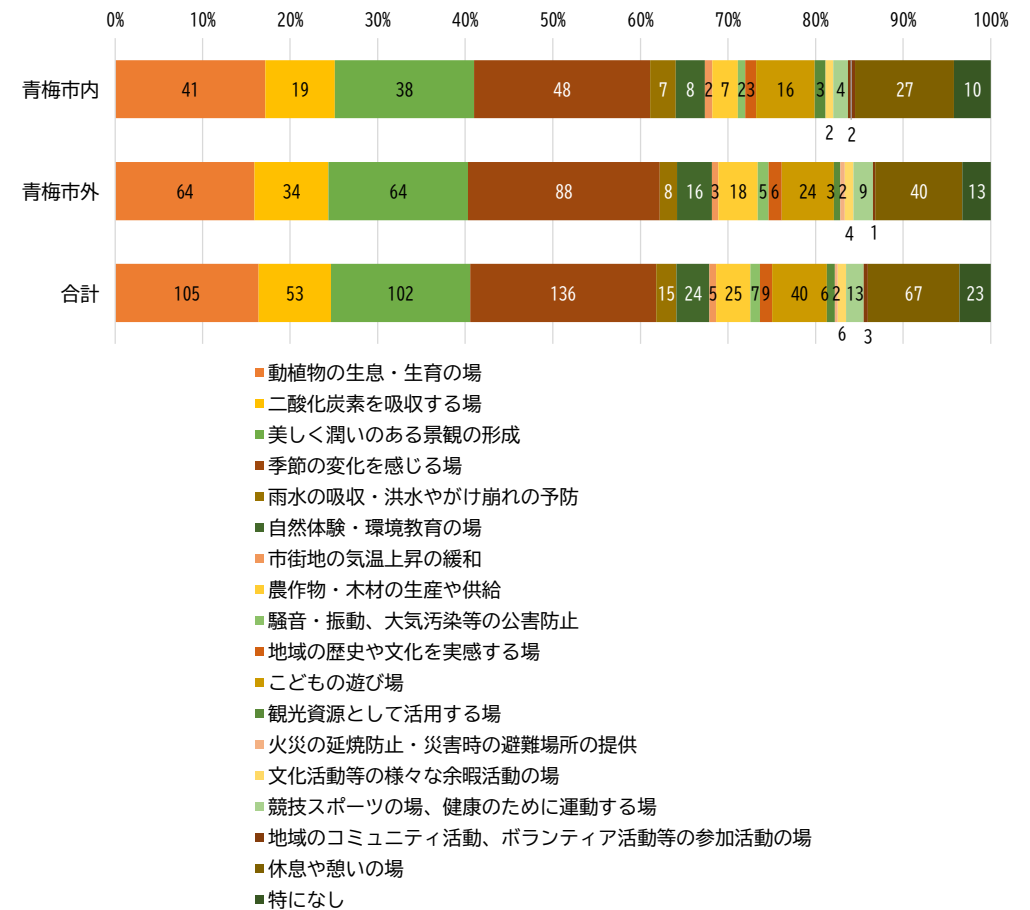
問1 住んでいる地域

市内在住者は94名、回答率73.4%、市外在住者は160名、回答率71.4%、全体では254名、回答率72.2%でした。



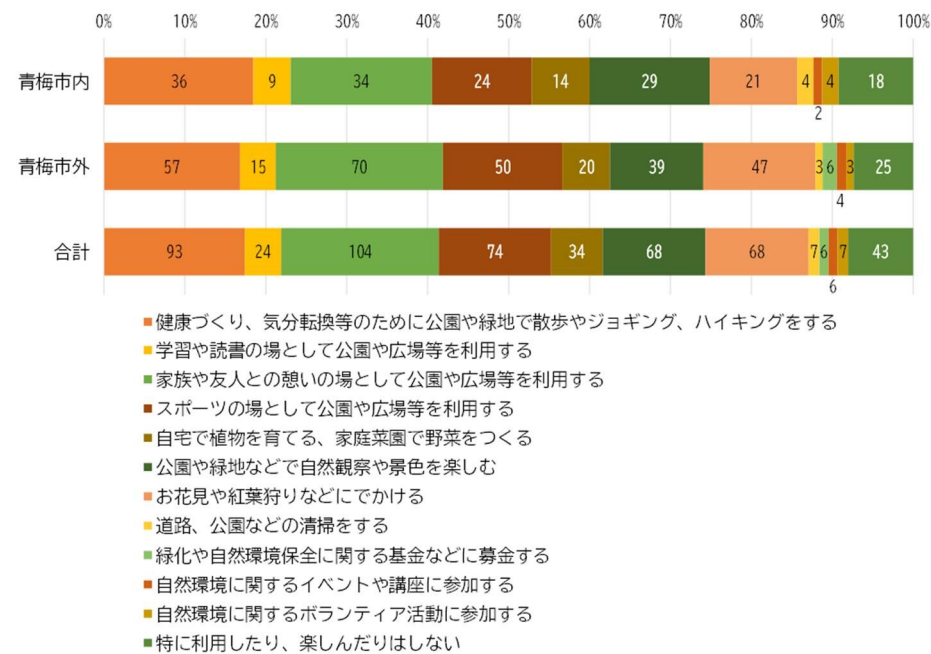
問2 「みどり」には様々な機能がありますが、あなたが日常生活で実感するものは何ですか。（3つまで選択）

最も多い回答は「季節の変化を感じる場」が21.2%、次いで「動植物の生息・生育の場」が16.4%、「美しく潤いのある景観の形成」が15.9%でした。



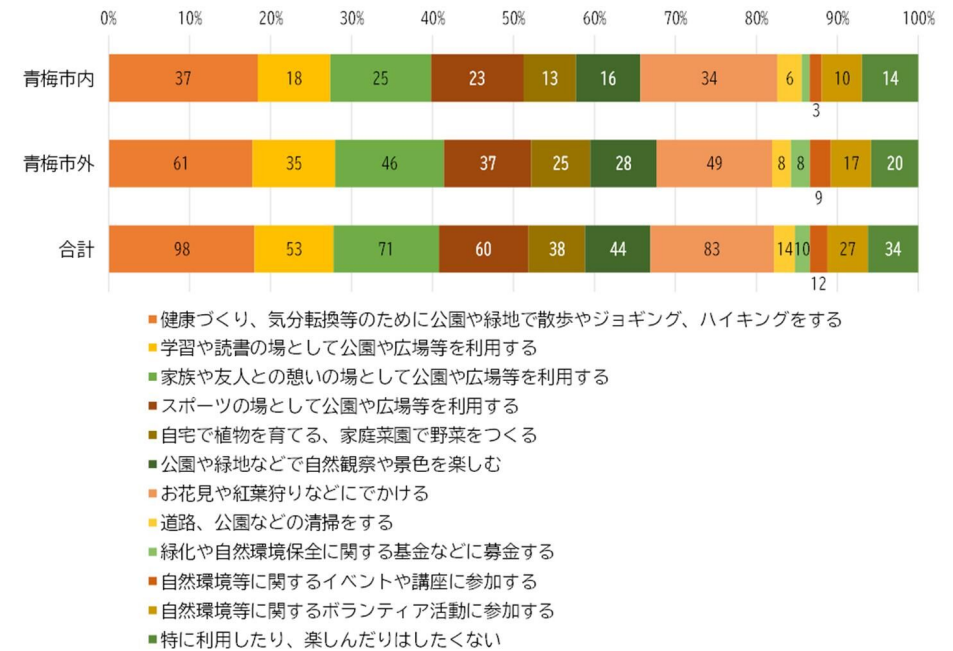
問3 あなたは日常生活の中で、どのように公園や緑地を利用したり、「みどり」を楽しんだりしていますか。（3つまで選択）

最も多い回答は「家族や友人との憩いの場として公園や広場等を利用する」が19.5%、次いで「健康づくり、気分転換等のために公園や緑地で散歩やジョギング、ハイキングをする」が17.4%、「スポーツの場として公園や広場等を利用する」が13.9%でした。



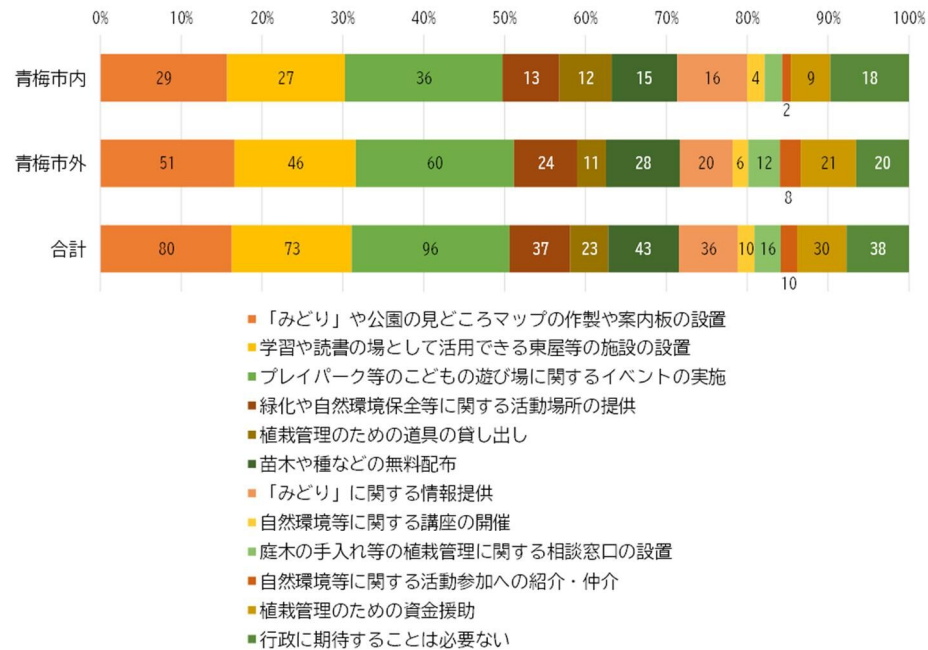
問4 今後あなたがやってみたい公園や緑地の利用方法や、「みどり」の楽しみ方は何ですか。（3つまで選択）

最も多い回答は「健康づくり、気分転換等のために公園や緑地で散歩やジョギング、ハイキングをする」が18.0%、次いで「お花見や紅葉狩りなどにでかける」が15.3%、「家族や友人との憩いの場として公園や広場等を利用する」が13.1%でした。



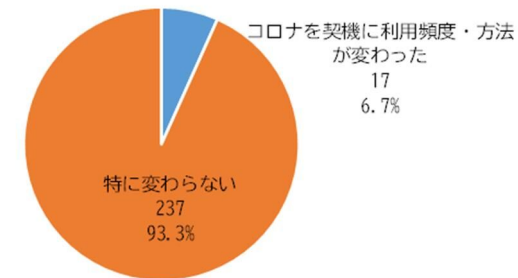
問5 あなたが公園や緑地を利用したり、「みどり」を楽しむために、行政に期待することはありますか。（3つまで選択）

最も多い回答は「プレイパーク等のこどもの遊び場に関するイベントの実施」が19.5%、次いで「「みどり」や公園の見どころマップの作製や案内板の設置」が16.3%、「学習や読書の場として活用できる東屋等の施設の設置」が14.8%でした。



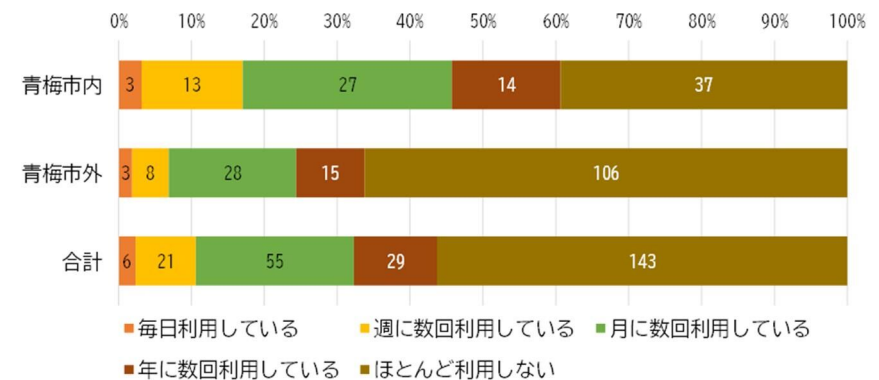
問6 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、公園や緑地の価値が見直されています。あなたはコロナ禍前後で、公園や緑地の利用は変わりましたか。（1つ選択）

「特に変わらない」が93.3%、「利用頻度・方法が変わった」が6.7%でした。



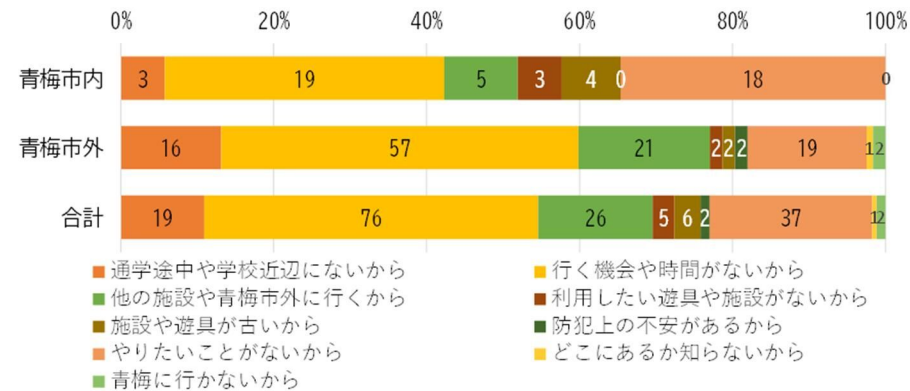
問7 あなたは日常生活で青梅市内にある公園や緑地を利用していますか。（1つ選択）

最も多い回答は「ほとんど利用しない」が56.3%、次いで「月に数回利用している」が21.7%でした。



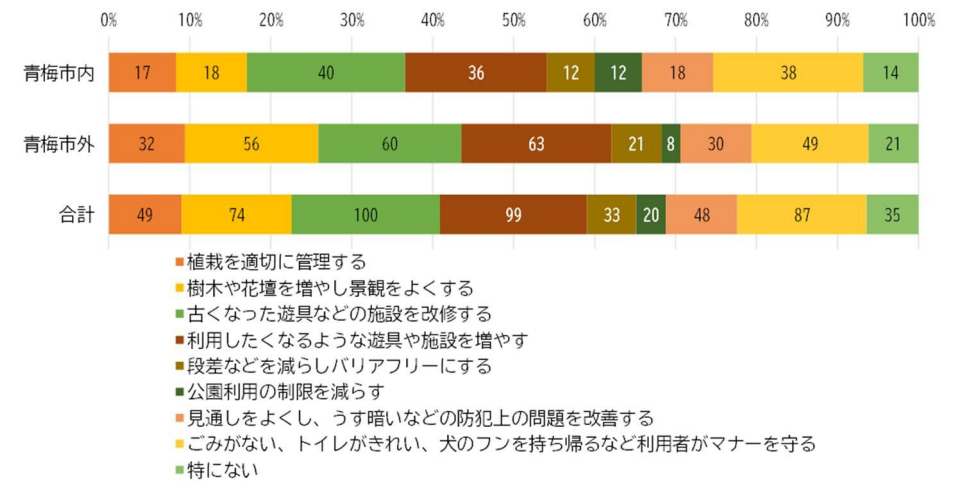
問8 問7で「4.年に数回利用している」、「5.ほとんど利用していない」とお答えの方におたずねします。あなたが青梅市内の公園や緑地を利用しない主な理由は何ですか。（1つ選択）

最も多い回答は「行く機会や時間がないから」が43.7%、次いで「やりたいことがないから」が21.3%でした。



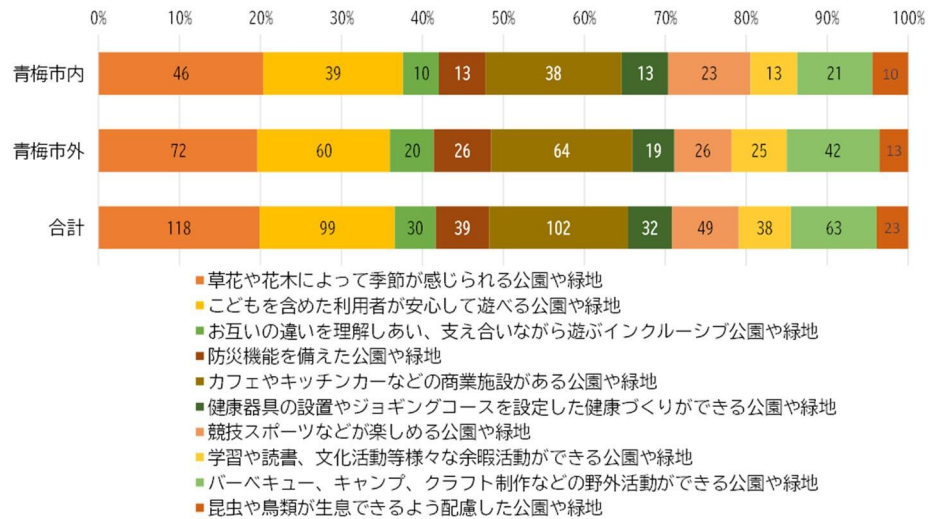
問9 「もっと利用したい」と思える公園や緑地にするには、どのようなことが必要だと思いますか。（3つまで選択）

最も多い回答は「古くなった遊具などの施設を改修する」が18.3%、次いで「利用したくなるような遊具や施設を増やす」が18.2%、「ごみがない、トイレがきれい、犬のフンを持ち帰るなど利用者がマナーを守る」が16.0%でした。



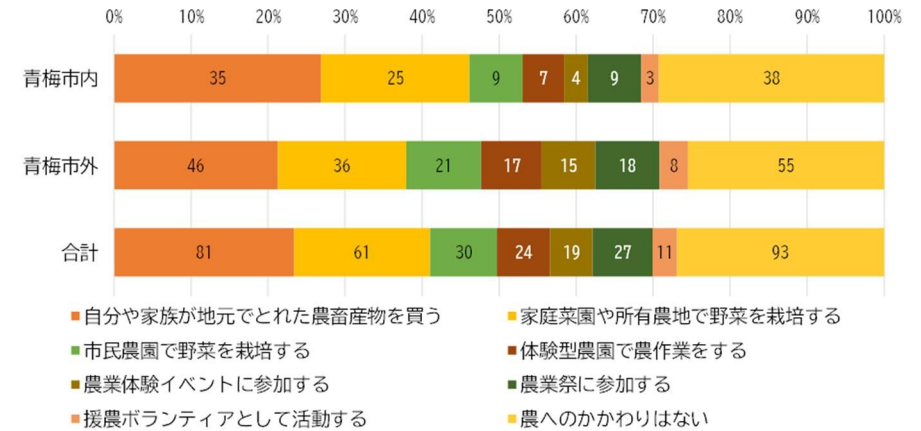
問10 公園の改修、または新たに公園や緑地をつくる場合、どのような公園や緑地ができればよいと思いますか。（3つまで選択）

最も多い回答は「草花や花木によって季節が感じられる公園や緑地」が19.9%、次いで「カフェやキッチンカーなどの商業施設がある公園や緑地」が17.2%、「子どもを含めた利用者が安心して遊べる公園や緑地」が16.7%でした。



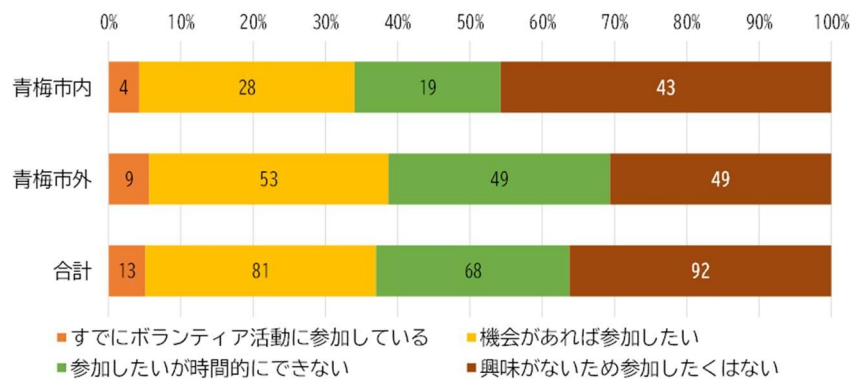
問11 青梅市内には多くの農地がありますが、日常生活であなたはどのように「農」とかかわっていますか。（3つまで選択）

最も多い回答は「農へのかかわりはない」が26.9%、次いで「自分や家族が地元でとれた農畜産物を買う」が23.4%、「家庭菜園や所有農地で野菜を栽培する」が17.6%でした。



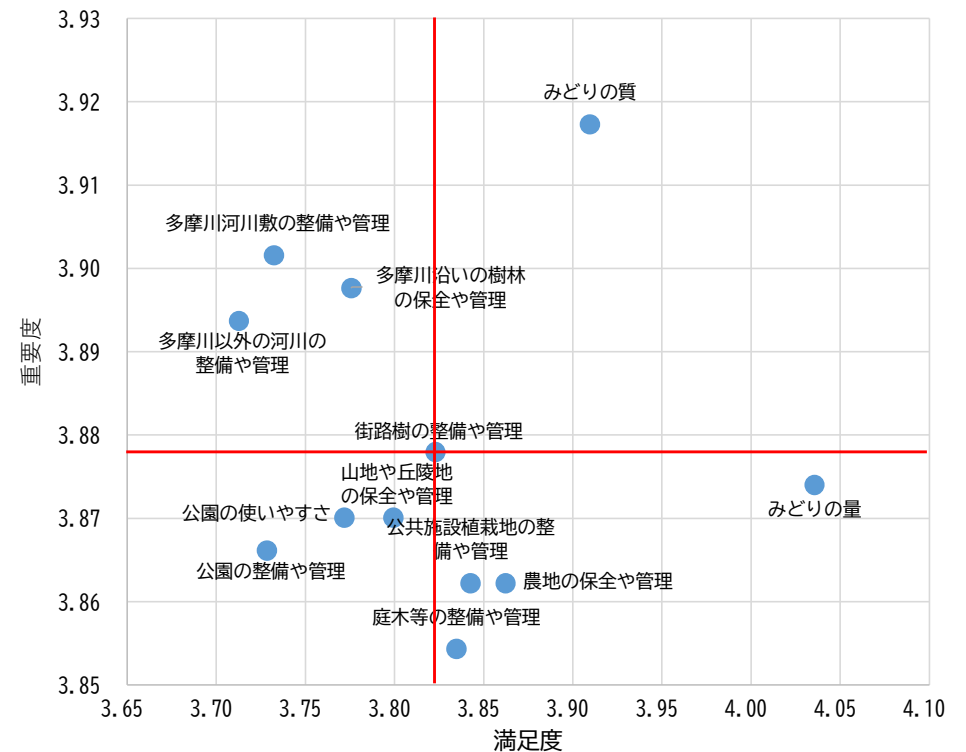
問12 青梅市では、青梅の森における市民活動団体等のボランティアのほか、森林ボランティアなどの育成講座の開催や緑地ボランティアによる緑地の管理等が行われています。青梅市以外の活動を含めて、あなたは公園や緑地等のボランティア活動に参加したいと思いますか。
(1つ選択)

最も多い回答は「興味がないため参加したくはない」が36.2%、次いで「機会があれば参加したい」が31.9%でした。



問13 青梅市の「みどり」について、どのように感じていますか。満足度と重要度のあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

「みどりの質」は満足度も重要度も高いですが、「みどりの量」については満足度は高いものの重要度はそれほど高くない結果でした。「多摩川河川敷の整備・管理」「球が沿いの樹林の保全や管理」「多摩川以外の河川の整備や管理」については、重要と感じていることに対して、やや満足度が低くなっています。また、「公園の整備や管理」「公園の使いやすさ」など、公園に関しては満足度、重要度ともに低いことが分かりました。



6. 地域別座談会

(1) 実施概要

青梅市みどりの基本計画策定にあたり、地域別に座談会を開催し、各班に分かれ3つのテーマについてワークショップ形式で検討しました。

北部地域	令和6年11月7日（日）14：00～16：00 小曾木市民センター 第1・2会議室 7人（2班）
東部地域	令和6年11月23日（土）14：00～16：00 青梅市役所 2階 201・202 会議室 8人（2班）
西部地域	令和6年11月24日（日）14：00～16：00 梅郷市民センター 第1・2会議室 9人（2班）
テーマ1	人口減少・少子高齢化に対応したまちづくり
テーマ2	誰もが安全で安心のまちづくり
テーマ3	自然・文化などの地域資源を守り、活かすまちづくり

(2) 主な意見

公園緑地に関する意見

主な意見
公園緑地などにイベントなどができるステージ整備（東部）
公園緑地の魅力を若者などへの周知（西部）
公園緑地や森で遊ぶ子どもがいないため意識的に遊ばせる必要がある（北部）

森林に関する意見

主な意見
青梅の木材ブランド化等林業の活性化（東部） 杉から広葉樹への転換やバイオマス活用による林業活性化（北部）
ナラ枯れ等山が荒れている。管理している森はきれい（北部） 小規模林業への補助がないため管理ができず災害危険性が高くなる（北部）
野生動物の出没による危険性（北部）（西部）

観光に関する意見

主な意見
宣伝力を強化し、観光客を増やすシステムや地域資源の維持管理（東部）（西部）
駐車場、トイレ、ツーリング拠点、道の駅、多摩川サイクリングロードの青梅までの延長等のインフラ整備（東部）（西部）（北部）
古き良き青梅の良さを残しつつ、時代にあった観光メニューの創造（西部）

農業に関する意見

主な意見
農業収入のシステムによる若者世代の担い手づくり（西部）
体験型市民農園の拡大（西部）
休耕田の見直し（北部）

管理に関する意見

主な意見
民有地の大木化した樹木管理への支援（東部）
街路樹の利用とメンテナンス（東部）

環境学習に関する意見

主な意見
青梅の自然を活かした教育の実施（東部）
市内小学校の森林体験学習を実施中（北部）
こどもの森林体験学習による効果（北部）

7. オンライン交流会

(1) 小学生オンライン交流会

参加児童 市立小学校 16 校、65 名
 実施日時 令和 6 年 7 月 22 日 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分
 会場 各学校間と市役所（オンライン開催）
 テーマ 青梅市の豊かな自然やみどりを未来につなぐためには

【グループ E】

- ・ポイ捨てをしないためにゴミ箱の設置やポスターの設置
- ・外来種の駆除について住民に呼びかけたい
- ・青梅市の緑や自然を体験するようなツアーをつくり移住者の呼び込み

【グループ F】

- ・環境を汚染するごみを継続的に拾っていくことが大切
- ・そこで、汚いイメージのあるごみ拾いをゲーム感覚で勝敗をつけていくとより参加者が増える
- ・回収したごみをリサイクルし新たな資源とすることが、これ以上ごみを増やさないために大事

【グループ G】

- ・豊かな自然を未来につなぐ取組として、こどもたちが生き物のことを学び、学んだことを多くの人に伝えて、たくさんの観光客に来てもらう
- ・自然を守るため自分自身が自然を好きになる
- ・二酸化炭素を減らすためフードロスをなくす
- ・一人一人が考えて行動し、自然を守ろうとすること
- ・（市へのお願い）間伐材でアスレチックをつくる、森林体験で自然を学ぶ取組みをする、梅フェスタを開き青梅の自然の魅力を多くの人に伝えて観光客をさらに増やせるとよい

【グループ H】

- ・水がきれいになったり、自然を見るとリラックスできる
- ・自分たちでできることはごみ拾いを行い、ポイ捨てをしないことを呼びかけ、自然を大切にする
- ・（市へのお願い）自然を紹介したり青梅の文化を知ることができる施設を建ててほしい、川でバーベキューをする観光客がルールを守る看板をつくってほしい、不要な木や雑草を切ってほしい

【全体をとおして意見・感想】

- ・交流会があることで青梅がよくなるので、交流会をもっと増やしてほしい
- ・これからの青梅についてみんなで話し合うことができてよかった
- ・交流会をとおして少しでも学校や市が変わるといいなと思った
- ・意見を市長がしっかりと受け止めてくれたので実現してほしい

(2) 中学生オンライン交流会

参加児童 市立小学校 10 校、45 名

実施日時 令和 6 年 12 月 23 日 午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分

会 場 各学校間と市役所（オンライン開催）

テ ー マ 青梅市の豊かな自然やみどりを未来につなぐためには

【グループ D】

- ・ 自然や緑の役割としては、地球温暖化の防止や生き物の住処、ふれあいの場、土砂災害の防止、魚が暮せる環境、こどもの遊び場、地球温暖化防止、リラックス効果があると考えた
- ・ 自分たちができることはポイ捨てをしない
- ・ 自然環境を活かした若い観光客向けのイベントの実施をお願いしたい
- ・ 他校でも自然を守るボランティアに取り組んでほしい
- ・ 他校でも自然とふれあう活動をしてほしい

【グループ E】

- ・ 自分たちでできることは、植樹活動や川の清掃、ごみ拾い等のボランティア活動、生徒会によるリサイクルに関する講座開催であると考えた
- ・ 地球温暖化抑制のポスターやポイ捨てされたごみの写真などを校内や市内に掲示してほしい

【グループ F】

- ・ 自然や緑の環境的な役割（大気の浄化や光合成による環境保全）と精神的な役割（リラックス効果や自然体験による良い刺激）があると考えた
- ・ これらの役割を未来につなぐため、必要以上の森林伐採やポイ捨てをしない、林業に興味を持ってもらう活動がある
- ・ ボランティアや SNS での発信、林業体験、青梅産木材によるアスレチックや特産品の製造など、市内外に対し青梅の林業に興味を持ってもらう活動の実施を提案する
- ・ 青梅の木材や林業に興味を持ってもらうことで、青梅の注目度が高まり森の循環もできるのではないかと

【全体をとおして意見・感想】

- ・ 各学校課題とこれからどのように活動していけばよいか理解する良い機会になった
- ・ オンライン交流会で得た意見を取り入れ、今後活かしていきたい
- ・ どの学校もそれぞれしっかり考えていて、お互いの意見を深められ、まさに交流会ができた
- ・ 市内の学校との交流を図るため、同じボランティアに参加できるような企画を市にお願いしたい

8. パブリック・コメントの意見と対応

9. 策定経過

(1) 青梅市みどりの基本計画検討委員会

ア 委員名簿

区分	役 職
委員長	環境部長
委員	環境部公園緑地課長
	環境部環境政策課長
	企画部企画政策課長
	市民安全部防災課長
	地域経済部農林水産課長
	地域経済部シティプロモーション課長
	都市整備部都市計画課長
	都市整備部管理課長
	都市整備部土木課長
事務局	環境部公園緑地課みどり推進係

イ 策定経過

回	開催日	会議内容
第1回	令和6年1月9日	報告事項 ・みどりの基本計画の位置づけと見直しの方針について ・改定スケジュールについて 協議事項 ・庁内アンケートおよび市民アンケートの実施について
第2回	令和6年3月26日	報告事項 ・都市計画審議会および環境審議会に対する報告について ・現行の青梅市緑の基本計画の評価・分析について ・青梅市を取り巻く社会情勢、都市環境等の調査・分析について ・都市の現況特性について ・市民アンケートの結果について 協議事項 ・みどりのまちづくりに関する課題について
第3回	令和6年4月30日	報告事項 ・青梅市みどりの基本計画改定スケジュールについて 協議事項 ・青梅市みどりの基本計画の改定に向けた課題と視点について ・小学生アンケートの実施について
第4回	令和6年7月1日	報告事項 ・青梅市みどりの基本計画改定スケジュールについて ・青梅の森運営協議会等報告結果について ・小学生アンケートの結果について 協議事項 ・青梅市みどりの基本計画の将来像について

回	開催日	会議内容
第5回	令和6年9月25日	報告事項 ・青梅市みどりの基本計画改定スケジュールについて ・小学生オンライン交流会の結果について 協議事項 ・青梅市みどりの基本計画骨子（案）について ・青峰学園へのアンケートについて
第6回	令和6年12月27日	報告事項 ・青梅市みどりの基本計画改定スケジュールについて ・青峰学園アンケートおよび座談会の結果について 協議事項 ・青梅市みどりの基本計画（素案）について
第7回	令和7年2月4日	報告事項 ・青梅市みどりの基本計画改定スケジュールについて ・高校生アンケートおよび中学生オンライン交流会の結果について 協議事項 ・青梅市みどりの基本計画（原案）について
第8回	令和7年4月30日	報告事項 ・青梅市みどりの基本計画改定スケジュールについて ・第2回都市計画審議会および第3回環境審議会の結果について ・パブリックコメントおよび関係団体協議の結果について 協議事項 ・青梅市みどりの基本計画（案）について
第9回	令和7年5月30日	報告事項 ・青梅市みどりの基本計画改定スケジュールについて 協議事項 ・青梅市みどりの基本計画（案）について
第10回		

(2) 青梅市都市計画審議会

ア 委員名簿

区分	委員氏名	役職等
市議会選出委員	寺島 和成	青梅市議会議員
	茂木 亮輔	
	井上 たかし	
	ぬのや 和代	
	藤野 ひろえ	
	目黒 えり	
	長谷川 真弓	
学識経験者	森村 隆行	東京都議会議員
	中村 洋介	青梅商工会議所会頭
	松永 重徳	西東京農業協同組合 代表理事組合長
	中井 検裕（会長）	東京工業大学 名誉教授
	西浦 定継（職務代理者）	明星大学 教授
関係行政機関の職員	水谷 正史（R5年度）	東京都西多摩建設事務所長
	三浦 和広（R6年度）	
	出戸 剛（R7年度）	
	福田 託也（R5,6年度）	警視庁青梅警察署長
	末次 健次（R6,7年度）	
	茂木 猛（R5年度）	東京消防庁青梅消防署長
	野崎 孝幸（R6年度）	
	水越 文広（R7年度）	
	鮫嶋 俊二（R5年度）	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課長
	大野 智永（R6年度）	
	平栗 大資（R7年度）	
市民	丹生 守（R5年度）	青梅市在住
	飯田 光莉（R5年度）	
	近藤 誠二（R6,7年度）	
	吉澤 美奈（R6,7年度）	
臨時委員	加藤 仁志	青梅市農業委員会会長

イ 策定経過

回	開催日	会議内容
第1回	令和6年1月29日	報告事項 ・青梅市みどりの基本計画の改定について
第2回	令和6年10月18日	協議事項 ・青梅市みどりの基本計画の改定について
第3回	令和7年2月14日	協議事項 ・青梅市みどりの基本計画の改定について
第4回	令和7年6月25日	

(3) 青梅市環境審議会

ア 委員名簿

区分	委員氏名	役職等
公募による 市民	氏江 規雄	
	鮫島 ひふみ	
各種団体の 代表	宮口 泉	青梅市自地会連合会会長
	小澤 徳郎 (R5年度)	一般社団法人青梅市観光協会 会長
	竹内 俊夫 (R6年度)	
事業者	野村 直 (R5年度)	青梅市農業振興団体協議会 会長
	榎戸 茂之 (R6年度)	
	久保 安宏 (副会長)	青梅商工会議所工業部会 部会長
学識経験者	西浦 定継	明星大学教授
	小堀 洋美 (会長)	東京都市大学特別教授
関係行政機 関の職員	黒瀬 淳美 (R5年度)	東京都多摩環境事務所 環境改善課長
	船木 克彦 (R6年度)	東京都多摩環境事務所 副所長
	廣瀬 光一郎	東京都森林事務所 保全課長

イ 策定経過

回	開催日	会議内容
第1回	令和6年3月21日	報告事項 ・青梅市みどりの基本計画の改定について
第2回	令和6年9月30日	報告事項 ・青梅市みどりの基本計画の改定について
第3回	令和6年11月14日	協議事項 ・青梅市みどりの基本計画骨子(案)につ いて
第4回	令和7年2月19日	協議事項 ・青梅市みどりの基本計画原案について
第5回	令和7年7月7日	

10. 用語解説

【数字・アルファベット】

6次産業化	第1次産業（農林畜産水産物の生産）に第2次産業（食品加工）・第3次産業（流通販売）を融合する取組のこと。
AI	人工知能（Artificial Intelligence）の略称。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理技術といった広い概念で理解されている。
CSR活動	「企業の社会的責任 Corporate Social Responsibility」の略称。企業は社会的な存在であり、自社の利益や経済合理性を追求するだけではなく、利害関係者（ステークホルダー）全体の利益を考えて行動するべきであるという考え方のこと。
IoT	モノのインターネット（Internet of Things）の略称。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれにもとづく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。
NPO法人	社会に貢献する活動を行う民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略称。環境、福祉、まちづくり、国際交流など、様々な分野で社会貢献活動に取り組んでいる。
Park-PFI	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
Well-being	身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあることを意味する概念のこと。

【あ行】

育成複層林	森林の木を伐採する時、一度に全部伐らずに必要な分だけ抜き伐りし、その跡に若い木を育て、年齢や樹種の違う木で構成される複層状態の森林のこと。
ウメ輪紋ウイルス	ウメやモモ、スモモなどに感染する植物ウイルスのこと。平成21年に本市ではじめてウメへの感染が確認された。感染すると葉や実に斑紋や輪紋が現れ、商品価値が無くなったり、収穫前に実が落果したりするなどの被害が出る。人には感染しないため、感染した実を食べても健康に影響はない。
運動公園	都市住民全般の運動の利用を目的として設置された公園のこと。
エコロジカルネットワーク	生き物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、湿地など）がつながる生態系のネットワークのこと。
援農ボランティア	後継者不足や高齢化などのため、人手が不足している農業者をサポートするボランティア活動のこと。
青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例 青梅駅周辺地区景観形成基本計画	都市計画法の規定による技術基準を定めるとともに、施設の整備基準および協議等の手続を定めることにより、秩序あるまちの整備と快適な生活環境の保全を図り、もって計画的なまちづくりを推進することを目的とする条例。 「青梅市の美しい風景を育む条例」において、「歴史的な街なみと一体に景観の形成を図る必要があると認める区域」として指定された「青梅駅周辺景観形成地区」における「里山と川に包まれ歴史が息づき文化の薫る魅力あるまち」を目標とする計画。
青梅市環境基本計画 青梅市景観まちづくり基本方針	本市の環境に関わる諸政策を総合的かつ計画的に推進していけるように、各主体の環境への関わり方を示した計画。 市民と事業者、市がそれぞれの役割において、お互いに協調し、連携して良好な景観の形成に向けて行動するなかで、美しい風景都市青梅を目指していくための指針。

青梅市 公園施設長寿 命化計画	公園施設の老朽化の進行に対し、施設の適正な把握・評価にもとづき、安全・安心を確保するための予防保全的な維持管理や、効率的な修繕・改築などによる延命化により、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を行うための計画。
青梅市 人口ビジョン	国の長期ビジョンや総合戦略、ならびに、東京都総合戦略を勘案し、本市の人口に影響を与える地域の状況について、今後目指すべき方向と、人口の将来展望を示すもの。
青梅市 森林整備計画	本市の地域の実状に応じて、地域住民等との理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進するための計画。
青梅市 生物多様性地 域戦略	本市の生物多様性の保全と持続可能な利用を、総合的かつ計画的に進めることを目的として策定した計画。
青梅市 総合長期計画	本市のあらゆる行政活動の基本となる最上位計画であり、市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための総合指針となる計画。
青梅市 都市計画マス タープラン	本市が定める都市計画を先導する役割をもつ、将来のまちづくりの基本方針。
青梅の森事業 計画	青梅の森特別緑地保全地区内の自然環境について、より具体的に保全・整備・運営するための計画。
青梅の森保全 プロジェクト	青梅の森およびその周辺の本市が管理する地域において、保全活動等を行う各種団体等と本市が協働して青梅の森保全事業を行うことを目的に設置した組織のこと。
オープン ガーデン	個人の庭を一般に開放すること。訪れた人と季節植物を楽しむなど、植物園とはまた違った楽しみがある。
オープン スペース	公園・広場・河川・農地など、交通や建物によって占有されていない空地のこと。人々の休息やレクリエーションの場となるほか、災害時の避難所にもなるため、植物に覆われていれば良いとされる。
オープン データ	機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもののこと。

温室効果ガス	地表面から放出される赤外線を吸収する微量物質のこと。本来、宇宙空間に逃げるはずの熱が温室効果ガスによって地表面に戻ることににより、気温が上昇する現象を温室効果という。
【か行】 カーボン ニュートラル	二酸化炭素の排出量と森林による吸収量を相殺して、温室効果ガスの排出量を実質的にゼロとすること。ゼロカーボンとも呼ばれる。
街区公園	街区内に住む人々が日常最も身近に利用する公園のこと。児童の遊戯や運動、高齢者の運動や休憩に配慮した地域の中心的な施設であり、同時に身近なみどりを提供している。
外来種	人間によって意図的、あるいは非意図的に移動させられたことにより、国内・国外に限らず、もともと分布している地域の外で生息・生育している生き物のこと。
河岸段丘	河岸に沿う階段状の地形のこと。何段かの平坦な部分（段丘面）と斜面で形成されている。
かまどベンチ	平常時はベンチやスツール、テーブルとして使用でき、非常時に座板や天板部分を外し、かまどとして使用できるもの。
夏緑広葉樹林	春から秋に葉をつけ、冬になると葉を落とす、広葉樹林のこと。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
緩衝緑地	工場地帯や道路などから発生する騒音、振動、悪臭、ばいじん、大気汚染などの公害を防止・緩和・防災するために設置する緑地のこと。
間伐	樹木の生長に伴い、込み入ってしまった樹林において、樹木の生育を促すために間引く伐採のこと。
企業の森	東京都が実施しており、スギ・ヒノキ林を伐採した跡地に花粉の少ないスギなどを植栽することで「花粉の少ない森づくり」を進めるとともに、多摩産材の安定供給、東京の林業の活性化を図っていく事業のこと。

気候変動	気温および気象パターンの長期的な変化のこと。1800 年代以降は、化石燃料（石炭、石油、ガスなど）を燃やすことにより温室効果ガスが発生し、地球を覆う毛布のように太陽の熱を封じ込め、気温が上昇している。	【さ行】 サードプレイス	プライベート空間である自宅、パブリックな空間である職場に次ぐ、義務感なく集い、非公式に創造的な交流が行われるような第3の場所のこと。
丘陵地	なだらかな起伏や小山が続く地形のこと。	サウンディング調査	事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行う調査。
郷土種	ある地域に本来的に生育する植物種のこと。対語は外来種。	里山	奥山自然地域と都市地域の間位置し、かつては薪炭用材や落ち葉の採取、農業生産など、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。多様な動植物の生息・生育環境となっている。
近隣公園	近隣街区に居住する人を利用の対象とした、運動広場を中心としている公園のこと。幼児から老人までの年齢層が利用できる、動的レクリエーションの施設が配置されている。	市街化区域	すでに市街地を形成している区域およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
グリーン インフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする社会資本整備の考え方のこと。自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応や、持続可能な社会、自然共生社会、質の高いインフラ投資を目指している。	市街化調整 区域	市街化を抑制すべき区域のこと。原則として住宅や商業施設、ビルなどの建物を建てられない。
建築行為	建築基準法第2条第1号に規定する建築物を建築する行為のこと。	自然公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場として、その利用増進を目的として設置された公園のこと。
公園台帳	都市公園法にもとづき、公園管理者が作成・保管しなければならない調書および図面で構成される都市公園の台帳のこと。	下草狩り	植林後の数年間、苗木の健全な生長のために雑草や低木を刈り取る作業のこと。
公園 DX	公園の運営を行うにあたって、これまで人力で実施していた事項をデジタル化することによって、利用者のサービス向上や維持管理の効率化を行うこと。	シティースポット花壇	コミュニティ花壇の中でも、市内の主要な花壇のこと。
こどもまんなか社会	常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えること。	指定管理者制度	多様化する市民ニーズに対して、より効率的・効果的な対応をするため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とした制度のこと。
コミュニティ花壇	地域の景観と環境の美化を進め、花とみどりで潤うまちづくりと地域の人々のコミュニティづくりに寄与することを目的として、地域団体等の協力のもと、育成・管理する花壇のこと。	児童遊園	児童福祉法にもとづく青梅市児童遊園条例により設置され、児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにする場所を提供する屋外の施設のこと。
		市民農園	農業者以外の方が、野菜生産やレクリエーションに利用できる農園のこと。自治体や農家などから小さな区画の農地を借りる。

市民緑地制度	市民緑地とは、都市緑地法にもとづき、土地や建築物等に設置される、住民の利用に供する緑地または緑化施設のことをいう。市民緑地に関わる制度として、「市民緑地契約制度」と「市民緑地認定制度」がある。
社会資本 (インフラストラクチャー)	日常生活や社会経済活動を支える産業基盤となる道路・交通安全施設、鉄道、河川、港湾・上下水道・公園などの公共施設のこと。
住区基幹公園	居住している人々の日常的な利用を目的とし、主として歩いていける範囲にある公園のこと。街区公園、近隣公園、地区公園がある。
受光伐採	育成複層林において、下層の樹木の成長環境と光環境を確保するために上層の樹木を抜き切る伐採のこと。
主伐	更新または更新準備のために行う伐採。もしくは複数の樹冠層を有する森林における上層木の全面的な伐採のこと。
主伐事業	東京都の基金および補助金により、森林所有者から立木を購入し、伐採、搬出、木材販売を行い、伐採後 20 年から 30 年の標準的な植栽・保育に必要な経費を全額負担する事業のこと。
薪炭林	薪や木炭の生産が目的で利用されている樹林地のこと。
森林環境譲与税	市町村による森林整備の財源として設けられた税金で、令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律にもとづき、市町村においては間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。
森林経営管理制度	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度。
水源かん養	森林が持つ機能の一つで、大雨が降った時の急激な増水を抑え（洪水緩和）、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにする（水資源貯留）など、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能のこと。

スマートローカル青梅	本市のDXに関する基本方針のことで、「1 行政サービスを変える」「2 市役所を変える」「3 地域社会を変える」を掲げている。デジタル技術やデータ等の活用による、行政サービスにおける住民の利便性向上、業務の効率化等に加え、地域全体のデジタル化、山里や川などを有する地域における豊かな自然と共生した地域づくり「スマートローカル」を目指している。
生産緑地地区	市街化区域内において農地等を計画的かつ持続性のある緑地として保全するための都市計画の制度のこと。指定された農地等は、30 年間の適正な管理が義務づけられ、農林業以外に利用できない。指定から 30 年を経過する前に、所有者等の意向にもとづき特定生産緑地にすると、10 年間の期間延長が可能。
生態系バランス	生態系とは相互にかかわり合いながら生きている生き物たちと、それらを取り巻く自然環境を合わせたまとまりのことで、生態系は様々な生き物たちによって絶妙なバランスで保たれている。
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。遺伝子、種、生態系の 3 つのレベルで捉えられることが多い。
生物多様性国家戦略 2023-2030	生物多様性条約および生物多様性基本法にもとづく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画。現在の「生物多様性国家戦略 2023-2030」は、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に対応した戦略で、2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指している。
絶滅危惧種	レッドリスト（日本に生息または生育する野生生物について、専門家で構成される検討会が、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果をリストにまとめたもの）掲載種のうち、絶滅危惧Ⅰ類およびⅡ類に評価された種・亜種・変種を絶滅危惧種としている。

ゼロエミッション東京 (2050 東京戦略)	世界の平均気温上昇をできるだけ抑え、2050 年の世界の二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する東京都の目標のこと。
潜在自然植生	ある土地の植生が代償植生だった場合、その植生への人間による干渉を完全に止めたと仮定したときに最終的に形成される植生のこと。
扇状地	河川が、山地から平野や盆地に移る際に作られる地形のこと。山側を頂点とし、扇状に土砂が堆積することからこのように呼ばれる。端部では湧水が湧くほか、地盤が良く古くから集落が発達している。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動などの総合的な利用を目的とした公園のこと。
ソーラー公園灯	太陽光で発電し、貯まった電気で点灯する公園灯のこと。
杣の保プロジェクト	青梅の森およびその周辺で本市が管理する地域において、保全活動等を行う各種団体等と協働で青梅の森保全事業を行うことを目的に設置されたプロジェクト。
【た行】	
代償植生	伐採、植林などの人間の活動によって、その土地本来の植生に代わって生じた植生のこと。なお、対して人間の影響を受けずに生じた植生を、自然植生という。
多摩川沿い 景観形成地区	「多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準」が適用される範囲で、多摩川が形作る自然豊かな崖線のみどりを守り育てる、多摩川と一体となった川沿いの良好な市街地景観を整えるという考え方にもとづき設定されている地区のこと。
多摩川由来の 崖線の緑の保 全に向けての ガイドライン	多摩川由来の崖線のみどりを、後世に向けて保全していくことを目的とし、行政と市民と企業等が保全に向けて現状や課題を共有するとともに、協働で崖線のみどりの保全に向けた積極的な取組の方向性を示すガイドラインのこと。
多摩の森林再 生事業	手入れが遅れているスギ・ヒノキの人工林の山林所有者と東京都が協定を結び、その森林において、都が全額費用を負担して間伐を実施する事業のこと。

地域計画	農業経営基盤強化促進法にもとづき、地域での農業者や関係機関等による話し合いを経て、目指すべき地域農業の将来のあり方を明確化した計画。
地域森林計画 対象民有林	都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に 5 年ごとに 10 年を一期としてたてる計画の対象となる森林のこと。
地区計画制度	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市区町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けて「まちづくり」を進めていく手法のこと。
地区公園	徒歩圏内にある運動や休養などのレクリエーションのために設置された、近隣公園より広い公園のこと。
地産地消	地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。
東京が新たに 進めるみどりの 取組	東京都が都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月策定）で掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標とし、4 つの方針にもとづく取組のこと。
東京都生物多 様性地域戦略	生物多様性基本法第 13 条第 1 項にもとづく東京都の地域戦略で、将来にわたり生物多様性の恵みを受け続けることのできる都市をめざして改定した計画。
特殊公園	風致公園や動植物公園、墓園などの公園のこと。社会教育機関として位置付けられているなど、文化遺産の保護を目的としているなど、特別な位置付けがされている。
都市基幹公園	都市住民全般の利用に供することを目的として設置する公園のこと。総合公園、運動公園がある。
都市計画公 園・緑地の整 備方針	緑やオープンスペースの保全・創出にかかる他の施策と一体となって、東京都内の都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発言に向けた取組の方針。東京都と区市町（23 区、26 市及び 2 町）が共同で策定している。
都市づくりの グランドデザ イン	東京都が 2040 年代の目指すべき東京の年の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した計画。

都市農業振興基本法	都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な機能の十分な発揮を図り、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地のことであり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。
都市緑地法	都市の緑地を保全するとともに、緑化や公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。緑の基本計画や特別緑地保全地区の指定、緑地協定などについて規定している。
【な行】	
認定新規就農者	認定農業者と同様に、農業経営基盤強化促進法にもとづく、新たに農業を始める青年等が、5年後の経営目標等を定めた計画を市町村等が認定した農業者のこと。
認定農業者	農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫にもとづき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定した農業者のこと。
ネイチャーポジティブ	「自然再興」と訳し、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。
農業振興地域農用地区域	農業振興地域内における農業上の利用を確保すべき土地として指定された農用地区域のこと。農用地区域内の土地は農地転用の制限や開発行為の制限等の措置がとられる。
農業体験農園	農園開設者（農家）が自らの農業経営の一環として開設し、利用者に作付から収穫までの農作業を指導する農園。
農地バンク	農地中間管理機構のことで、都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人であり、都道府県知事が県に一つに限って指定することで「農地中間管理機構」となる。農地バンク、機構、公社などと呼ばれている。
農用林	人の住む処に隣接した森林で、農民の働きかけが強い二次林のこと。「里山」は農用林に代わる言葉として考えられた。

【は行】	
パークマネジメント	公園の運営管理のこと。
パークマネジメントマスタープラン	東京都が、今後10年間に東京が目指す公園づくりの方向性を示すとともに、多様な主体と連携しながら、都民の視点に立って取組を進めていくための、都立公園全体の整備・管理運営の指針。
バリアフリー	道路や建築物の入り口の段差などの物理的な障壁を除去し、生活しやすくすること。
パリ協定	第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催されたパリにて、2015（平成27）年12月12日に締結された、気候変動抑制に関する国際的な協定のこと。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目標としている。
ビオトープ	ドイツ語の「Biotop」のことであり、語源はギリシャ語で生命を意味する「Bio」と場所を意味する「topos」の合成語。一般的には、地域を限定せず、あらゆる場所において生き物の生息・生育できる場所を指す。
ビッグデータ	利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であると共に、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。
肥培管理	作物の育成を助けるための耕うん、整地、播種、灌漑、施肥、除草等の一連の作業を行って作物を栽培すること。
広場公園	都市の景観の向上や周辺施設の利用者の休息の場としての利用を目的とし、市街地の駅周辺に設置された公園のこと。
風致	風景が持つ趣や味わいのこと。

平地林	環境基本計画における平地自然地域にある森林のこと。平地自然地域は人口密度が高く、農耕地等も多く存在し、市街地等の大部分が存在する地域であり、そこに残された森林は貴重な存在である。
保安林	水源かん養や土砂災害の防止など、公益目的を達成するために伐採や開発に制限を加えられた森林のこと。
萌芽更新	伐採後に切株や根から新しい芽が延びてくる樹木の性質を利用し、伐採後に森林を造成する手法のことで、10～20年で伐採する薪炭林等に適している。
保全地域の保全・活用プラン	「東京における自然の保護と回復に関する条例」で指定する保全地域の価値・魅力を一層向上させる総合的なプランとして策定したもの。
ポテンシャル	潜在的な力。可能性としての力。
【ま行】	
まちづくりGX	GXとはグリーントランスフォーメーションの略で、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。国土交通省はまちづくりGXとして、緑地の保全および緑化の推進、脱炭素化等の推進に取り組んでいる。
道連れ解除	生産緑地地区の一部が解除される場合に、残された面積が規模要件を下まわると、生産緑地地区全体が解除されてしまうこと。
緑確保の総合的な方針	減少傾向にある既存の緑を守り、緑のまちづくりを推進するため、10年間で確保する緑やまちづくりの中で取り組む緑化施策等を示した方針。東京都と区市町村（23区、26市、3町および1村）が合同で策定している。
みどりのカーテン育成モニター	市民、市内事業者を対象に、みどりのカーテンのモニターを募集し、モニターは配布されたゴーヤの苗を育成し、アンケート提出する事業のこと。
みどりのカーテンコンテスト	本市が、建物の緑化および地球温暖化防止対策として効果が期待できるみどりのカーテン育成を市民に広く周知、普及するため、平成23年度から開催しているコンテストのこと。

みどりのフィンガープラン	開発が急速に進められていた平成元年当時、都内の丘陵地の自然環境の保全と活用を図り、秩序ある開発が行われるようにするため、緑地確保の配慮事項やレクリエーション的活用方策、適正な土地利用誘導などを示した東京都のプランのこと。都内の丘陵地が、本市の関東山地から武蔵野台地に向かって指状に突き出たようにみえることからこの名称となっており、加治丘陵には、永山・霞・小曾木丘陵を含む。なお、「緑確保の総合的な方針」では、対象とする丘陵地に位置づけられ、「東京都景観計画」では、多摩地域を象徴する景観として「丘陵地景観基本軸」に位置づけられている。
木質バイオマス燃料	バイオマスとは、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼び、そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。木質バイオマス燃料には、チップ、ペレットなど、森林から直接産出する燃料と、木材加工から生じる端材・木屑、あるいは産業廃棄物由来の燃料に大きく二分される。
モニタリング調査	監視・追跡のために行う観測や調査のこと。継続監視とも言われる。大気質や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表的である。
【や行】	
遊休農地	1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地、または周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地のこと。
ユニバーサルデザイン	文化や言語、国籍の違いや老若男女の差異、障害・能力の有無などにかかわらず、誰もが使いやすく、より快適な環境に設計されたデザインのこと。
予防保全型	インフラの管理手法の一つで、更新時期の平準化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う管理手法のこと。
【ら行】	
ランドマーク	都市のイメージを構成する目印のこと。

流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
緑地協定制度	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、地域住民の協力により良好な環境を確保する制度のこと。
レクリエーション	娯楽や余暇活動のこと。